

研修資料

平成22年度 児童の虐待死に関する文献研究

研究者 川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）
平山 哲（大阪府立母子保健総合医療センター）
田附あえか（筑波大学大学院）
大塚 斉（武蔵野児童学園）
相澤林太郎（子どもの虹情報研修センター）
長尾真理子（子どもの虹情報研修センター）
山邊沙欧里（子どもの虹情報研修センター）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

研修資料

平成22年度 児童の虐待死に関する文献研究

子どもの虹情報研修センター

はじめに

「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、施行されてからすでに10年あまりの歳月が費やされた。この間、本法律は2度にわたって改正され、多くの関係機関や関係団体、またその職員、スタッフ等々が、虐待を防止し、子どもの権利を守るための努力を続けてきた。しかしながら、児童相談所や市町村が対応した児童虐待件数は一貫して増加傾向にあり、子どもが虐待によって死亡する深刻な事件も後を絶たない。

こうした状況をふまえると、児童虐待を防止することは、現代社会におけるきわめて重要な課題の一つとなっていると言っている。とりわけ、子どもの虐待死を防ぐことは、私たちが全力をあげて取り組まねばならない大きな問題であろう。

本研究は、子どもの虐待死にはどのような背景があり、虐待死をなくしていく上ではどのような問題、どのような困難があるのかを分析、検討すると同時に、虐待死を克服するにはどのような取り組みが必要なのかを明らかにすることをめざして、わが国における「児童虐待死」に関する先行研究を概観するものである。

収集して得られた文献をみると、発表された年代によっては必ずしもそれらを児童虐待による死亡と捉えていないものがあったが、過去から現在まで数多くの論文があり、その内容も多岐にわたっていた。また、著者である研究者や実践家の専門分野も幅広いものであった。

本研究では、それらの文献をいくつかの領域に分類し、研究者で分担して読み解き、その特徴を示すよう努力したが、1年間だけではすべての文献を渉猟することができなかった。この点については今後も引き続き課題として研究を継続する予定であるが、それにしても、各種文献に当たれば当たるほど、問題の奥深さに突き当たったのも事実であり、こうした研究の重要性を痛感させられたのであった。

なお、本研究は、厚生労働科学研究費補助金（平成22年度政策科学総合研究事業）「我が国におけるチャイルド・デス・レビューに関する研究」（研究代表者 小林美智子）における分担研究「児童の虐待死に関する文献研究」の成果をふまえ、その一部を加筆修正し、当センターにおける種々の研修等で活用すべく「研修資料」として発刊するものである。

これらの研究成果が、少しでも多くの人に読まれ、子どもの虐待死を防ぐことに役立つならば幸いである。

平成23年4月

子どもの虹情報研修センター 川崎 二三彦

目 次

はじめに

I 目的と方法	1
II 結果	2
1. 実態調査および統計的研究について（1980年代まで）	2
2. 母親による実子殺について（児童虐待防止法制定前まで）	16
3. 医学・法医学分野について	26
4. 嬰兒殺（新生児殺）について	28
5. 近年新たに課題とされているテーマについて	65
6. 関係諸機関をめぐる論考について	69
III 総括	71
引用文献	73
参考資料：児童の虐待死に関する文献一覧	78

I 目的と方法

1. 目的

我が国におけるチャイルド・デス・レビューを適切に行うためには、これまでの先行研究の成果および課題などを整理しておく必要がある。そこで、これまでの文献について概観することを目的とする。ただし、本研究は、チャイルド・デスのうち「児童の虐待死」に関連する先行研究に限定している。

2. 方法

文献を検索するにあたっては、主に「国立国会図書館蔵書検索システム」、「MAGAZINE PLUS」および「医中誌web」を用いた。キーワードとしたのは「子殺し」「虐待死」「ネグレクト」「嬰兒殺」「新生児殺」であり、2009年までの文献を収集した。また、それらの文献に引用されたものや、参考文献として紹介されたものなどから、関連のある文献を追加、補足した。

以上の方法で収集した文献を、以下の6項目に分類して論ずることとした。

1. 実態調査および統計的研究について（今回は、1980年代まで）
2. 母親による実子殺について（今回は、児童虐待防止法制定前まで）
3. 医学・法医学分野について
4. 嬰兒殺（新生児殺）について
5. 近年新たに課題とされているテーマについて
6. 関係諸機関をめぐる論考について

なお、今回は、親子心中およびネグレクトに関する検討は除いている。

II 結果

1. 実態調査および統計的研究について（1980年代まで）

① 公的機関による全国調査

子どもの虐待死に関する全国的な調査は、厚生省児童家庭局育成課が1974年に報告をした「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果」が初めてである。このとき調査対象となったのは「昭和四十八年度中（昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで）に児童相談所が受理した三歳未満児に対する虐待、遺棄のケース並びに各児童相談所管内で発生した三歳未満児の殺害事件のケース」であり、各児童相談所が調査票に必要な事項を記載し、厚生省児童家庭局が集計を行っている。

なお、『殺害事件』とは「三歳未満の児童が殺害されるか、または、殺害されようとしたもの」とし、その内容から表1-1のようにさらに区分けして分類・集計している^{*1}。この調査結果によると、1973年度の1年間に3歳未満の児童が殺害された事件は251件（人）であった。

ところで、厚生労働省に設置されている「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が2010年に発表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：第6次報告」では、2008年度に虐待によって児童（18歳未満）が死亡した事件は107件（128人）であった。そのうち3歳未満児は60人である。したがって、1973年度の251件（人）から考えると、2008年度は約4分の1以下に減少していた。また、心中による3歳未満の死亡例を見ると、1973年度の65件（人）に対して2008年度は13人であり、5分の1に減少していた。

近年の3歳未満の児童虐待死亡例が1973年度に比べて本当に減少しているのか。それとも、対象事例の相違によるものなのか。2008年度調査が基本的に保護者による虐待死を検証しているのに対して、1973年度の調査では加害者を保護者に限っているという記述はないので、ここでは加害者について検討してみる。

表1-2をみると、1973年度の「殺害遺棄」では、加害者の続柄「不明」が半数以上（79/137人）を占めている。しかし、その被害児の年齢をみると、「出産直後（1日以内）」が8割以上（117/135人）を占めており、血縁関係者が加害者となっている可能性が高いと推測される（表1-3を参照のこと）。また、「殺害」「心中」においても、ほとんどが実母および実父であった。このことから、加害者の多くは血縁関係のある保護者であると考えられる。した

表1-1 1973年度における3歳未満の『殺害事件』

分類名	定義	件数
殺害遺棄	殺害して死体を遺棄したもの	135
殺害	殺害のみのもの	51
心中	親子心中等の自殺の道連れとなったもの	65
計		251

児童家庭局育成課（1974）より作成

表1-2 1973年度における3歳未満の『殺害事件』：加害者の続柄

分類名	実父	実母	継父母	その他	不明	総数
殺害遺棄	7	51	0	0	79	137
殺害	9	40	1	4	0	54
心中	12	53	0	2	0	67
計	28	144	1	6	79	258^{*2}

児童家庭局育成課（1974）より作成

表1-3 1973年度における3歳未満の『殺害事件』：被害児の年齢

分類名	出産直後 (1日以内)	0ヶ月	1～6ヶ月	7～12ヶ月	1～2才未満	2才以上	総数
殺害遺棄	117	7	6	5	0	0	135
殺害	14	5	9	4	11	8	51
心中	0	0	9	16	20	20	65
計	131	12	24	25	31	28	251

児童家庭局育成課（1974）より作成

がって、2008年度と1973年度を比較して、対象とされた加害者に相違があるとは考えにくかった。

次に、「心中以外」の3歳未満の死亡例について、「加害者の続柄」を比較してみる。1973年度の「殺害遺棄」と「殺害」を併せると191件（人）、2008年度の「心中以外」の死亡例（47人）はその4分の1である。加害者の続柄は、1973年度と2008年度に共通して、「実父」「実母」「実父母」など血縁関係のある保護者が多く、中でも「実母」の占める割合が高かった（表1-2および表1-4を参照のこと）。一方、「不明」の占める割合は、1973年度41%（79/191人）が2008年度13%（6/47人）に減少していた。

最後に、被虐待児の年齢が「出産直後（1日以内）」であった0歳児の死亡例について検討する。1973年度は「殺害遺棄」117件と「殺害」14件を併せて、131件が「出産直後（1日以内）」の被害児であり、0歳児192人の68.2%を占めていた。2008年度の報告では、0歳児36人のうち生後1日以内に死亡したのは16人（44.4%）であった。0歳児の被害児のうち「出産直後（1日以内）」の占める割合および全体数は、ともに減少傾向にあることが分かった。一方、心中事例ではいずれも0日以内の被害児は認められなかった。

以上の検討から、1973年度と比較して、2008年度では3歳未満の児童の虐待死例は減少傾向にあると考えられる。その中でも、加害者不明の「新生児（生後1日未満）殺」の割合が大きく減少していることが推測された。しかし、2008年度の調査対象では計上から外された加害者不明の「新生児殺」事件が存在することを考えると、今後より詳細な分析・検討を行う必要があると思われた。

表1-4 2008年度における心中以外の3歳未満の事例：加害者の続柄

実父	実母	実父母	実母と 養父	母の 交際相手	不明	計
8	26	5	1	1	6	47

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：6次報告」（2010）より作成

この時期、公的機関による「子殺し」関連の報告は厚生省の報告以外では、法務総合研究所の検事である土屋による嬰兒殺に焦点化した1974年の調査報告³だけである。なお、これら調査の特徴は、共に低年齢の児童を対象としていることである。1970年代前半は、コインロッカーベイビー事件がマスコミ報道の影響を受け社会的に注目された時期である。このような社会的影響を受けて、厚生省および法務省が特に低年齢の児童を対象に全国調査に乗り出したと考えられる。

これ以降1990年代後半までの間、児童の虐待死に関する公的機関による全国調査は行われていない。

公的機関による全国調査の再開は、1999年からの警察庁による「児童虐待事件の検挙状況」、児童虐待の防止等に関する法律施行（2000年11月20日）以降の厚生労働省による「児童虐待による死亡事例の検証報告を待たねばならない」⁴。

② 精神衛生学・精神医学分野からの研究報告

この領域では、1970年代を中心に、多くの子殺しに関する研究報告が行われている。それら報告を概観するに先立ち、子殺しの分類をする際に頻繁に引用される（例えば、栗栖他,1977；稲村,1978；福島,1977abなど）、アメリカの精神科医Resnick（1970）の子殺し分類について紹介する。Resnickはまず、子殺し（infanticide）を被害者（児）の「年齢」によって2つに大別した。すなわち、生後24時間以内の子の殺害を「新生児殺（neonaticide）」、それ以後の子の殺害を「実子殺（filicide）」とした。さらに、それぞれを加害者の「動機」によって以下の5つの類型に分けている。

- ・ 愛他的動機（altruistic）
 - ・ 心中（associated with suicide）
 - ・ 苦悩からの解放（to relieve suffering）
- ・ 急性精神病（acute psychotic）
- ・ 望まれない子ども（unwanted child）
- ・ 偶発事故（accidental）
- ・ 配偶者への復讐（spouse revenge）

このResnickによる子殺し分類については、近年、研究方法上の問題や加害者の動機に強く依存していること、現代的でないこと等が指摘されている（マイヤー他,2001）。その指摘を踏まえつつ、以下、精神衛生学および精神医学分野からの子殺しに関する研究報告を概観する。

この時期、精神衛生学を専門とする栗栖を中心に、意義深い研究報告がなされている。

まず、栗栖（1974）は、（一）戦後の新聞記事の分析、（二）嬰兒殺・遺棄の統計資料による経年推移、（三）新聞記事および調査資料からの戦前と戦後の比較、という3つの側面から、親子心中・殺児・嬰兒殺・遺棄・虐待など子どもの養育にまつわる社会病理的現象について検討している。（一）戦後の新聞記事による分析で取り上げられているのは、1946（昭和21）年から1972（昭和47）年までの26年間における、朝日新聞縮刷版の「子殺し」「遺棄」「虐待」についての記事である。記事の選択基準は、「一五歳未満の子供が、親およびその他の保護者により、生命を奪われ、又は身体的な危害を加えられたり、適切な養育を受けていなかったと報道されたもの」「但し、心中事件で一五歳以上のものが同時に殺されたり、未遂に終わった場合は、被害者の中に加えた」としている。なお、取り上げられた記事総数等は表1-5の通りである。

表1-5 1946～1972年における15歳未満の「子殺し」関連の新聞記事

分類名	件数
一家心中	199
母子心中	554
父子心中	85
殺児	104
嬰兒殺	114
虐待	59
遺棄	94
計	1209

栗栖（1974）より作成

栗栖（1974）は、前にあげた3つの側面から検討し、コインロッカーベビー事件に象徴される当時の子殺しに対する過剰な社会的関心について、4つの貴重な考察を行なっている。

まず、嬰兒殺・遺棄についての新聞記事は増加しているが、統計資料ではそのような傾向は見られないことを明らかにしている。そして、1970年代以降、新聞報道記事が増加した理由として、世界的な食糧危機問題、人口増加問題、日常的な経済的不安定さ等の不安感が子殺しをする母親の問題に投影されたのではないかと述べている。

続いて、子殺し、子どもの遺棄・虐待等の行為パターンは凶悪化・残虐化しているかという質的問題について検討している。そこでは当時問題となっていたコインロッカーベビー事件が全体数と比較して多くはないという事実を挙げ、「コインロッカーにみられる犯罪をとらえて凶悪とするには問題があり、より精細な検討を必要とする」とし、社会の中で容認されなければならない出産・育児であるが、その社会の価値規範に適應できず、妊娠・出産を秘匿するために嬰兒を抹殺しようとしたのではないかと分析している。

第三に、当時、子殺し、子どもの遺棄・虐待等の現象の原因の多くが「核家族化」に求められていたことに対して、核家族化は近年になってみられたものではないため、原因を単に「核家族化」に求めることには無理があると指摘している。そして、北欧の例を挙げ、欠損家族の占める割合が多く、核家族化が進んでいるが非嫡出子に対する社会的差別がなく、社会福祉支援の得られるスウェーデンでは嬰兒殺がみられないと指摘し、「家族の崩壊又は家族が未形成な段階で母親に一方的に育児が課せられた場合、子殺しや子供の遺棄が生ずると考えられる」と述べている。

最後に、母親の養育態度、児童観の時代的変容について考察している。戦前にあった捨てられた子を代わりに育てるという社会が、戦後の都市化、近代化に伴い、「社会の中での家族の独立性と子供の扶養に関する義務は益々強められ」、家庭における母親の役割が強調されるようになってきているのではないかと指摘している。そのため、母親に科せられた道義上の問題として非難するだけでは解決しない、と当時の「母性喪失」という報道姿勢を批判している。

1970年代に「子殺し」「子捨て」に関する新聞報道が急増し社会的不安が一過的に高まった当時を振り返ってみると、1990年代以降マスコミに頻繁に報道される「児童虐待」に対して社会的関心や不安が高まっている近年の状況を彷彿とさせられる。栗栖（1974）は、統計的データを経年的に把握し、比較検討することによって、当時マスコミ報道によって作られた社会認識を批判している。つまりマスコミ報道により作られる社会認識、煽られる不安感に対して危機感および懐疑心をもち、その時代を歴史的に捉え何が起きているかを理解しようとし、データに基づいてその社会認識の信頼性・妥当性を実証している。このような研究姿勢は、近年においては、保坂（2011）が指摘しているように2000年以降に児童虐待の歴史を振り返る作業が始まったこととして表れていると思われる（例えば、上野他,2003；三島,2005など）。今後、児童虐待への適切な対策が実施されるためには、報道等により作られる社会認識に惑わされず、広い視野を持って現代の傾向を捉え、信頼性・妥当性のあるデータに基づく実証的・統計的・事例的研究を行っていく必要があるのではないかと考えられる。

栗栖は子殺しに関する研究を継続し、さらに2論文を発表している。1974年発表の上記論文では、様々なデータを基に当時の社会病理的現象に対して考察を行っていたが、以下に挙げる2論文では、データを東京都における加害者の裁判記録に限定し、縦断研究を行なっている。そのため、分析内容は子殺しならびに虐待の実態把握と経年推移に力点が置かれている。以下、その概要を紹介する。

1977年に栗栖と少年鑑別所の大森によって発表された「東京における子殺しの実態：戦後22年間（昭和25年～昭和46年）の動向」では、研究対象として「裁判が確定したもので、強盗殺人を除く殺人、殺人未遂、傷害致死、同未遂事件を拾い出し、その中、加害者・被害者の関係が親・実子関係である事件のみ」を取り出し、これら事件の裁判判決記録を参照に分析を行っている。

この報告では、「犯罪の質的分析」に力点を置いて子殺しの分類を行っており、犯罪の動機別に7つに分類している（表1-6を参照のこと）。

この研究から、栗栖他は、東京における実子殺は、22年の間に大きな量的変化は認められなかったことを明らかにしている。しかし、1960（昭和35）年頃を境に、「不要」および「虐待」は増加、「暴君」は減少という質的な変化がみられたと指摘している。なお、「不要」では嬰兒殺が約8割を占めていること、1960年以降の全国における嬰兒殺発生件数および検挙件数に著しい増加傾向が認められないことなどから、主に嬰兒殺である「不要」が増加したのは東京という大都市に限られた現象であると解釈している。「虐待」についても、同様な推論が当てはまるのではないかと述べている。

栗栖他（1985）では、1971（昭和46）年から1980（昭和55）年までの10年間において、東京検察庁管内における、「加害者と被害者の関係が広義の親子関係にある殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、殺人および死体遺棄、死体遺棄、保護者遺棄、保護者遺棄致死、監禁などの第一審有罪確定記録」を分析している。成人被害者も対象に含まれているが、特に15歳未満に焦点を当て、栗栖他（1977）の

表1-6 1950～1971年における東京管内の裁判が確定した「実子殺」関連事件（成人を含む）

分類名	定義	件数
不要	親による実子の殺人・殺人未遂、傷害致死・同未遂などの犯行が、子供を自分たち家族にとって全く必要のない存在とする考えによって行われたと考えられるもの	60
虐待	親による実子の殺人・殺人未遂、傷害致死・同未遂などの身体的危害あるいは長時間の絶食・拘禁など子供の生命に危険を及ぼすような物理的な折檻を加えた結果、子供を死にいたらしめまたは傷を負わせるにいたったもの	20
我儘	親の自己中心的な考えが子供に受け入れられず、子供から頼ることを拒否されたために、その実子の殺人または殺人未遂、傷害致死・同未遂などの犯行が行われたもの	8
葛藤	親と子供との間に長期にわたる心理的葛藤が持続し、その結果として、殺人・殺人未遂、傷害致死・同未遂などの犯行が行われたもの	
暴君	加害者である親および家族が長い間被害者である子供の問題行動によって忍耐と服従の生活を強いられ、心理的、経済的に圧迫されている状態から生じた殺人・殺人未遂・傷害致死・同未遂など	33
憐憫	子供が心身障害児であったり、親の死後子供の独立生活が危ぶまれるような状況にあり、そのため、子供の安楽を願って、子供の苦しみを解放しようとして子供を殺害または未遂にとどまったもの	11
心中	親に死ぬ意志があり、その道連れとして、わが子を殺害または未遂に終わったもの。この場合、親子心中未遂例のみが対象となった	75
	計	207

栗栖他（1977）より作成

結果と比較検討している。

子殺しおよび虐待の実態と経年推移は、罪名によって計上しており、図1-1のとおりである。統計分析によると、年毎の発生件数に著しい差は見られていない。

加害者の特性については、表1-7のように4つに類型化し、分析している。結果として挙げられた特徴は以下の通りである。

- ・ 発生年度別、罪名別の発生件数に、有意な変化はなかった。
- ・ 千代田、台東、中央区等のターミナル駅をもつ昼間人口集中地域と、葛飾、板橋区などの住宅地域において、事件発生率が高かった。月別では、1・3・7・12月に発生頻度が高くなる傾向があった。
- ・ 加害者全体の性比は1：2で女性の方が多く、栗栖他（1977）と比べて変化は見られなかった。
- ・ 加害者では、実父母が大半を占めていた。虐待では、継父母の占める割合が高かった。
- ・ 栗栖他（1977）と比較すると、加害者および被害者の類型別年齢分布、加害者の学歴については著しい変化は見られなかった。核家族の占める割合および内縁同棲関係にあるものの割合が多く認められたが、有意差はなかった。
- ・ 加害者のうち約1割に精神科受療歴があった。精神鑑定を受けたのは約2割弱であり、起訴猶予・不起訴を含まない対象選択の影響と考えられた。
- ・ 男性加害者に前科前歴のあるものが多かった。

これら2論文は、縦断研究としての意義は高い。しかし、両論文で分類方法が異なっていること、成人被害者も含まれていることから、他研究との比較検討が困難である。

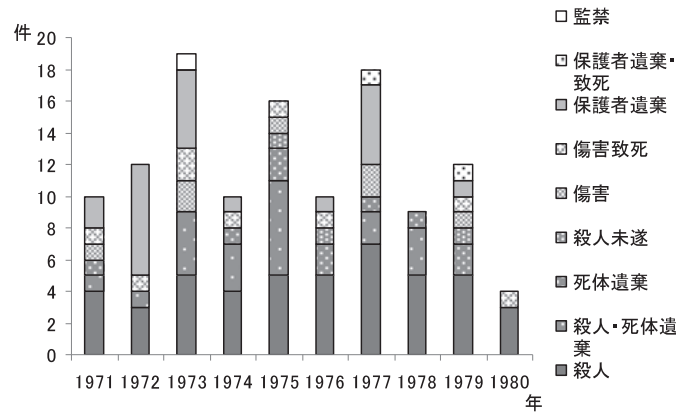


図1-1 東京検察庁管内における第一審有罪判決確定「子殺し」事件の推移 (15歳未満の被害者に限定)

表1-7 1971～1980年の東京検察庁管内における第一審有罪確定「子殺し」事件の加害者 (15歳未満の被害者に限定)

分類名	定義	男	女	総人数
殺害	次の無理心中による殺害を除く、殺人・殺人死体遺棄・死体遺棄・殺人未遂	6	50	56
無理心中未遂	親（加害者）に死ぬ意志があり、その道連れとしてわが子を殺害または未遂に終わったもの。親子心中未遂例のみが対象である	7	23	30
遺棄	わが子を病院・施設・駅構内・自宅などに置き去りまたは放置したままあるいはそのために死亡させたもの	16	10	26
虐待	わが子に十分な養育を行わず、暴行など身体的危害を加え、その結果死亡または傷を負わせたもの	9	10	19
	計	38	93	131

栗栖他（1985）より作成

次に、1973(昭和48)年に開催された犯罪心理学研究委員会主催の東京地区研究会のシンポジウム「親殺し・子殺し」から、村田(1975)による調査報告について概観する。ただし、シンポジウムの概要であるため、詳細は分からない。

村田(1975)は、1971(昭和46)年4月から1972(昭和47)年11月までの8ヶ月間に、全国の子刑務所(栃木・笠松・和歌山・麓)に在監中の「子殺し」受刑者41名中、親子関係を有する33名(全収容者数736名の約4.5%に当たる)を対象に調査を行っている。受刑者前科身分帳、分類調査表などの公式記録を参照し、個別面接およびロールシャッハテスト・脳波検査等によって、対象者の特徴を分析している。被害者の年齢と犯行の動機との関係について、以下のような特徴を挙げている。

- ・ 乳児期では、抑うつ状態または親子心中に基づくものが多い。(4名)
- ・ 幼児期(1~3歳)では、トイレット・トレーニングの失敗などから折檻・虐待に至るもの、いわゆる「反抗期」の行動(例えば、返事をしない)に対する激情からのものが多い。(11名)
- ・ 前期児童期(3~6歳)では、親子心中に基づくもの、実子以外の親子関係で自己が妊娠中の不安状態、あるいは自分の子は中絶させられて他人の子を育てなければならないという不満から些細なきっかけで忿怒・折檻という例が多い。(19例)
- ・ 学童期以後のものでは、被害者の素行不良に基づくものが多い。(4名)

加害者の性格傾向をSchneider, K.の類型に従い分類すると、爆発(15例)、自己顕示(13例)、抑うつ(13例)、情性欠如(6例)、気分易変(6例)が多く認められ、精神医学的診断では、抑うつ状態、ヒステリー、精神分裂病⁵の疑いなどが一般女子受刑者より高率を示したと述べている。これらの結果に基づき、対象者の性格傾向、精神医学的診断および犯行内容などの視点から、子殺しの類型化を表1-8のように試みている。

村田(1975)は女性受刑者のみを対象として調査しているが、この背景には、1972(昭和47)年に母親による子殺しをはじめ女性犯罪の増加が犯罪白書やマスコミ報道によって大きく取り上げられた

表1-8 1971.4~1972.11における「子殺し」女性受刑者

分類名	定義	例数
ヒステリー型	いわゆるヒステリー性格者が主で、継子いじめや折檻または利欲などの動機と結びつきやすい	5
爆発型	爆発的衝動的で、てんかん気質もこの類型に属する。継子いじめと結びつきやすい。子殺しのうち、多くみられる類型である	11
抑うつ型	うつ状態、抑うつ反応、うつ人格などがこれに属し、実子殺しに多く、親子心中の形式をとりやすい。「子殺し」のうち最も多いと思われるが、執行猶予となる率も高いと推定される	10
冷酷型	情性欠如型の精神病質者であり、その数は少ないが、犯行は冷酷残忍である	2
無思慮型	知的レベルが低く、無思慮で責任感も薄く、今後増加すると思われる類型である。2~3年来急増しているコインロッカー嬰兒死体遺棄事件などにも、この類型が多いと思われる	2
その他	精神病の疑いのあるものや、本人の精神医学的問題よりも被害者に原因の帰せられるものなどがある	3
	計	33

村田(1975)より作成

(中谷,1973a; 広瀬,1973) ことがあったのかもしれない。

続いて、精神科医である稲村 (1976,1978) による研究報告を概観する。稲村は、1975年の論文「子殺しの研究」において、我が国および諸外国における子殺しに関する文献レビューを行い、1978年の著書『子殺し—その精神病理』において、自身の新聞記事による調査、子殺しの分類および事例、我が国および諸外国における子殺しの社会文化的背景について考察している。ここでは、稲村 (1978) による子殺しの親の特徴、新聞記事に基づく子殺し事例の分析について紹介する。

稲村 (1978) は、子殺しの親は一般的に考えられるような非情で残酷なタイプではないと述べた上で、我が国および諸外国の子殺しに関する先行研究に基づき、子殺しの親について以下の7つの特徴を挙げている。

- 一) 加害者自身の幼少時代に家庭的問題のあったものが多い。
- 二) 未熟・依存傾向、神経症的ないしヒステリー傾向が強いなど、性格異常が多く含まれる。
- 三) 精神異常者が多く含まれる。
- 四) 自殺や他の殺人に随伴する 경우가少なくない。
- 五) 加害者自身がその母親に依存的なことが少なくない。
- 六) 女性が夫への復讐を子どもに対して行う 경우가少なくない。
- 七) 実子を自分のものと考えたり、自分の切り離せない一部と見なす傾向が顕著に認められる。これは、親子心中などの形で、我が国独自の現象と考えられがちであるが、世界共通に見られる。

稲村 (1978) は、新聞記事からそれぞれ特徴的な事例を挙げながら、子殺しを分類して説明している。しかし、事例に則して分類・解説しており分類基準が明確でないため、ここでは特に取り上げないこととする。

新聞記事で扱われた事例についての分析では、1973 (昭和48) から1975 (昭和50) 年までの3年間における、朝日新聞縮刷版に掲載された子殺し事例399件 (うち未遂50件) を対象としている (表1-9を参照のこと)。動機や手段等の分析から、欧米で行なわれた研究結果とほぼ類似の特徴を持っていることが分かり、「子殺しという現象が広く普遍的で共通性の高いものであることを示している」と述べている。その上で、当時に著しいと思われる特徴を5点挙げている。すなわち、

- 一) 親の情とくに母性愛の欠如を思わせる事例が増えていること。
- 二) 子殺しの際、内的葛藤や痛みに乏しく無造作に実行してしまったという印象を受ける事例が増加していること。
- 三) 非情・冷酷な傾向が増えてきていること。
- 四) 時代と共にコインロッカーに捨てるなど新たな方法が登場していること。
- 五) 夫婦の一方が家出し、残された配偶者が事件を

表1-9 1973~1975年における「子殺し」事件の新聞記事 (成人を含む)

分類名	件数			
	1973年	1974年	1975年	計
嬰兒殺	11	12	9	32
せっかん殺	10	7	14	31
無理心中	38	67	75	180
純殺児	13	25	26	64
その他の子殺し	2	9	3	14
遺棄	6	14	8	28
計	80	134	135	349

稲村 (1976,1978) より作成

起こす事例が多いこと。

稲村は、諸外国の研究をまとめ、我が国と諸外国における子殺しを比較分析したことにおいて、意義深い。一方で、上記の栗栖（1974）や弁護士の中谷（1973a）が厳しく批判する、当時の報道姿勢である「母性喪失」、子殺しが非情・冷酷化している等に対しては、特に問題視した捉え方をしていないことが分かる。稲村の関心は、当時の社会情勢を踏まえて子殺し現象を捉えることではなく、社会文化的にみた我が国および諸外国における子殺しの現象に向いていたと考えられる。

一方、「子殺し」の質的变化は、栗栖（1974）ならびに中谷（1973a）も指摘している。しかし、その変化を「非情・冷酷」と捉えるか、社会の価値観や経済状況などの変化に伴う質的变化として捉えるかでは、支援や対策を立てていく上で大きな差がでてくるであろう。

さて、次に挙げるのは犯罪精神医学を専門とする精神科医、福島（1976a,1976b,1977a,1977b）による研究である。福島は、自身が精神鑑定を行なった例を中心に、子殺しに関する分析・考察を行なっていることが特徴的である。

福島は、精神鑑定例の研究の予備的研究として、1973（昭和48）年1月から6月までの半年間におけ

表1-10 福島による分類および1971～1976年における福島が行なった東京・千葉県内の精神鑑定例の分類および件数

類名	定義および特徴	件数	
I 新生児殺型	<ul style="list-style-type: none"> 分娩中または出産直後に新生児を積極的に殺害、あるいは遺棄した結果死亡させるもの。 親の年齢が非常に若いケースが多く（14～23歳が中心）、職業は生徒・学生・無職・ホステスなどが多い。いわゆる「未婚の母」が多く、婚姻外で妊娠し、中絶の時期を逸して出産した「望まれない子」を殺害もしくは遺棄したものである。 この他に、比較的年長の主婦による新生児殺では、貧困その他の思惑（多子家庭、双生児への迷信的恐怖、浮気相手の子の可能性への不安など）がある。 	0	
II 精神障害型	<ul style="list-style-type: none"> 親の精神病的ないし神経症の状態を指している。心因反応は含むが、異常性格や知能障害は除いている。 新生児殺よりも親子共にやや高い年齢層に分布するが、父と母との間に分布域に少し差がみられる。父親の方には子どもが2歳未満のケースはほとんどないが、母親の方には子どもが低年齢から見られた。これは、母親が産後精神病・育児ノイローゼなど、出産・育児に伴う特有の精神障害の存在を示す。 この型はさらに、左の3つに細分化している。II-ii、II-iiiでは心中が多い。 	II-i 内因精神病 (分裂病、躁うつ病、非定型精神病)	7
		II-ii 産後精神病 (産後抑うつ、育児ノイローゼ)	2
		II-iii 反応性抑うつ	6
III 障害児型	<ul style="list-style-type: none"> 子の側になんらかの心身障害がある場合である。精神病・異常性格・知恵おくれ・問題行動・身体障害・奇形などが含まれる。 殺害される子の年齢が、思春期以降青年期まで達する点が特徴である。 	2 (成人)	
IV 虐待型	<ul style="list-style-type: none"> 子どものトイレット・トレーニングが始まる1歳ごろから、まだ聞き分けや顔色を見ることができない7歳未満に、被害児の年齢が集中している。泣き声がうるさいという理由で、虐待・致死に至ったケースもある。 継父母など血縁関係のない者が多く含まれることが特徴である。 	3	
V その他	<ul style="list-style-type: none"> 類型化できない散発例である。いわゆる正常者の子殺しはここに含まれる者が多い。 	1	
	計	21	

福島（1977a）より作成

る『朝日新聞東京版』と『日本経済新聞』の朝夕刊、それに1976（昭和51）年1月から3月までの3ヶ月間の『朝日新聞』『読売新聞』の東京版朝夕刊を加え、子殺しの事例を取り出して大まかな傾向を見ている。被害者の年齢と加害者である親の年齢を図上にプロットし、その分布から子殺しを5つに分類し特徴を挙げている（表1-10を参照のこと）。

この分類を踏まえ、1971（昭和46）年から1976（昭和51）年までの間に、福島自身が鑑定した東京・千葉県内の精神鑑定例21例について検討している⁶。

この分析を踏まえて福島（1977a）は、「子を殺す親」の本質的な典型の抽出を試みている。そして、子殺しの本質的な典型として「抑うつ状態における心中であり、他の類型はその周辺例である」という見解を提示した。その典型例は①自殺心をもち、②抑うつ精神状態にあり、③子の心身の障害を背負い、④動機は第三者にも心理学的に（少なくとも質的には）了解可能であり、⑤朝方の実行が多い、などの共通点を持つとしている。

福島同様、子殺し加害者の精神鑑定に基づく分析・研究を行った研究として、市川他（1981）および辰沼他（1982a,1982b, 1982c,1983）が挙げられる。

市川他（1981）は、1957（昭和32）年11月から1977（昭和52）年9月までの20年11ヶ月間において、東京地方検察庁診断室で診断された子殺し事件被疑者108例を対象に検討している。108例中1例は父母共謀であるため、事件数としては107件である。約9割が女性被疑者、被害者総数は124名で18歳未満が9割以上（119名）を占めている。そして、事例分析を通して表1-11のように4群に分類しているが、それぞれの群における拡大自殺（いわゆる親子心中）の占める割合に大きな差が見られたことを指摘している。

表1-11 1957.11～1977.9の東京地方検察庁で診断された「子殺し」事件

分類	定義	例数	うち 拡大 自殺	うち 起訴	うち 実刑
第1群	幻覚・妄想（または妄想）状態によるもの	18	13	3	1
第2群	うつ状態によるもの	65	53	23	3
第3群	衝動、短絡行為によるもの	22	3	13	1
第4群	熟慮の上の計画的犯行	3	0	3	0
計		108	69	42	5

市川他（1981）、辰沼他（1983）より作成

この研究に引続き、辰沼他（1983）は上記108例についての刑事処分結果を報告している。有罪になった者も殺人犯としては極めて軽い刑が言い渡されていることに対して、責任能力と情状酌量とは明確に区別すべきであろうと指摘し、法曹家と精神科医の間の感覚的相違について述べている。

また、辰沼他（1982a,1982b,1982c）は、精神鑑定例30例をもとに精神病理学的に犯行の性質を抽出し、「Child Murder Syndrome（子殺し症候群）」として2つの型を提示している（表1-12を参照のこと）。I型を呈する者は抑うつ状態、幻覚・妄想状態であるが、生来性的人格発展として生じるものもあり、精神分裂病、反応性分裂病、うつ病、反応性うつ病、生殖性精神病等の疾患が含まれるとしている。II型は、精神薄弱または境界線知能で、かつ生育環境が劣悪な者であったという。また、この中に被虐待児症候群（Battered Child Syndrome）による殺害の鑑定例は含まれていなかったが、今後日本

においても増加し、Ⅲ型になるのではないかと指摘している。

これら精神鑑定例を分析対象とした研究では、拡大自殺（もしくは親子心中）の事例が多くみられることが特徴的である。これは、精神鑑定が必要と判断された加害者の特徴とも言える。一方、継続的な身体的虐待による「子殺し」やネグレクト等の事例はほぼ見られない。このような事件の加害者は精神鑑定を受けずに処分されている可能性が高いと考えられる。すなわち、精神鑑定例を分析対象とした研究では、「子殺し」現象の全体を捉えることが難しい。ここで対象となっている事例の分析は、加害者の背景や動機を理解する上で有意義であるが、分析対象が限定されていることを踏まえておく必要がある。

表 1 -12 精神鑑定例に基づく Child Murder Syndrome の類型

分類	定義・特徴	件数
I 型	①感情の異常：抑うつ感情、不安 ②自己評価の異常：不適切感、不適応感、無能感、劣等感、自己卑下、自己否定、隠退願望、希死念慮、育児自信喪失、母親としての役割取得の失敗 ③子どもへの態度の異常：子どもの現在の心身の状態、将来の運命に関する悲観的、絶望的な確信 ④周囲への配慮の異常：利他的、極度の遠慮、気がね	27
Ⅱ型	①衝動的、短絡的行為であり、熟慮・慎重さを欠くが、子殺しへのhypobulicな目的・意図を持っている ②その対象となる子どもは“望まざる子”であり、また夫への嫉妬、復讐などの意図のあるものもある	3
	計	30

辰沼他（1982a,1982b,1983c）より作成

以上、精神衛生学・精神医学分野からの研究報告について概観してきた。それによりいくつかの特徴がみられた。

まず、調査対象期間が全て1970年代までであることである。1980年代を研究対象期間とした研究は、1980年代には全く見られない。その後、この専門領域からの「子殺し」に関する研究は、2005年の田口による「近年の母親による子殺しに関する犯罪精神医学的研究」まで見られない。

次に、被害者の年齢が成人まで及んでいる研究が多々見られることである。つまり、1980年代までの研究において「子殺し」という言葉は、被害者の年齢に関わらず、被害者がその親もしくはその他の保護者により殺害された事件を示していたことが分かった。そのため、現行の児童虐待の定義で定められた18歳未満に限定されておらず、分析対象としているデータが近年のデータとは異なること等から、両者を比較することは難しい。

また、加害者の「殺害動機」、心理的傾向など、加害者の特性によって「子殺し」を分類しようとする試みが多くなされていた。これは、先に挙げたResnick（1970）に始まり、当時の「子殺し」研究の特徴であろう。そのため、どのように防止対策をたてるかという具体的な議論にはならず、「子殺し」加害者の「理解」に留まる分析・考察が多いように思われた。

③ 法医学分野からの報告

法医学分野からの研究報告として、ここでは、日本法医学会の「課題調査」活動の一環として、被

虐待児の司法解剖例について調査・分析した報告（神田,1980）を取り上げたい。法医学分野で被虐待児に関する司法解剖例が全国調査として報告されたのはこれが初めてである。

調査は、1968（昭和43）年から1977（昭和52）年までの10年間に於いて、40機関（事例なしの機関を含めると52機関）から報告された計185例の被虐待児（Battered Child）を対象に行われた。（図1-2を参照のこと）。

参考までに、2002年の日本法医学会企画調査委員会による報告に基づき、後年の被虐待児の司法解剖例件数の図を作成した（図1-3を参照のこと）*7。この報告からは、1990年から1999年の10年間で報告された被虐待児死亡解剖例は459例であり、1980年報告の185例に比べ2倍以上に増えていた。

死因については、加害者の種別、虐待の連続性の有無などとの関連性に基づき、表1-13のように4分類し比較分析している。神田は、法医学的にbattered childを「繰り返し折檻されて死亡した被害者」と定義づける海外文献もあると指摘している。こうした点も踏まえると、繰り返しの暴行等の身体的虐待による死亡例に焦点が当てられており、ネグレクトや心中による死亡、および加害者の精神疾患による発作的な殺害による死亡は、何例かは挙げられているものの、調査対象として

共通認識があったかどうかは分からない。これは、2008年の報告で調査対象を「最近では小児に対する加害行為全てを虐待とみなす考え方が一般的である。そこで今回の調査対象には、狭義の虐待の他、嬰兒殺、無理心中、その他の殺人を調査対象とした。なお、狭義の虐待としては、保護者（親権を行

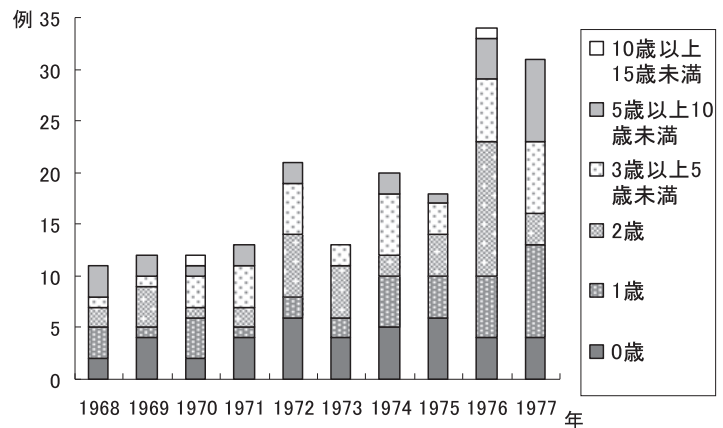


図1-2 被虐待児死亡解剖例 (1968~1977年)

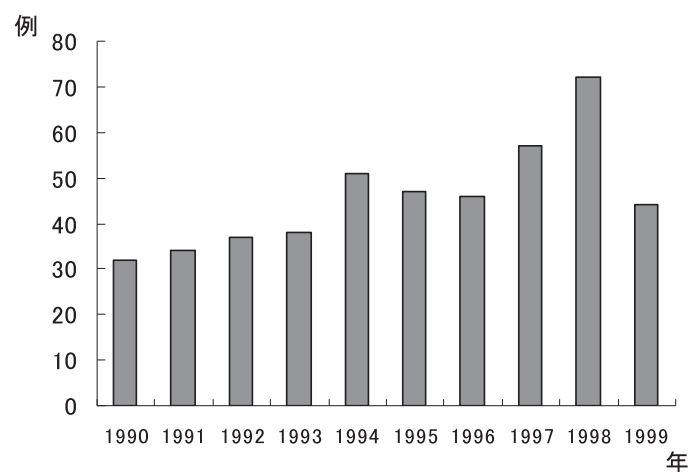


図1-3 被虐待児死亡解剖例 (1990~1999年)

表1-13 1968~1977年の被虐待児死亡解剖例

分類	定義	件数
Battered by parents	実父母、継父母などによって繰り返し折檻されていた事例	151
battered by child	加害者が兄弟で、虐待の動機が単なるいたずらと考えられる事例	5
child neglect	両親、保護者、その他の小児の世話をする人が当然の世話や保護を怠り放置されていた事例	5
single trauma homicide	発作的に絞頸、扼頸などによって殺害された事例	24
計		185

神田（1980）より作成

なう者あるいはその他の者で児童を監護している者)がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し繰り返される身体的暴行あるいは(かつ)ネグレクトの結果、死に至ったもの、と定義した」と改めて明示していることから、推測された。一方、1980年においても、ネグレクトや心中による死亡、および加害者の精神疾患による発作的な殺害による死亡が何例か報告されていることから、当時もこのような事例を「児童虐待」と認識していた機関や法医学者がいたことも確認された。

1980年報告と、2002年並びに2008年報告の調査項目とを比較すると、2000年以降の報告では、被虐待児の医療機関への過去の受診歴、公的機関の介入といった項目が増えていることが特徴的である。2002年の報告では、虐待の発見に関与する医師側の認識・知識等の不足や行政手続きを嫌がる傾向を指摘されている。このような視点は1980年報告には見られず、被虐待児の剖検所見が中心の報告となっていた。

なお、1982年にはこれら司法解剖例の集録を公表している(日本法医学会課題調査委員会,1982)。しかし、その後は約20年間、被虐待児の死亡解剖例についての全国的調査の報告はされておらず、1970年後半から1980年代における被虐待児死亡解剖例の全体数を把握することはできなかった。

④ まとめ

ここでは、「子殺し」および「子どもの虐待死」について、1980年代までの先行研究を中心に概観を行なった。それにより、以下の特徴が浮かび上がってきた。

一つ目は、1970年代に研究が集中していることである。1970年代には、厚生省や法務省、および日本法医学会等、異なる専門分野において全国調査が行なわれていた。しかし、いずれも1回のみで、継続されていなかった。精神衛生学および精神医学の分野の報告をみても、1970年代に研究は集中しており、1980年代に入ると減少していた。

1970年代前半は、先述したようにコインロッカーベイビー事件に対するマスコミ報道が盛んに行なわれ、「母性喪失」や「子殺しの増加・残虐化」などが叫ばれた時期である。後年の研究において、「子殺し」「子捨て」についての新聞記事を戦後から1980年代までを10年毎に詳細に追った田間(2001)は、1970年代に入って「子殺し」「子捨て」「新生児犯罪」の報道件数が一気に増加していることを明らかにしている。一方で、統計的データに基づき経年推移を分析した当時の研究からは、1970年代に「子殺し」「嬰兒殺」が特に増えたわけではないことが指摘されていた(例えば、栗栖,1994)。しかし、マスコミ報道などの影響による当時の「子殺し」に対する関心や不安への高まりは留まることなく、結果的に、全国的な実態調査や研究に繋がったと考えられた。

一方、1970年代後半から1980年代にかけては、「子殺し」に対する社会的関心や不安は沈静化したと考えられた。それは、1980年代の「子殺し」を対象とした研究報告および全国調査が全くと言っていいほど行なわれておらず、一部の専門家が研究を継続するのみという状況から推測される。そのため、先行研究から1980年代の「子殺し」および「子どもの虐待死」の実態がどのように推移していたかを把握することは困難である。

二つ目に、「子殺し」および「子どもの虐待死」の定義が統一されておらず、各々の研究を比較分

析することが困難であった。調査対象としている子どもの年齢も、3歳未満であったり（児童家庭局育成課,1974）、成人を含んでいた（例えば、栗栖他,1977；福島,1977a）、統一されていない。調査対象の抽出についても、新聞記事を分析した研究（例えば、栗栖,1974；稲村,1978）、精神鑑定例に基づき加害者の分析に力点をおいた研究（例えば、福島,1977a；辰沼,1982abc）、被虐待児の死亡解剖例に関する研究（神田,1980）など、多岐に亘っていた。また、各々の研究において「子殺し」の分類基準が異なっていた。保坂（2011）が指摘するように、「子捨て」「子殺し」「心中」などを連続線上で捉え調査している文献もある（例えば、栗栖,1974）。このように各研究における差異が大きいため、それぞれの調査結果および分析を比較することは難しかった。

また、それは、それぞれの専門領域間の交流が余りなかったことを示唆していると考えられる。近年では、各々の専門家が連携・協力をし、子どもの虐待死を多角的に捉え、予防・対策をたてていく重要性・必要性が、共通認識になっている。しかし、当時は異なる分野の専門家が連携して行なった研究はほとんどなかった。1970年代以降1980年代にかけて、「子殺し」および「子どもの虐待死」についての研究や全国調査が継続し得なかった理由の一つとして、当時のこのような状況が挙げられるかもしれない。

今回は1980年代までの「子殺し」および「子どもの虐待死」について、実態調査および統計的研究を中心に先行研究をまとめた。これを踏まえ、次年度は1990年代以降の先行研究について概観する予定である。

（長尾 真理子）

*1 他の用語の定義は以下の通りである。『虐待』とは、暴行等身体的危害あるいは長時間の絶食、拘禁等、生命に危険を及ぼすような行為がなされたと判断されたものをいう。『遺棄』とは、いわゆる棄児として児童相談所で受けたものをいい、病院、施設、駅構内等に置いたまま、実母等が行方不明になったものを含むが、親族のもとに置き去ったものは除くものとした。『加害者の心身障害等』とは、加害者自身に、精神病またはその疑い、精神病質、精神薄弱、神経症またはその疑い、中毒（アルコール、薬物等）、身体障害等の障害があるものをいう。『被害児の心身障害等』とは、児童自身に精神発達遅滞、精神病の疑い、身体障害等の傷害があるものをいう。

*2 総件数251件より多いのは、実父母が共に加害者となっているケースを含んでいるためである。

*3 「4. 嬰兒殺（新生児殺）について」において詳述しているため、ここでの概要説明は省く。

*4 厚生労働省雇用均等・児童家庭局によって、児童虐待の防止等に関する法律施行日（2000年11月20日）から2003年6月末日までを対象に調査を行ったものが「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」として2004年に報告されている。それ以降は、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、調査は引き継がれた。その検証報告は、2005年以降「児童虐待による死亡事例の検証結果等について」として毎年報告されており、現在第6次報告までなされている。

*5 現在では「分裂病」という表現は用いられていないが、ここでは原文のまま記載している。以下も同様である。

*6 21例中、18歳未満の児童の死亡事例は19例である。2例は20歳以上の被害者であり、共に「Ⅲ障害児型」に分類されている。

*7 日本法医学会企画調査委員会は、2008年にも「被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査」を報告している。しかし、経年毎の件数が分からないのと、2000～2006年までの7年間を対象としているため、1980年の報告とは比較しづらい。そのため、ここでは2002年に報告された調査を、比較する際に用いている。なお、経年毎の被虐待児の年齢については2002年報告においても報告されていない。

2. 母親による実子殺について（児童虐待防止法制定前まで）

（1）はじめに

児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（1次報告から6次報告まで）によると、「主たる加害者」の項目では、実母が最も多く、死亡事例全体（心中を除く）の47.5～67.9%を推移している。時代を遡り、1974年の「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果」をみても、母親による虐待死（当時は「子殺し」という言葉）が48%で半数近くを占める（表1-2の実母による「殺害遺棄」と「殺害」を足したもの）。時代は変わっても我が国では、実の母親による虐待死が多い。こういった状況の背景を検討することが本節の目的であり、今回は実母によるものに焦点をあてた文献を中心に検討する。ただし、精神科的な問題を深めるのではなく、なぜそのような犯行に至ったのか、また家族内における母親の位置づけ、子どもが死にいたる社会や家族の文脈という点を中心に扱う。なお、精神医学的問題についての事例・鑑定例は広瀬（1973）、市川（1977）、福島（1977）、安田他（1985）、中谷（1989、1999）、中田（1990）、滝口（1991）などに詳しいのでそちらを参照されたい。

被害者となった子どもの年齢により犯行の動機や方法は異なるとはいえ、小西（1992）が自身の精神鑑定の経験から「一歳を境に実子殺を行う母親の心性が大きく異なるとは思われない。少なくとも多くの10歳前後以下の幼児、児童を対象とした子殺しは共通の心性を持っているのではないか」と指摘しているように、子殺しの背景には、共通する部分も多いため、今回は厳密に分けることはしない。それぞれの論文に出てくる事例・鑑定例を中心にみることで、具体的にはどういった状況で、母親による殺人がおこり、当時その子殺し事件がどのようにとらえられていたかを検討する。

今回対象としたのは、「子殺し」が話題にのぼりはじめた1970年代から児童虐待防止法制定前の1990年代までとする（当事は「虐待死」とは言わず、多くは「子殺し」などと呼ばれていた。以下当事のままの表記とする）。ただし今回は基本的には親子心中に関わる文献は除いている。また新生児殺（生後24時間以内の殺害）については、本論文「4. 嬰兒殺（新生児殺）について」で扱われているのでそちらを参照されたい。

（2）1970年代

1970年代前半は、「子殺し」の報道が特に多くなされ、母性喪失の時代だとして母親の病理、母親個人の問題が強調される風潮があった。当時の「子殺し」といえば、「子捨て」「実子殺」「心中」「嬰兒殺」などすべてを含んだ社会的概念であったといえる。立花（1973）の論考は当時の風潮を示す代表的なものであろう。立花は当時の状況をみて、子殺しの内容（特にその方法）が「了解不能」であること、加害者が現代型で自己中心的になっていると述べ、さらに社会の崩壊、文明の終焉まで視野に入れ議論している。中谷（1973b）は、メディアが指摘しているような母親の自己中心性と捉えられる変化が起きていることは確かだが、実際は、社会一般的な印象と事実との間にはギャップもあったという。栗栖（1974）は、母親の問題、病理が扱われる背景として、当時の社会病理が母親に投影

されていたという理解を示した。また子殺しの背景には、家庭が崩壊、または未完成である状況下での母親への育児の押し付けがあり、母性喪失などの母親側の問題からだけでは説明できないと指摘した。これは当時の研究者の共通する見解であった（中谷,1973a；佐々木,1977）。中谷（1973b）は女性が社会的に育児を任せられ、窮地に追い込まれるという、「一種の被害者」であるとも述べる。父親の不在、頼りなさ、当時の子殺しがおこる家庭における父親・相手の男性側の問題、その関係性などの問題の大きさが指摘されていたが、新聞報道などではこうした問題はあまり出てこず、むしろ子殺しといえば実母によるもので、母性喪失が背景にあるというのが当時の風潮であった（田間,2001）。また核家族化に原因を求める議論があったが、核家族化そのものというよりは、「むしろ家庭が崩壊したとき、夫や愛人などが父として、男性として、経済的、精神的役割や義務を分担せず、しかも社会保障が不十分で、女性だけに育児の全責任が一方的に押しつけられる場合にこそ母による子殺しという非人道的な行為が行われるのではないか」としている（中谷,1973b）。以上のような当時の社会の流れのなかで、前節にとりあげられた、1974年の厚生省による「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果」が出され、その他にも様々な研究が行われていった。社会調査、実態調査については前節で示した通りである。文献を見る限り、事例の紹介もかなりあり、刑法学者、精神科医、法医学者などが中心となって研究・報告を行っている。

ここで、70年代の事例に入る前に、それ以前の実子殺に関する事例論文・鑑定例をみてみたい。筆者が入手した範囲で戦後の子殺しの論文をみると、例えば1958年の父親による嬰兒殺の鑑定例（心中未遂を伴うもの）（久山,1958）がある。1959年には法学雑誌「ジュリスト」の同一論文に3例載っているが、3例とも子どもの家庭内暴力や「放蕩息子」との関わりにおいて、限界を感じ殺害しているものであり、被害者には成人も含まれる（横井他,1959）。1960年には69歳の女性が、実子の男性の酒乱、お金の問題や性問題に思いあまって絞殺した例がある（阿部他,1960）。70年代に入ってから論文で重要なものは1973年の重度心身障害者の息子を殺害したうつ病の父親の例であろう（矢崎他,1973）。稲村（1978）によれば、本事件は、加害者への深い同情を引き、行政的成果を生む契機ともなったようである。このように、当時は男性加害者によるものや、成人した子どもを殺害する例が「実子殺」という形で出てきていたが、1970年代に入り、以下に示すように実母による子殺しというテーマでの論文が増えていく。また前節にも示しているとおおり、当時は、精神科医を中心に子殺しの類型化が行われた時代であった。

この時期は、上記の通り一般的に母親による子殺しが大きく取りざたされていたからか、女性犯罪という視点で扱われている論文もある。広瀬（1973）は「最近の女性犯罪をめぐる精神医学的検討」と題し、当時話題になっていた女性による犯罪という視点で論じている。ここでは「嬰兒殺（新生児殺）」、「幼児殺（心中未遂）」の二つの鑑定例が載っており、月経など女性の犯罪にかかわる生物学的な問題も指摘されている。この時期に子殺しを中心とした女性犯罪に注目が始まったということを示している論文であろう。また、広瀬（1979）は女性犯罪の特徴は情動犯罪と受動犯罪であり、真に能動的な犯罪は少ないこと、その受動性に関しては、「激情による殺人であっても、殺意を抱くまでの段階では受動性が重要な役割を演じている」と述べる。

次に70年代からの具体的な事例をみてみたい。1973年には木村（1973）による心理鑑定例の詳細な報告がある。

木村（1973）は（※詳しい内容は本節末の引用事例参照）、生後4ヶ月の実子を自宅の風呂場で溺死させた30歳女性の心理鑑定例について報告している。本論文には鑑定におけるポリグラフ反応を含む被告との会話も逐語で収録されていて、鑑定時の状況がよくわかる。また心理検査の詳細が載っている。

本鑑定例の被告人が生育した家庭は、特別問題のある環境ではなかった。本人の特徴としてストレス耐性の弱さ、未分化な抑制傾向があり、問題解決能力が不足し、問題が内面化されたままになり、積極的に周囲に働きかける力が不足していたという。結婚前は家庭や地域で守られていたということもあり、上記の特徴は表面化していなかったが、結婚をし、出産後に体調不良になっていたこと、育児の負担、引越しをした家主との関係がうまくいかなかったこと、夫の浮気があるなどのストレスを1人で抱えることになった。犯行2ヶ月前よりストレスの飽和状態にあり、行動は「衝動的で無指向性の行動が生じやすく、合理的な解決が極めて困難となる、衝動行為の誘発はストレス下ではきわめて容易であり（中略）思考と判断の固さと柔軟性の乏しさも、このような原始的な衝動行為を誘発した要因となったものと考えられ」という。虐待の要因のひとつに「孤立」という問題があると言われているが、本事例においても母親の孤立状態による影響が説明されている。様々な要因が重なり合っ

て起きた事件であったことがわかる。

福島（1977a）は、「子殺しの典型は抑うつ状態における心中であり、他の類型はその周辺例である」とし、心中を中心とした反応性抑うつなどの病理性に注目している（典型例の特徴は前節参照）。また福島は抑うつ状態に関して、子どもの心身障害と親の抑うつ状態の相互作用という悪循環についての考察を行っている。すなわち親が抑うつ状態にあることにより、子どもの心身障害の状態をより悪く認識してしまい、抑うつが強くなるという親子間の悪循環である。

福島（1979）の「幼児虐待と死の本能－1 鑑定例の精神分析的考察」（※詳しい内容は本節末の引用事例参照）では、現在虐待臨床で言われる世代間連鎖の問題が扱われている。生育歴上の問題、葛藤が、加害者（E子）の現在の子育てに投影されることで虐待してしまうこと、死に至らしめてしまうことなどが考察されている。E子が4歳のとき妹U子が誕生し、母親を通して根深い同胞葛藤が生じ、その葛藤構造を結婚後実子2人に投影した。そして自分の立場に近い長男Hを自身と同一視し、妹U子を第2子の次男Jに投影する。また夫も第2子Jをかわいがっていたということでさらにその構造は強まった。さらに現実生活では、夫に問題があり、緊密で援助的な夫婦関係ではなく性的にも不満があり、その上に年子の世話、母親との確執など多くのストレス因子が存在したという。この事例は過去の被害体験に起因する脆弱性、生活上の様々なストレスの重なりがあって起きた事例であろう。

福島はこの事例を、心理的－現実的危機状況に対する一種の危機犯罪（Seeling）とし、「このような危機は全ての母親に普遍的に顕現するわけではなく、ある特殊な人格傾性ないし精神力動を準備因子として前提とし、それにストレスとして働く外的状況や身体的条件が結実因子として働くことによって成立する」という。「こうした心理機制をみると、幼児虐待も単に現代社会の生んだ非人間的な現象とか、母性の変容というジャーナリスティックな観点からみるだけでは不十分であり、人間性

の根源についての深刻な考察を必要とするように思われ、それはこの本能と反復強迫の概念を避けて可能であるとは思われない」とする。

福島は「虐待する親の精神状態について、精神分裂病、うつ病、攻撃性・情性欠如性・爆発性精神病質などの親は一般の予想よりはるかに少なく、むしろ抑うつ的・受動的、不適切な性格の人が多いというのが現在の通説であり、そのうえに強迫傾向を重視する人も多い」と述べる。また、Battering Motherの多くは、自身の乳児期の母子関係に問題があり（motheringの障害）、親から愛され、受容され、信頼された体験が十分でないという。さらに福島は、幼児虐待の心理機制として他の研究者のものを含め以下のものをあげている（表2-1）。また、1984年の論文にも、同様の視点で考察されている事例がある（※詳しい内容は引用事例参照）。

大原（1979）は、心中事件を繰り返した女性の治療の予後について、「いかに付け焼刃的な教育を受けても、うつ状態になると元の地がでてくるものであるということである。健康な心理ならたいていの人は、親子心中はすべきではないという考えをもっている。しかし、いざ自分が苦悩にあえぐ状態に陥ると、幼い頃から学習してきた文化的影響が思いがけない形で出現してくるということであろうか」という。こういった機制は、心中だけでなく、虐待のケースにも当てはまると思われる。過度なストレスがかかったときは通常の判断ができなくなるということは精神疾患に限らず認められる危機なのだろう。総じて70年代の事例は、母親の問題に力点を置くもの、母親のおかれた環境に力点を置くものと、二つの傾向があったと思われる。

表2-1 幼児虐待の心理機制（福島,1979）

1) 役割逆転説 (Morris & Gould)	親が愛してくれなかったかわりに子どもに愛してもらおうと思うが、乳幼児はその期待にこたえることができないので怒りと絶望を示す。
2) 同一視説 (Goldstone)	自己嫌悪・無価値観・罪悪感などを自己と同一視した実子に投影し、子どもを罰と攻撃のscape goatとする
3) 転移性攻撃説 (Wasserman)	子ども時代に自分を拒絶した人々に対する攻撃性を子どもに向ける。子どもは無意識的象徴である。
4) 攻撃性の解離説	早幼児期に拒絶されて過酷な扱いを受けた人は、早くから養育者の攻撃的超自我を内面化し(攻撃者への同一視、Freud,A.)、エロスと解離した強い攻撃性を保持する。
5) 強迫性格説	自信欠乏から導かれる強迫性や完全思考のために、子どもに完全・完璧を要求し厳しく取り扱い、期待が少しでも裏切られると罰を与える。

(3) 1980年代

前節でも記されているとおり、70年代に比べると、80年代は子殺しに関する研究は減少する。子殺しに直結はしないが、子殺しが延長線上にあると思われる虐待について当時世間でどう扱われていたかをみることは、当時の子殺しの問題に関する研究が減っていたことの背景を理解する一助になる。保坂（2011）によれば、危機感をもつ専門家が虐待に関する研究を行っていたものの、社会的な関心はそれほど高くはなかった。背景として考えられていることとしては、子どもに関して、当時は家庭よりも学校の問題がクローズアップされていたこと、子育てや家庭内の問題については、他人は不可侵であるという認識が強かったこと、などがあげられ、家庭の密室化により虐待がみえにくくなって

いた。そのような背景があり、家庭内の問題への注目の低下が子殺しへの社会的関心や研究についても影響したものと推測される。本節では、そのような中でも子殺しについて行われた研究のうち、事例が扱われているものを中心に紹介する。

石原（1984）は、子殺しをした受刑者で精神障害のないものを対象に生活歴、犯罪内容、パーソナリティなどを検討し、まとめている。得られた結果は以下の通りである。①思春期危機の後の子育て期の心理的危機。育児に対する強い負担感をもつ、②性格特徴は内向性、被害感、非活動性が顕著、基底には過敏で不安定な心身状態、③不安定な家庭生活が認められ、特に実子殺しでは経済状況が大きく関与、④多くの場合、子殺しは、子どもには原因はなく、本来向けられるものへの代理としての加害の対象になっており、こうした行動は子どもに対する不正確な認知（原文の「正確な認知」を筆者修正）が誘因になっているものと考えられる、⑤基本的に加害者の生活、子どもに対する歪んだ見方など、個人的要素が原因になっているものと考えられるが、そのほか遠因として家族関係も見逃すことはできない。中でも彼女たちが好ましい母子関係の学習に乏しい環境に育った背景も推察され、母子のあり方が育児に大きな影響力をもつものと思われる、とした。

栗栖他（1985）も「殺害では望まれぬ子の処置に関連した動機が多く、それと配偶者との不和ならびに経済的困難が大きな割合を占める。遺棄では養育困難、虐待ではしつけの問題が大きい」としている。また作田（1980）は、加害を行った大部分を占める女性の責任も論じているが、同時に「男性側の無責任」と題し、「そこに追い込んだ責任は男性側にもあることを問う必要がある」と指摘している。

新井（1989）は、嬰兒殺しの司法鑑定2例をあげ、「嬰兒殺は、その準備状態とも名づけられる前段階の状況がつくられるところからはじまる。それはその母親の置かれた環境要因である。経済状況、夫婦間の、あるいは嫁－姑間の葛藤状況など嬰兒養育についての家庭の問題が第一にあげられる。とくに身近な人間関係のもつれがからんでくる。これに加えて個体の生物学的特性、すなわち身体的精神的疾病や、あるいはもともとの性格傾向や知能程度などが形成的に働く。このような環境要因と個体要因がかさなりあって嬰兒殺準備状態という持続的なうつ状態は醸成される。孤独感と希死念慮に裏打ちされた危険な状況であり、嬰兒殺を予防するためには、この誰にも打ち明けられない孤立状況にアプローチして孤独にさせない配慮が大切である。このような準備状況下で、些細な直接動機から嬰兒殺が結実する」としている。

ところで、予防と対策については、すでに70年代から種々の提言がなされていた。稲村（1975,1978）は簡単にはあるが、①精神医学的・心理学的治療、②配偶者・親との関係調整、③性や家庭のあり方に関する正しい教育、④家族－専門家－地域住民の連携、⑤広く社会が問題を正しく理解し、防止のための啓蒙や細かな配慮を行うこと、の5点をあげている。作田（1980）は福祉事務所の活用、ソーシャルワーカーによる介入による予防を提案している。また、栗栖（1986）は子殺しに関するイギリスのマスコミと日本のマスコミの反応の類似性について扱っており、その中で「社会の関心が、特定の人々を排除しあるいは差別する考えを生む方向へ動かないようにするようなチェックと、現実の問題への冷静な視点を失わないことが重要と思われる。（中略）受胎調節の普及と社会福祉的援助のネッ

トワークの確立が必要である」としている。80年代は、70年代と比較しても、子殺しの構造の理解が進み、より社会化された予防策が提起されるようになったと言えよう。

(4) 1990年代

1990年代初頭には、児童相談所による子どもの虐待件数の調査がはじまったこともあり、虐待に関して新たな動きがでてきた時期である。保坂（2011）によれば、特に90年代半ば以降、民間団体の活動、子どもの権利という二つの方面からの動きがあり、子どもの虐待にかかわる小説や漫画のヒット、法律家の動きなど様々な分野での関わりや意見表明が出てきた。子どもの虐待が社会化され、一般的にも知られるようになったといえる。

同時に虐待死に関する文献の中で事例を扱ったものをみると、これまではあまりなかったと思われる継母による虐待死の事例、継父による虐待死事例なども出てきて、広がりを見せる。そのような中、引き続き精神科医による精神鑑定を扱った論文が多く出されている。

中田（1990）は、『児童虐待加害者の精神鑑定』というタイトルで二つの鑑定例を示している。これら2例は子どもの「しつけ」に関連し、それが原因とも結果ともなっているものである、「しつけ」を強迫的に行おうとするなかで虐待が起きてしまっている点で共通している。中田は、「子どもの側の頑固さやしたたかさと母親の側の勝気さと頑固さがぶつかりあい、力において勝る母親は子どもを屈服させようとしてさらに折檻を加え、子どもが一層したたかになり、折檻がエスカレートするという悪循環が児童虐待ではないか」と石川（1983）を紹介する。

小西他（1992）は母親による新生児殺と乳児殺について事例をまじえ考察し、新生児殺と乳幼児殺では加害者－被害者関係、すなわち母子関係が大きく異なっているとした。すなわち、①新生児殺においては、母親に母子一体感は存在せず母子関係が未成立である、②乳幼児殺においては母親に母子一体感は強く、母親の役割をとろうとしている。しかし役割への適応は困難であることが多い。また、「suicide with homicide（狭義の拡大自殺）と激情による短絡反応による子殺しの犯行の心理が、母親による実子殺の中核をなすと考えられる」とし、事例の犯行前の心理状態の大きな特徴は「孤立」であり、母子は密着し、外の世界に対して孤立すると説明している。本論文で扱われている事例の母親は抑うつ状態に陥ることで、周囲に援助を求めることができなくなっている。

小西他（1992）のもつ20例余の実子殺事例のうち、母親が実母（子どもにとっては祖母）と同居している例は一例もなく、すべて核家族か夫の父母との三世代同居であり、実家の母親からの援助が途絶えてまもなく事件を起こしているケースが一つではないという。事例の中には、本人のもつ性格、知能など様々な要因から、家族内の対人関係がよくなかったうえに、夫の浮気が加わり、孤立疎外感を強くもつに至ったものもある。これらの事例には、自らの生活史における母親像の乏しさ、子どもの障害などの従来指摘されてきた子殺しのリスクファクターが表れていたという。また、それにもかかわらず母子一体感が強いことは特記すべきであるとした。

さらに、乳児殺の例については、自分が母親であるという役割同一性は高く、また周囲からも役割を果たすことが求められているが、様々な理由で役割遂行の能力は低く、この人たちが母親役割を果

たすことは容易ではないとしている。かといって母親役割を投げ捨てることは考えもせず、子どもが育てられないと思っても、捨てたり、預けたりすることは考えないという。

小西他（1992）は論文中に挙げた3つの事例とも適切な介入があれば防げたという。「事例全てにおいて誰かが母親の立場にたって話しをきき援助するものがいれば、すなわち孤立状態が解消されていれば事態はかわってきたはず。建前的にはその援助者は夫に求められるべきものであるが、現実には夫は本人を孤立に追いやる要因になっていることさえ多い」としている。また、小西他（1992）は、虐待死の防止策として「母親学級の充実とか、実際的な性教育をすすめることなどだけで解決しない問題である。そのような社会的な資源や援助の場を知り、利用するという力こそが子殺しを行う母親に欠けているものだからである。精神状態が悪化している母親は乳児の検診などにはなかなか現れない」と指摘し、さらに「現在行われている様々な母子保健の施策からこぼれ落ちるケースにこそ子殺しの危険性が潜んでいる可能性がある。このようなケースには強力で積極的な介入が必要だと考えられよう」と重要な指摘をしている。

岩城（1995）は、愛知県のCAPNA（子どもの虐待防止ネットワーク・あいち）の活動を紹介している。連携を重視する観点から虐待死の事例を詳細に扱っており、新しい流れの論文・報告であると思われる。本論文に掲載されている事例は継母による虐待死亡例である。実母によるものではないが、典型的なケースでもあると思うのでここで紹介することとする。岩城は「児童虐待の典型事例としてこの事件がわれわれに教示する事柄は極めて多い」とし、以下の7つの点をあげている。

- ①母親の被害体験の苦しみ。「児童虐待は繰り返される」ということ。
- ②虐待親も児童虐待の被害者であり、刑事罰よりも、ケアを必要としていること。
- ③児童虐待への対応としてまずは親子分離をすることが鉄則であること。
- ④親業－ペアレンティングの重要性。親が学ぶ必要がある。
- ⑤虐待に接した病院、保育園、保健婦¹は親に対してどのように対応するかということ。
- ⑥女性にのみ育児の責任を負わせる社会的偏見の背景には、父親の責任も大きいこと。
- ⑦検察・裁判所などの司法関係者は児童虐待事例にどのような配慮をとるべきか。

以上のように岩城は、より広く虐待をとらえ社会の対応、関係機関の対応を含め、児童虐待の理解について問題提起している。

（5）まとめ

本節では、90年代までの実母による虐待死に関する事例、精神鑑定例を中心とした論文を概観してきたが、虐待死はさまざまな問題が複雑に絡み合い起きているということが確認できた。これまでの流れをみていると、70年代以降、母性喪失から母親の異常性まで様々な報道がなされ、一方で研究者からは父親の育児への不参加などが指摘された。精神医学では、親個人の精神病理に力点が置かれ、法医学分野では、被虐待児症候群が扱われるなど、それぞれ、意義深い研究が行われていた。しかし、それぞれの分野が統合することなく、別個に議論されていたといえる。それが時代とともに次第に深められ、共有されていく過程でもあったことが今回の文献研究では明らかになった。また子殺し・虐

待死が研究される中で、次第に視点が広がり、予防策などへの言及がなされるようになったことが特徴であった。

今回は主たる加害者を実の母親に限ったが、虐待死の背景として、個人的要因と、環境的要因に大別できると考えられる。個人的要因としてはパーソナリティの脆弱性、精神疾患、生物学的側面、生育歴（同胞葛藤、ときに被虐待歴）などがある。環境的要因は経済状況、夫婦関係、原家族との関係、親族との関係、居住地域での人間関係などであろう。以上のことが複雑にからみあうことで虐待死、子殺しが起きている。虐待による死亡について家族の機能不全が指摘されているが、より広くみて様々な社会的要因の中の家族のあり方を見る必要があるだろう。

今回の文献研究において再確認した問題は、夫婦の関係性の問題であった。この問題は子殺し、虐待死、また心中など全般的に見られやすい問題であるということが明らかになった。最近の研究をみると川崎他（2007）は児童福祉施設に入所している子どもの家族支援の研究において、①親個人の特徴、②夫婦関係・家族関係に分け、それぞれに見られる特徴を示している。また橋本（2007）は虐待が深刻化する親のパートナー関係を調べているが、そこでは「葛藤不満型」「孤軍奮闘型」「同調共謀型」「支配服従型」という類型を見いだしている。虐待の深刻化・子どもの死亡ということを考えた場合、これらの研究から得られるヒントは多い。母親による虐待死については、夫婦関係が一つの重要な要素となることが考えられる。

本邦に紹介されているイギリスの研究（Reder,P. & Duncan,S.,1999）やアメリカの研究（Meyer,C. & Oberman,M.ら,2001）などにおいても、虐待死がなぜ起きたかを様々な視点でとらえる必要があるとしている。前者は、実際の死亡事例について、特にシステム心理学の理論的枠組みに基づき、「相互作用」「個人の葛藤や人間関係の葛藤」「心理的な意味」「家族のライフサイクル」「コミュニケーション」という観点からの検証をしている。後者は、新聞記事を中心に分析し、今までの分類が動機や意図に基づいていたのに対して、社会変数、文化的変数、環境的変数、そして個人的変数といったところを包括的にとりあげ、各要因の相互作用の観点から記述している。現在では上記のようなシステム的な視点、相互作用、つまり関係性の変数という視点をもって虐待死をとらえることが求められているのだろう。

そのような目で見ると、環境的要因が容易に変化する現代社会においては、リスクのある家族・個人は少なくないといえる。個人的な問題が環境の問題により顕在化することもあれば、その相互作用によるものもあるだろう。進行する悪循環をいかに早く発見し、介入していくかが課題となる。先のReder,P. & Duncan,S.（1999）にならうと、社会の中に家族があり、家族の中に夫婦や子どもがいる、そこには各々の関係性があるのであろう。

虐待臨床を考えると、多分野協同を考える必要があることは現在では共有されている。そのような視点が70年代、80年代には、法整備の問題もあり、まだ持ちにくかったと推測される。虐待死に関して福祉領域からの報告が出てきたのは90年代になってからである。2000年の児童虐待防止法の成立をもって種々の新たな試みがなされてきている。90年代までの流れをみていると、そういったことが生まれてくる準備段階であったのだろうと考えられた。

（相澤 林太郎）

*1 現在では「保健婦」という呼称は用いられていないが、ここでは原文のまま記載した。

<引用事例>

木村 (1973)	<p>実母である被告人SNが、長男4歳を風呂場の浴槽の水中に沈め溺死させた事件。心理鑑定主文をまとめると以下の通り。①被告人は、知的には正常域だが、思考と判断の柔軟性を欠く。性格には矛盾した特性が内包され、自らの葛藤状況を抑圧する防衛的態度が強く、ストレスに対する耐性は低い、②犯行当時の心理状態には精神障害の兆候を裏付けるものは認められず、行為と状況に対する認知弁別能力は保たれていた、③結婚生活及び二度にわたる出産が、性格の矛盾と脆弱性を露呈させ、人間関係の葛藤及び産後の心身の不調などが累加的なストレスとして作用し、自己統制を一過性に破綻させ、衝動性の短絡反応を動機として生じた、④被告人の性格の潜在的脆弱性が、一過性の衝動行為として前後のみさかいはなく行われたものであり、犯行内容そのものは、重大であるが、将来の類似行動を再発する可能性は少ない。被告人はごく普通の家庭に育った。ただし母親は過保護であり、学校場面などでも過適応的な傾向がある。結婚後近隣とうまくいかず、また一度夫の女性関係でもめたことがあったが、本人は「すんだことですし、夫もつきあわないと言ったので、それがあとのしこりを残すといったようなことはありませんでした」と言う。鑑定中の発言には抑制的で強く、回避的ともいえる表現が多い。姉によると、被告はお産のときも泣き言をまったく言わなかったと述懐している。また産後に「頭がいつもすっきりしない」と言っているように産後うつであった可能性も感じる。またこの時期について本人は「結局自分の言いたいこともいえない、というような苦しみを(中略)思い込んで(中略)まあ、ある程度は、いろんな、主人なり、実家の兄なりに相談すればよかったんですけど。そういったことを、自分だけで我慢してしまって」というように当時住んでいた家の家主との人間関係に本人自身かなり気兼ねし、圧迫感を感じていたこと、しかもそのような情緒的葛藤を、夫や実家の姉夫婦に打ち明けられなかったことを述べる。木村は以下のようにまとめている。家庭は特に問題ないものの、抑制傾向があり、まじめであり、結婚するまでは家庭の中で守られ安定していた。地域との連帯関係、交流も安定していた。結婚後はそれとはまったく異なる環境に引っ越したことにより、結婚のストレスのみではなかった。①知能普通域②粘着気質と循環気質をあわせもつ。両者はなんらかのストレス事態で互いに不協和を生ずる要因となる③性格力動：心理的にやや未分化で未成熟。柔軟性の乏しい硬い性格。積極的な課題解決能力に乏しい④対人接触は好むが、表面的で深くはない。自己の感情や葛藤を抑圧する。⑤ストレス耐性は弱い。耐性の限界をこえると、混乱した破局状態となる自我の弱さをもっている。また本件については、月経などに関して、産後の母体の生物学的状況の影響が全くなかったわけではないことが示唆されている。</p>
福島 (1979)	<p>34歳女性(E子)が1歳の実子男児Jを窒息死させた鑑定例。この事例はE子自身の生育歴上の問題が実子の死に至る虐待の動機・力動に関係している。E子は4歳時に生まれた妹U子への同胞葛藤が強くあった。E子とは対照的に妹は容姿もよく、みなにかわいがられた。E子もそのような妹をかわいがったが、同時に自分を抑えがちとなり、子ども時代は内向的であった。思春期以降一過性の精神病状態も体験している。妻子があった男性の子どもを妊娠中絶したが、その後その男性と結婚・出産(2子)。母の妹U子への態度に強い嫉妬を感じていた。その後、絶交状態になったため、育児のうえでの手助けを失ってしまう。夫は育児に無関心であり、夫婦喧嘩になると「離婚する」と脅すこともあった。不眠、性的欲求不満、月経時不快感強まる。以下に示すのは犯行にいたるE子の発言である。「つねったり叩いたりしたが、やっているうちに平気になった。泣くとかえってもっとやってやるうという気になる。面白いというわけではないが、夢中になってしまう。終わってから、</p>

	<p>むなしい気持ちになり、傷を夫などにわからないようにしなければ困るが、またおむつをあけると我を忘れてやってしまう。自分が抑えられない」「次男のJはお誕生日を過ぎると顔かたちがすごくかわいくなってきた。JがH（第一子）を超えることを私は許せなかった。それでJが憎らしくてたまらなかった」「母が泣き声で飛んできて〈お腹を痛めた子をそんなことしないでちょうだい〉といったので、私は〈お母さんが私とU子を差別するから、私もお母さんがやっていることをやってやったのよ〉とやってやったことがある」「夫はHに意地悪ばかりして父らしくない」。</p>
<p>福 島 (1984)</p>	<p>K子26歳女性。3児をもうける。診断は未熟・情緒不安定・粘着的な性格。てんかんの一種である焦点感覚発作（体性感覚発作）あり。盗癖もあった。</p> <p>第一子の長男A男が2歳時に双子を出産。育児に疲れ、余裕がなくなり、①生後二ヶ月のB夫に対して手拳で同児の顔や頭をなぐる、身体各部をつねる、乳を与えない、おむつが漏れて泣いても放置する、などの虐待行為を二週間ほど続けたが、ある夜同児の前頭部を強く殴りつけ、その結果急性硬膜下出血のために死亡させたもの。その後地方に逃走するがもどる。②三ヵ月後、双子のうち、残ったC子に対して、B夫に対するのと同様の暴行・虐待を繰り返し、前と同様に手拳で頭部を殴打して、急性硬膜下出血によって死亡させた。C子に対しては、女性器に対する破壊的行為が特異な事例。体温計を膣の奥深くに押し込んだり、人差し指を性器に元まで押し込んで出血させ、裂傷を負わせたりしていたことが剖検によって明らかになった。動機についてK子は「双子を出産した後、一ヶ月余も出血が続き、三児の世話を終われ、不眠、食欲不振、疲労感などがあつたうえ、夫に虐待されたイライラが高じて、子どもをいじめた」と述べた。</p> <p>K子は「人の顔色をうかがう」（小1）、「非常に暗く孤独、ひねくれてずるいので嫌われている」（小3）、「潔癖すぎ、一人よがりすぎるところあり」（小4）など学校の記録にある。中学校でも無口、非社会的、自身では「内向的で、ものごとに興味を示さず、ボケーっとしていた」とある、また高校3年の3月に自殺を図っている。このときは高校二年生のときからつきあっていた男性との問題があつたよう。「自分の性格が好きではなく自分に自信がもてなくて悩んでいた」という。社会人になってから中絶経験あり。IQ100。ロールシャハテストの所見は「情緒刺激に対しては回避的で、衝動のコントロールはむしろ抑制的。自己中心性、完全癖・固執性などがうかがわれる」。</p> <p>その後、夫の子どもを妊娠したこととなりゆきでの同棲、結婚。結婚後は育児に専念。夫との夫婦喧嘩が絶えず、しばしば家出をし、数日ホテルに泊ること、実家に戻ることもあつた。夫は自己中心的、わがまま、粗野な人格で思いやりに欠け、特に酒を飲むと暴力をふるうという性格異常であつた。家族を放置して、ギャンブルなどにふける傾向が強かつた。夫は酩酊が深まると、妻の家事についての文句、実家の父のわるぐちなど繰り返され、K子が口答えすると殴る、蹴るか、髪をつかんで引きずり回すなどの乱暴も日常的にみられた。K子は時にはやり返したりすることもあり、取っ組み合いのけんかになることもあつたが、多くはじっとがまんし、耐えられなくなると家出をしていた。夫を尊敬できない人として嫌い、心のなかで軽蔑していた。夫はおかまいなしに、性交を挑み、特に暴力を振るつた後に好んで嫌がる妻を犯した。月経中でも、臨月でも強いる、K子は強姦されるようだったという。</p> <p>A男に対しては夫婦ともに愛情を感じたが、B男とC子には夫はまったく関心を示さず、おむつを替えたこともないほどであつた。二人授かつたことを知ったときは嬉しかったが、生まれてみると子ども三人の面倒をひとりで見なければならぬのはしんどかつた。そうした状況下でK子は二人をベビーベッドにほとんど寝かせきりにした。暴行の多くは夫から前の晩に乱暴されて「頭にきていたときにBにあたつた」ものだという。「殴っているときは夢中で、躊躇しません（中略）あとになって自分がいやになります。なんのために子どもを産んだのかと思って」と言っている。</p>

3. 医学・法医学分野について

欧米諸国においては1946年のCaffeyの論文が小児科領域における虐待の臨床医学的報告の最初とされている。この論文と同様の経過を辿るケースが報告され、虐待を原因と推論したWooleyとEvansの報告に続いていった。

1961年に米國小児科学会が小児虐待を全国規模で調査実施しその結果を1962年Kempeらが報告した。報告の中で、保護者から重篤な虐待を受けた子供の臨床像を総称しBattered Child Syndromeと命名した。1960年代には欧米諸国での虐待の医学論文が継続して掲載されるようになっていった。

日本の医師が論文として最初に虐待関連事象を報告したのは1965年の矢田他による、「INFANTICIDE BY MULTIPLE CUT WOUNDS」であり、その掲載雑誌は犯罪学雑誌であった。

内容は以下のとおりである。1965年1月27日に伊勢湾において臍帯が付着したままの新生児死体が発見された。体表には50以上もの切傷が見受けられていた。警察の捜査により25歳の未婚の女性が犯人として逮捕された。実父は出産を望まなかったが、彼女は単独で出産した。産後児が泣きやまず、その泣き声に彼女はパニックとなり児を揺すった後、カミソリで殺害に至った。

この論文は英文であり、また臨床医学系雑誌ではないものであった。しかしながら、この初掲には新生児殺が記載されており、ここから現在の虐待による死をテーマとした論文が続くマイルストーンであると思われる。

臨床医学系雑誌に初掲されたものとしては1971年佐竹らによる「小児の虐待」として紹介をされたものがある。そして、症例検討として紹介された1973年の新田他による被虐待児症候群について（日医新報）が、日本における詳細な個別事例検討が行われた初掲であると思われる。

この論文では、2例検討されており、1例は極度の痩せと体表多数小外傷により入院早期に死亡している。1歳8ヶ月時点での事象であり、その虐待者は養母であった。2例目は実母による投げつけによる頭蓋内出血による死亡で医療機関搬送時はすでに死亡していたものであった。出生届がこの時点まで（7ヶ月）出されていなかった。

この論文ではその時点までに報告されていた欧米論文より、骨折、中枢神経症状、眼底所見を諸疾患群との鑑別の候補として論拠し、またその原因について虐待発生の誘因としての社会の変化や経済の問題、人間性まで推論しているのが特徴的であるといえる。また、この時点で論拠されている症状については現在も臨床的に鑑別が必要な事象が記載されており、大変意義深いものとなっている。

その後は臨床医学系雑誌においては頭部外傷を中心とした事例報告が断続的に続いている。報告領域としては小児科以外に脳外科領域での報告が多数見受けられる。

一方法医学領域をみれば、司法解剖事例の検討があり、日本法医学会による大規模検討が1982年「被虐待児の司法解剖例集録」として発行されている。ここには昭和43年～52年の事例を、家族、事象、児の状態を詳細にまとめており、例数は185例と過去に類を見ない多数の報告記載となっている。

それまでの事例とその後の事例も、先達に習う形で記載検討されており、事例の内容としては頭部外傷、多発骨折、皮膚の新旧混在型外傷、窒息などが多く、また検討事象としては司法関連の記載で

あるためであろうが家族背景が詳細に記載され、また司法判断の内容も詳細に記載され、臨床像のみならず事件としての判断が時代ごとに変化しているのが俯瞰できることが特徴的な内容となっている。

大規模な臨床事例検討としては1995年の諏訪らによる被虐待児117例の検討による。これは筆者が25年間の間に診療したケースを後方視的に検討した報告である。虐待判断は新患総受診例の0.074%で男女ほぼ同数、診断時平均年齢は4歳代であるが1歳未満が22.2%を占めていた。初診時の主訴は低身長(40.2%)が一番多く、次に意識障害(9.4%)であった。身体的虐待と判断された率は75.2%で、ほとんどが慢性的な虐待であると判断された。また兄弟例としてのケースも8%あった。それぞれの検討事例では身長体重が平均を大きく下回るケースが多く認められた。外傷は様々なタイプがあり、また多発性なものが少なくなく、頭蓋内出血は約18%に見つかった。死亡例も確認されており(8.5%)、原因は様々であった。他に児の特徴として情緒行動異常が95.6%に認められていた。虐待者は実母が半数以上を占めていた。家庭背景としては、経済的不安定、離婚再婚の経験、望まれない出産が大多数を占めていた。また児の特徴として2500g未満出生が1/3を占め、先天異常も8.5%あった。また出生順位による検討では第2、3子が第1子よりも顕著に多い傾向があった。

別の視点からすると、日本において最初に国家レベルでの検討では臨床医学系ではないが、1973年厚生省「児童の虐待・遺棄・殺害に関する調査報告」がある。その年度における3歳未満の殺害は423件あったと報告されているが、医学的観点における記載は含まれていなかった。次に大規模な行政単位での検討は1993年岡本らによる「頭部外傷を呈した被虐待児症候群」がある。1998年～1990年の事例をまとめており、特に4歳以下の幼若児で、皮膚傷害があり、頭蓋内出血や眼底出血がみられ、家族機能の問題があることが特徴としてあげられていた。この報告では予後が不良なケースが多く認められ、死亡や後遺症例も多かった。

1990年代後半になると当初の報告と変化して記載されることとしては医学の進歩により検査内容が変化しているのも特徴的であろう。頭部CTによる早期頭蓋内病変の診断が可能となり救急搬送後早期に虐待を想定可能となった報告も散見されるようになった。これは体表上では判断が難しい揺さぶられ症候群についての認識を深めていった起点ともなっていると考えられる。

2010年には死因検討のために死後CT検査を実施し虐待が判明した鈴木他の報告がある。救急搬送時に心停止状態であり、病院到着時の所見と保護者の救急搬送依頼内容説明に合理性が疑われ全身CT検査を行い、その結果をもとに司法解剖が実施されその結果虐待が判明した。このケースでは保護者は壁に頭をぶつけぐったりしたと説明していたが、実際には頭蓋内病変は認めなかったものの、腓破裂と出血、右心房破裂、心タンポナーデという状況であり、体幹に対する強度の受傷であることが判明し虐待として事件となった。救急診察時に体表上明らかな虐待を強く疑わせる所見を見つけれなかったが、医学の進歩による新たな判断材料が備わったことを示すものであろう。

医学系雑誌における事例報告では、それぞれ臓器障害について検討されており、その判断については医学的な判断が当然記載はされているが、他に、家族機能の問題であることとか、その虐待に至った背景について推察・論拠されているものが多く、それはやはり子どもの状況を汲み取ることを常とする医系職としての特徴が現れているものと思われた。

(平山 哲)

4. 嬰兒殺（新生児殺）について

はじめに－産まれただけの命－

産まれた瞬間に殺害される悲劇。

嬰兒殺は、諸文献を読んでも、古今東西絶えることなく出現していたと考えられ、論文も数多くある*1。とはいえ、その克服にはさまざまな困難が伴う。事実、現在の我が国においても、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」と呼ぶ）第6次報告は、死亡した子どもの年齢について、次のように述べている。

「虐待による死亡事例のうち心中以外の事例では、第1次報告から第5次報告までにおいては、0歳児の割合は3割から4割で推移してきた。今回は59.1%であり、0歳児の占める割合が5割を超えた。0歳児の詳細をみると、心中以外の事例39人のうち26人（0歳児の66.7%）が生後1か月に満たない時期に死亡していた。虐待による死亡事例が低年齢に集中し、特に0歳児が多いという傾向は第1次報告から一貫しており、虐待事例や養育が適切でない事例の中でも、特に低年齢の事例については慎重に対応しなければならないことを示している」

なかでも0歳0か月0日での死亡について、「日齢0日で死亡した子どもは16人であり、0か月児の61.5%であった」「生後間もなく子どもが死亡する事例（日齢0日）については、従前の対応だけでは十分な効果を期待できない可能性が高い」としている。

そこで本報告は、現在も続く嬰兒殺をいかにして防ぐのかという問題意識を前提にして、これまでの先行研究、先行論文を検討することとしたい。

ところで、すでに多くの論者が指摘していることであるが、わが国において嬰兒殺という場合、対象の子どもの年齢、月齢、日齢をどのように定めるのかが一定していない。そこで、本稿では、そうした定義の揺れをふまえつつ、生後24時間以内の殺害（以下、「新生児殺」と呼ぶ*2）を中心的に取り上げ、分析を試みることにしたい。

また、各種文献が多いこともふまえ、検索して得たすべての論考について網羅的に紹介するのではなく、新生児殺の特徴等を浮かび上がらせる上で重要と思われる文献を筆者の判断で取捨選択し、分析、紹介することとする。

明治以降の嬰兒殺

●近世の間引き

わが国で嬰兒殺について検討するのであれば、おそらくは江戸時代にさかのぼって、社会に根強く存在していたと思われる「子返し」だとか「マビキ」と呼ばれる事象*3について検討することが必要であろう。ただし、ここではその点については今後の課題とし、明治期以降について言及された文献を取り上げ、紹介してみたい。まず最初に取り上げるのは、鈴木（2006）「間引きと嬰兒殺し－明治以降の事例をてがかりに－」である。

鈴木は民俗学を専門としているが、本論文の冒頭で、「子どもの数や質を制限するために墮胎・間引

きが行われ、それが産児制限の手段として必要であったという事実は、近世を対象とした数々の研究からも明らかである」と述べる。「墮胎・間引きが必要であった」とされている点は、現在の「専門委員会」が、保護者による乳幼児の殺害を虐待死の大きな問題として捉え、いかにして克服するかを課題としていることと比べると、大きな落差があると言えよう。そこで本稿では、そうした意識状況の歴史的な変遷がどのようになされていったのかをも念頭に、それぞれの時代における嬰兒殺、なかでも新生児殺について検討を加えていくこととしたい。

●間引きから子殺しへ

まずは明治時代における新生児殺について。

鈴木（2006）は、明治時代以降を対象として間引き・墮胎の検討を行い、「昭和初期に至るまで伝承と類似した方法で『嬰兒殺し』が行われていたことが示される」と述べている。ただし、間引きが仮に「産児制限の手段として必要であった」としても、当時においてさえ、合法とされていたとか許容されていたというわけではない⁴。近代に突入した明治元年（1868年）には、早くも東京・京都・大阪の三府に対して太政官布達「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」が出され、産婆による売薬・墮胎の禁止が明記され、以後、全国各地で禁令が出され始めたというのである。

以下に禁令の一部を紹介しておこう。

「墮胎捨子は嚴禁の処困窮に迫り其弊風間々有之趣実に驚歎の至なり天理に背き人道に悖るの大なるものにて人を殺すと同罪なり」（明治3年教令条目／宮城）

「父母タル者ノ道ニ背キ禽獸ニモ相劣リ人倫ニ外レタル所業」（明治6年墮胎洗子之儀／福島）

このようにして、明治時代以降「間引きは一般に『子殺し』『嬰兒殺し』と呼ばれるようになった」と鈴木（2006）は述べる。では、明治以降の嬰兒殺は、どのような実情だったのだろうか。鈴木（2006）は、宮城県における「間引きと類似した嬰兒殺」について、新聞記事から抽出、一覧表を作成しているので、それを改めて眺めてみよう⁵。

本表をふまえ、「不義の子、私生児と記された婚姻外の子どもが多いこと、貧困が原因であったことも特徴としてあげられる」と鈴木（2006）は述べているが、それらは現在にも通ずる特徴だと言えるのではないだろうか。

●実行者としての産婆

なお、この時代に特有のこととして注目したいのは、加害者に「産婆」が登場することである。表を見る限り、明治26年（1893年）、30年（1897年）、31年（1898年）と、合計3例が出現する。現在ならば、出産した子どもの命を真っ先を守るべき職にある者が、このようにして新生児殺の実行者となっていたということは、間引きの慣習がまだまだ根強かったこと、それが必ずしも犯罪とは認識されていなかったことを物語るのではないだろうか。そもそも太政官布達「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」が出されたこと自体が、当時は間引き・墮胎が産婆によって実行されていたことの裏返しだったのかも知れない。

この点につき、鈴木（2006）は、「現代人にとって残酷とも思える間引き行為が、罪の意識もなく行われていたことは、非常に違和感を覚えるものである。しかしそれは、『どこからを人の命と考えるか』『どのような子を子どもと認識するか』という認識の在り方の差によるものであると考えられる」と述べている*6。

●死産率に生じた差

ところで鈴木は、「日本人口統計集成」が、出生数や死産数について、明治32年（1899年）から昭和15年（1940年）までの間、身分別に集計していることに着目する。すなわち、婚姻関係にある夫婦の子どもである「嫡出子」、婚姻外ではあるが父親に認知された子である「庶子」、婚姻外の子である「私生子」という身分ごとの統計である。氏は全国統計と宮城県の統計の両方を表にしているが、ここでは、その中から全国統計のみを取り出して図示してみよう。

図4-1を見れば一目瞭然のように、身分による特徴が顕著に現れる。「私生子」の死産率が、「嫡出子」「庶子」と比べて異常に高いのである。この表をふまえ、鈴木（2006）は次のように述べる。

『「私生子」だけにみられるこのような死亡率の異常な高さは、出産時に何らかの人為的操作があったことを如実に物語っている。『私生子』の場合には、望まない妊娠が多いことは容易に想像でき、そのため妊娠中の母胎への配慮が乏しいことなどが死産率の高さに反映されることも考慮しなければならない。しかし、それらも消極的な意味での出生・養育の拒否と捉えることも可能であろう。前述した新聞記事では、私生児が嬰兒殺しの対象となることが多かったが、このような統計資料からも『私生子』が嬰兒殺しの対象であったことが一層明らかとなる』

慎重に論じてはいるが、「私生子」として妊娠し、死産とされた中に、おそらくはかなりの数の嬰兒殺があった、少なくともその可能性は否定できないと、鈴木は考えていたのではないだろうか。

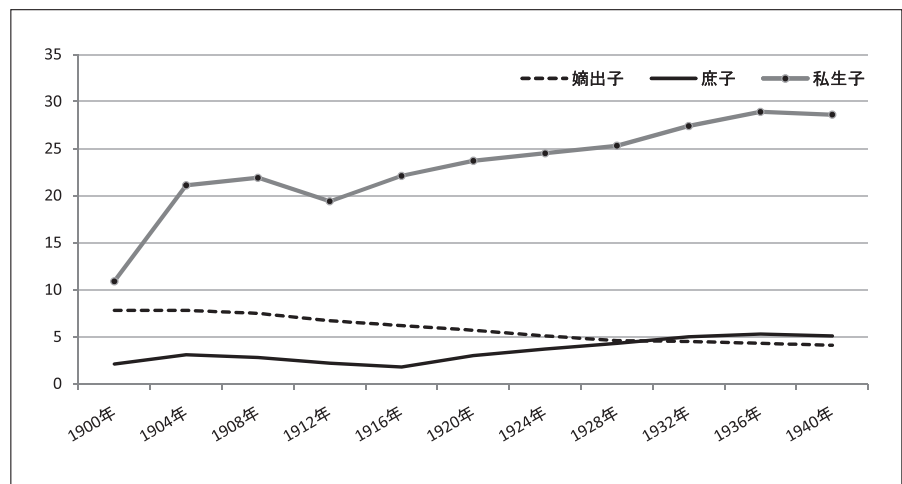


図4-1 身分による死産率 (%) の推移 (鈴木)

戦前の嬰兒殺

続いて取り上げるのは、植松（1951）「^{かん}嬰兒殺に関する犯罪學的研究*7」である。植松は刑法学者の立場から嬰兒殺について論述しているが、彼の問題意識は次のようなものであった。すなわち、「^{きやくたい}嬰兒殺罪については、その客體が人間として世に存在するに至ってから短時間であるところから、その生命を奪うことを大なる悪と考えまいとする思想も^{はんたい}あるとともに、これと全く正反對に、その生命の將

來性の大きなこと、全然無抵抗であること等を理由として、成人に對するよりも重い刑罰に値すべきものとする見解もある」「ここではわが國現時の嬰兒殺の實態^{じつたい}をあきらかにし、これに對する裁判の實情をも解明しようと思う」

●件数

植松（1951）がまず用意した資料は、司法省編「日本帝國刑事統計年報」（以下、「統計資料」と呼ぶ）で、嬰兒殺を他から區別して掲げた大正7年（1918年）から昭和18年（1943年）までの統計である。当時は司法省の訓令で、「嬰兒を殺害した事件には嬰兒殺という罪名をつけることになって」いたとのこと。図4-2は、それを示したものである。ただし、「それが（筆者注－嬰兒殺という罪名をつけることが）必ずしも勵行^{れいこう}されていない上に、嬰兒の概念そのものが不明瞭である」ため、混乱を来していたという。ちなみに、植松（1951）が用意したもう一つの資料である全国各地から収集した具体的

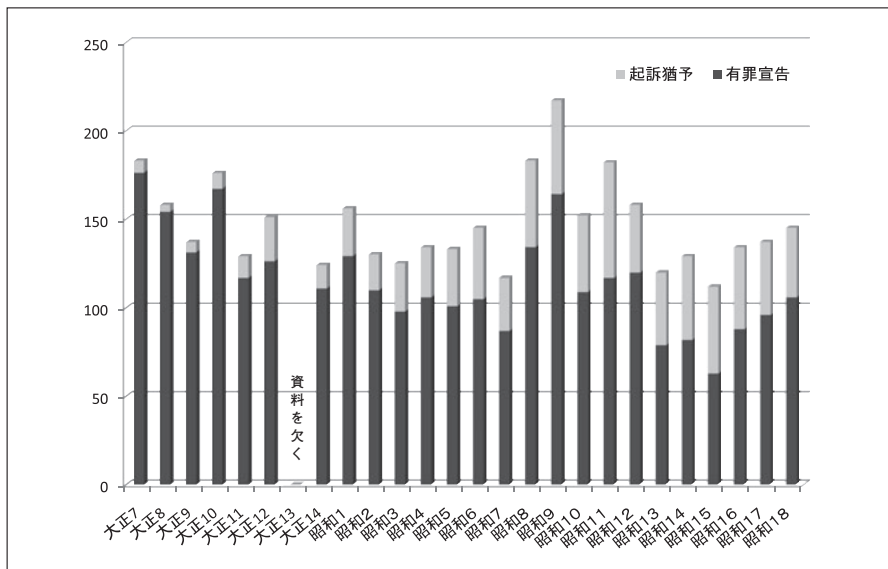


図4-2 嬰兒殺件数の推移 (植松)

な裁判事例（以下、「裁判資料」と呼ぶ）を検討してみると、生後24時間以内に殺害された厳密な意味での嬰兒殺（新生児殺）に限っても、嬰兒殺という罪名が附せられたのは、全体の66%だけで、他は単に殺人罪とされていたとのこと。したがって、図に見られる件数よりもかなり多い嬰兒殺があったと考えられよう。以下、

「統計資料」の特徴を述べてみたい。

まず、25年間の嬰兒殺犯罪件数は合計3,667件で、年平均146件にあたるという*8。年次推移について、植松自身は「多少の消長はあるのであるが、特に確認し得べき規則性は見出されない。經濟的好況・不況とも関係がないし、戦争とも関係があるようには見えない」と述べている。ただし、後に検討を加えた中谷（1973a）は、「大正時代から昭和12年までは嬰兒殺第一審有罪者総数は概ね三桁であったのが昭和13年以降は激減が顕著であるが、これは昭和12年7月にいわゆる盧溝橋事件が勃発し、日華事変が始まったことと関係がありそう」と推測している。

なお、詳細は省くが、この件数について植松（1951）は、イギリス、ドイツ、フランスなどと比較し、「彼此考慮すると、わが國には明治開花以前の間引きの弊風の遺殘影響があるであろうと思われるにもかゝらず、今日では他の文明國に比べて、嬰兒殺が特に著しく高率であると斷ずべき確證^{かくしょう}はない」としている。

●性別

さて、植松（1951）が次に検討したのは「行為者の性別」である。これはある意味では当然のこととも考えられようが、「きわめて明白に女性が多い」結果となった。すなわち、「全嬰兒殺犯罪人中女性はその83%強を占め、女性犯人は男性犯人の約5倍を算している」のである。

●年齢

次に「行為者の年齢」について。「犯罪人の年齢的分布を見ると、男性と女性とでは、相當^{そうとう}の相違があり、男性における最大頻數^{ひんすう}は女性におけるそれよりもずっと高い年齢層にあらわれている」という。図4-3を見れば明らかなように、女性は20歳～25歳未満でピークがあり、男性では30歳～40歳未満が最大値となる。ただし本表は年齢区分が一定しておらず、人口10万に対する指数でみると、女性は18歳～20歳未満が最大となり、男性は40歳～60歳未満の年齢層が最大だという。

このような結果について、植松（1951）は「思うに、嬰兒殺は未婚の若い女性の主として犯すところであり、男性にしてこれに關與^{かんよ}する者は壯年者が女性に私生兒懷胎の機縁を與えた結果として、その始末をつけるために犯行に及ぶものが多いため、年齢上このような分布曲線が描かれるのであろう」と解釈している。また、男女とも高齢者に嬰兒殺が出現していることについては、「裁判資料から推測し得るところでは、高年者の多くは自分の子女の生んだ私生子を殺害するという態様において本罪に關與しているものと思う」という。

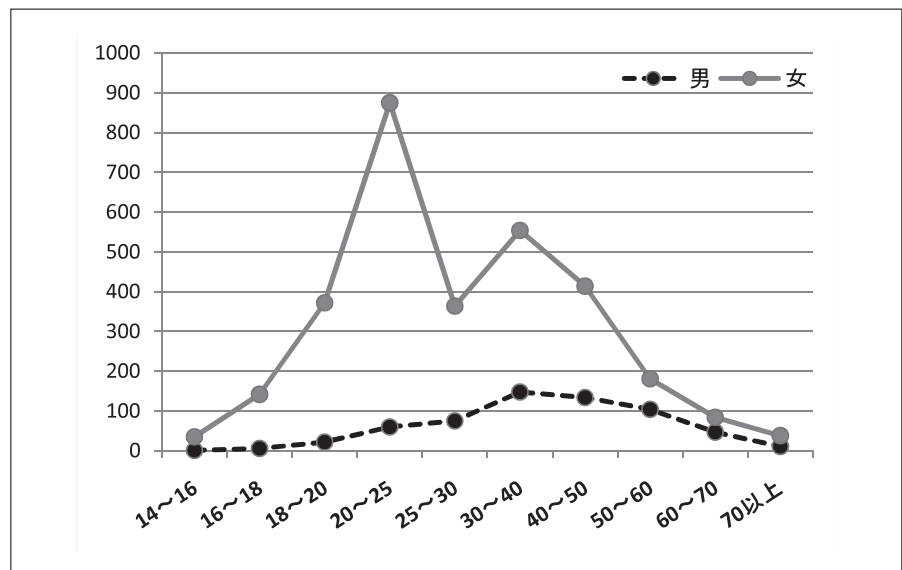


図4-3 実行者の男女別年齢分布（植松）

戦後直後の新生児殺

●嬰兒殺合計100例

次に、もう一つのデータ「裁判資料」の考察を見ていきたい。植松（1951）は、戦後から昭和22年（1947年）10月末までの間に有罪宣告のあった殺人事件の判決謄本を、全国の各地方検察庁より収集している。その中に「嬰兒殺」がちょうど100例あったといい、彼はこれを対象として分析している。この100例についてさらに詳しくみていくと、先にも述べたように、当時は司法省の訓令で「嬰兒を殺害した事件には嬰兒殺という罪名をつけることになって」いたから、まず罪名が「嬰兒殺」となっているものを選び出したとのこと。結果は62例だったが、その中に生後6月半と3歳の2例があり、これらは嬰兒殺とは言えぬとして除外し、まずは合計60例を分析の対象とした。これらはすべて生後3週間未満の嬰兒である。続いて彼が調べたのは、単に「殺人罪」とされた事件である。するとその中に、

生後1か月以下の者を殺害した40例があったという。これらを加えると100例になる。したがって、ここで対象とされた嬰兒は、すべて生後1ヶ月以内児となる（表4-1）。

さて、既述したように、ここではおもに新生児殺について検討することとしているので、このうちの生後24時間以内に殺害された79例の実情を見ていくこととしたい。植松（1951）もこの79例と他の21例とを区別して検討している*⁹。

●私生子

まず最初は、新生児殺実行者と被害児との関係である。表4-2を見ればわかるように、「私生子」が非常に多い。しかもさらに詳しく見ていくと、共犯とされた事例はすべて「私生子」の殺害だったとのことであり、結果として79件中75件が「私生子」の殺害であった。また新生児を除く他の21例もすべて「私生子」だったとのこと、100件中96件までが「私生子」となる。なお、新生児殺と他の嬰兒殺とを比較すると、生後1日以上経過した後の嬰兒殺の犯人は、24名中10名が男性であり（うち8名は単独犯行）、新生児殺と比較するとかなり多い。この点について植松（1951）は「男性犯人となるものの多くは、私生子の母から、いわゆる解決方を迫られた結果、殺害によって始末をつける方途に出るのを例とするから、自然、分娩後につすうの日数^{につすう}がその間に経過するのである」と述べている。

●殺意形成の時期

次に、殺意形成の時期について。植松（1951）は「諸外国の立法例が多く嬰兒殺をもって一般の殺人より刑事責任の軽いものとして規定しているのは、私生子の母親が分娩中または分娩直後に嬰兒を殺害した場合に限る」ことをふまえ、私生子の母による殺害52例について、つぶさに検討したという。その結果は、図4-4のとおりである。

この点につき、植松（1951）は、共犯事例

表4-1 事例のうちわけ（植松）

分娩後の時間	嬰兒殺	殺人罪	計
24時間以内	52	27	79
1日以上～1週間未満	4	4	8
1週間以上～2週間未満	2	2	4
2週間以上～3週間未満	2	2	4
3週間以上～1ヶ月以内	0	5	5
計	60	40	100

表4-2 新生児殺の実行者（植松）

犯人の種別	件数
私生子の父	11
私生子の母	52
嫡出子の母	2
私生子の母の母	3
嫡出子の母の姑	2
共犯	9 *男8名 *女11名
合計	79 (89名)

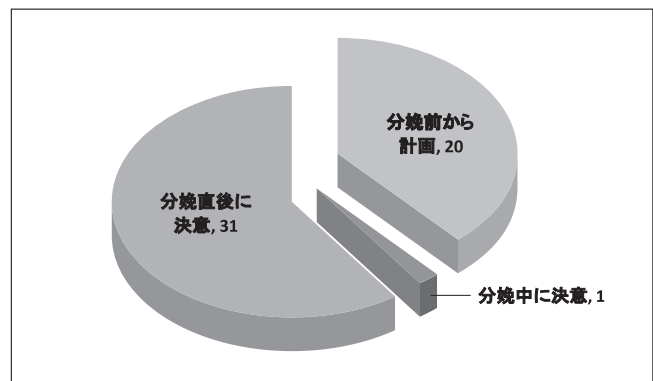


図4-4 私生子の母による殺意形成の時期（植松）

9 件中の 5 件が分娩前に計画されていたことなどもふまえ、「一般に豫謀による^{よぼう} 嬰兒殺が意外に多いということは注意に値する。他の立法例において^{たい} 嬰兒殺に対する刑罰が一般の殺人に対するそれよりも軽減される理由のひとつを、分娩中または分娩直後の産婦の興奮状態における異常心理に求める説明が行われているが、私生子の母自身が^{たい} 嬰兒を殺害する場合だけに限ってこれを考察してみても、52 件中 20 件すなわちこの種事件全体の 38% もの事件が豫謀によって行われているとすれば、それは分娩に伴う異常心理によるものではないことはあきらかである」と述べている。

●原因

なお、犯罪原因に関しては、^{たい} 嬰兒殺で有罪判決を受けた者について、先に示した大正 7 年（1918 年）から昭和 18 年（1943 年）までの 25 年間で、司法省統計は、「出来心」（60.5%）と「貧困」（21.5%）を主たるものとして挙げているという。これに対し、植松（1951）は「犯罪の原因の如きは、判文上かならずしも明瞭ではない」としつつ「^{たい} 豫謀に出た行爲を出来心によるものとするのは、^{かいしやく} 當を得た解釋とは思えない」と述べ、貧困についても、「主要原因は私生子なるがゆえに世間態を恥じるということにあるのであって、貧困にして養育困難であるから殺害するというのはむしろ^{たい} 嫡出子殺害の事例において見られることである」と述べている。付け加えれば、「世間態を恥ずべきもつともはなはだしい事態」として植松（1951）が挙げているのが、「近親相姦」である。彼によれば、52 例中 15 例がそれにあたり、姻族（^{しゅうと} 血族関係のない舅と嫁、あるいは^{あによめ} 嫂と義弟など）が 12 例と多かったものの、^{たい} 血族関係（父と娘、姉と弟等）も 3 例あったという。

●量刑

さて最後に、植松（1951）が本研究の目的としていた刑の量定について述べておきたい。表 4-3 にその一覧を示したが、これを見れば明らかなように、「懲役 2 年ただし執行猶予 3 年」というのが、当時の^{たい} 嬰兒殺の典型的な標準科刑と言えるだろう。とはいえ、^{たい} 量刑がこのように定められていることについて、植松（1951）は批判的である。以下に植松（1951）が指摘したいくつかの点を列挙しておきたい。

「私生子の父が私生子の母と同じように^{たい} 量刑上寛大に扱われているのは、諸外國の立法の大勢からいえば、いわれのなきことである。少くとも分娩に伴う異常興奮状態ということが^{たい} 嬰兒殺寛刑の大きな

表 4-3 量刑一覧（植松）

実行者	合計	実刑 2 年	実刑				1 年 6 ヶ月 猶予 3 年
			1 年 6 ヶ月	2 年	猶予 4 年	猶予 3 年	
私生子の父	11				1	9	1
私生子の母	52		1	4	40	1	6
嫡出子の母	2					2	
私生子の母の母	3				1	2	
嫡出子の母の姑	2					2	
共犯	9	父①			全員同じ 7 母① 父①		母①

* 上記は全て懲役刑である。

理由であるとするれば、その理由には添わない」「共犯関係の事件9件についても、同様の事実が見られる」「要するに、すべての事例を通じて、量刑は類型化し、事件の個別性が十分考慮を拂われていない傾向がある。殊に嬰兒殺が一般の殺人よりも寛大に取り扱われる理由として考えられる二つの點－私生子殺害たることおよび分娩時の興奮状態にある母の行爲たること－について顧慮されていないものが多いようである。従って、なにゆえに、その事件は一般の殺人に對するよりもはるかに軽い刑をもって足るとせられたかの理由の明白でないものがすくなくない。その結果は、あたかも嬰兒なるがゆえに、その生命は輕んぜられて當然と見られているかの如き觀を呈している」

以下は筆者の感想に過ぎないが、最後の一節を読むと、戦後児童福祉法が制定され、嬰兒を含む子どもの権利は尊重されなければならないという意識がようやく醸成されつつあること、しかしながら、それを現実に即して具体化していくにはまだまだ課題があるという、当時の実情が反映しているように思われる。植松（1951）は、こうした点をふまえ、次のように述べる。

「嬰兒の生命を價值少ないものと見ることは、（中略）恐らく理性的是認によるものではなく嬰兒殺是認の古い因習が批判を超えて傳わっているがためであろう」「もとより、かような因習的感情はすみやかに清算されなければならない」「嬰兒それ自身のためでなく、他の者の名譽のために、嬰兒を殺害することが果たして大きな宥恕事由となされ得るであろうか。これには多大の疑問なきを得ない」

以上のように主張した植松（1951）は、最後に、「上に述べて來た事實を示すに適切な代表事例を」拾うとして12事例を挙げている^{*10}。

1970年代の新生児殺

●注目を集めた子殺し

さて、嬰兒殺、新生児殺について社会的な関心が大きく高まったのは、おそらく1970年代に入ってからのことであろう。保坂他（2011）『日本の子ども虐待（第2版）』は、そのあたりの事情を次のように述べる。「1970年2月『東京、渋谷のコインロッカーで嬰兒の死体が発見される』（下川2002）という事件が起きる。同様な事件がこの年2件、さらに71年3件、72年8件、73年46件と急増していくことになる^{*11}。こうしたマスコミの事件報道をふまえて、早くも1973年1月号の『文藝春秋』に立花隆が『子殺しの未来学』という論文を発表している」

刑法学を専攻した中谷（1973a）は、昭和47年（1972年）を次のように振り返る。

「昭和47年という年は、（中略）数えきれぬほど事件の多かつた年であるだけでなく、犯罪白書やマスコミで女性犯罪の増加、とりわけ、子殺しが大きくとりあげられたという点でも印象深い年であった^{*12}」

そして、次のように世間の関心の様子を紹介する。

「しかし、とにもかくにも、一般的な世人の印象としては母の子殺し、それも子を思うが故に……といった従来の子殺しのパターンとはちがった、母性喪失、母の自己中心主義から犯される子殺し、子の遺棄、虐待のケースが非常にふえたという印象は強く、私などにもこの問題について問いかけて來られる人がふえたのは、まぎれもない事実である。新聞以外でも例えば、『暮しの設計』12月号は『な

『母子殺しの目立つ1年だった。幼子が母親に殺され、埋められ、捨てられた。母親がわが子に殺意を抱き、子供を見捨てていく。72年子殺しの総括－母性本能が終わりを告げるその第一年とも言える』という編集子のイントロダクションつきで、(中略)とくに聖心女子大学の島田教授(心理学)の分析にもとづき、最近の母の子殺しを『価値観の混乱』と『核家族化で“息抜きの時”を失』った結果と見、『核家族化には、思わぬ落とし穴が隠されていた。』と論結している」

ただし、中谷がこうした主張にすべて同意しているわけではない。そこで本節では、1970年代の新生児殺について、土屋他(1974)「嬰兒殺に関する研究」を取り上げ、紹介することを中心に、この年代の新生児殺の特徴を明らかにしていきたい。

●発生件数

まずは発生件数について。すでに述べてきたように、我が国に新生児殺の正確な統計はなく、土屋他(1974)が示すのも、「生後12月未満の嬰兒殺」として警察庁が行っている犯罪統計である。これを、植松(1951)が引用した戦前の司法統計による嬰兒殺件数(有罪及び起訴猶予の合計)(図4-2)と比較してみると、戦前の年平均件数が146件であるのに対し、土屋他(1974)が引用した警察庁統計では、昭和20年(1945年)から昭和47年(1972年)までの28年間の平均発生件数が221件となって、戦後のほうが多くなる。ただし植松(1951)によれば、戦前の統計は「概略をいえば、統計上の数値に66分の100を乗じて得た数値が実相に近い数値を示すものという結果になる」というので、ちなみにそれを計算してみると、戦前の年間平均値も221件。戦後と全く同数ということになる。次に件数の推移について考えてみると、図4-5で示したように、昭和20年(1945年)に160件だったものが、昭和23年(1948年)に399件とピークに達し、10年後の昭和33年(1958年)には141件まで下降、以後昭和43年(1968年)に222件を数えたあとは、全体としてはやや下降傾向と言えよう。ちなみに昭和47年(1972年)は174件であり、社会的に大きな話題になったとはいうものの、実態としては、この年に特に件数が増大していたわけではないことがうかがわれる。

●女性比率の増加

ところで、植松(1951)が分析した「裁判資料」、すなわち戦後直後の頃からこの年代までの推移を

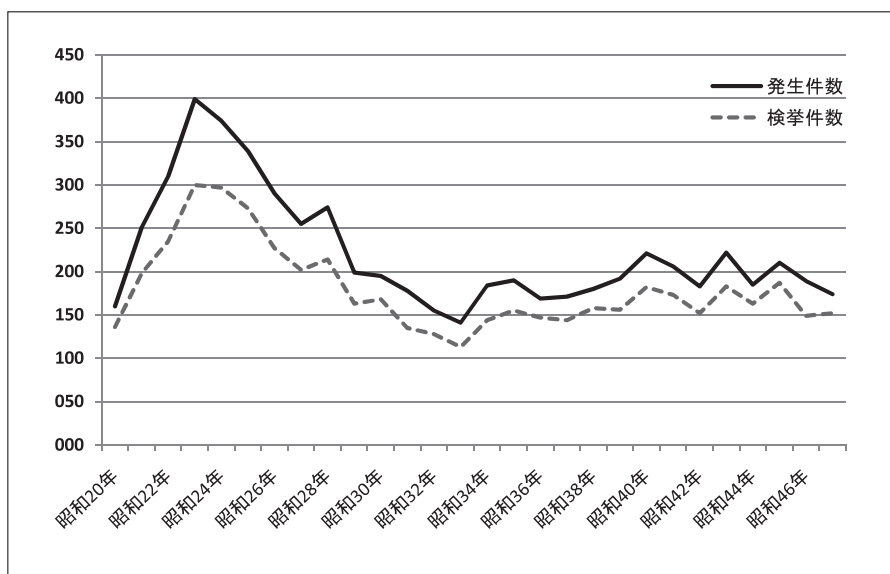


図4-5 嬰兒殺の発生・検挙状況累年比較(警察庁犯罪統計)(土屋)

眺めていくと、確かに変化していると思われるデータもある。それは加害者の男女別比率だ。警察庁の犯罪統計書によれば、
 嬰兒殺の検挙人員中に占める女性の比率は、昭和20年（1945年）に78%（表4-2にしたがえば79%）だったものが、逐年増加の傾向をたどり、昭和39年（1964年）には9割を超えているという（図4-6）。さらに言えば、本図には現れないが、昭和47年（1972年）には95.3%に達しているのである。

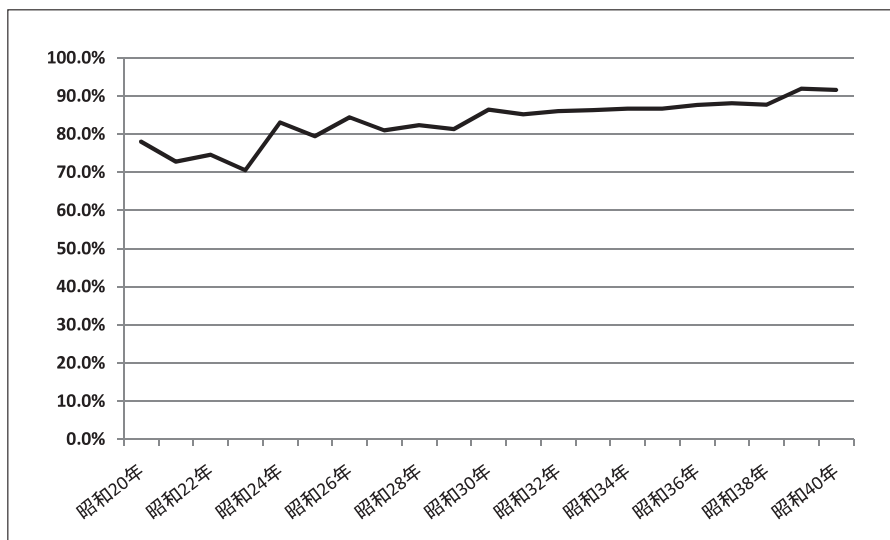


図 4-6 検挙人員中女子の占める比率 (土屋)

●昭和47年（1972年）の事例分析

さて、ここからは土屋他（1974）が調査した「昭和47年中に、検察庁において、嬰兒殺等により、起訴若しくは不起訴となり又は裁判が確定した殺人又は殺人未遂被疑（被告）事件の全数」について、土屋他（1974）の分析を紹介することとしたい。調査対象数は163名。土屋他（1974）はこれを嬰兒殺群（生後24時間以内の殺害）と乳児殺群（生後1日を越え1未満の殺害）に分ける（筆者注－本報告では、土屋他（1974）の「嬰兒殺群」を、以後「新生児殺群」と呼ぶ）。新生児殺群は96名、乳児殺群は67名であった。以下、新生児殺について着目しながら報告する。

●性別・年齢

加害者の男女比率については、先にも述べたとおり女性の比率が高くなっており、土屋他(1974)における「新生児殺群」でも94.8%となっている。また、加害者の年齢構成は図4-7のとおりだが、土屋他（1974）は新生児殺群について「20～23歳未満の若い年齢層が最も

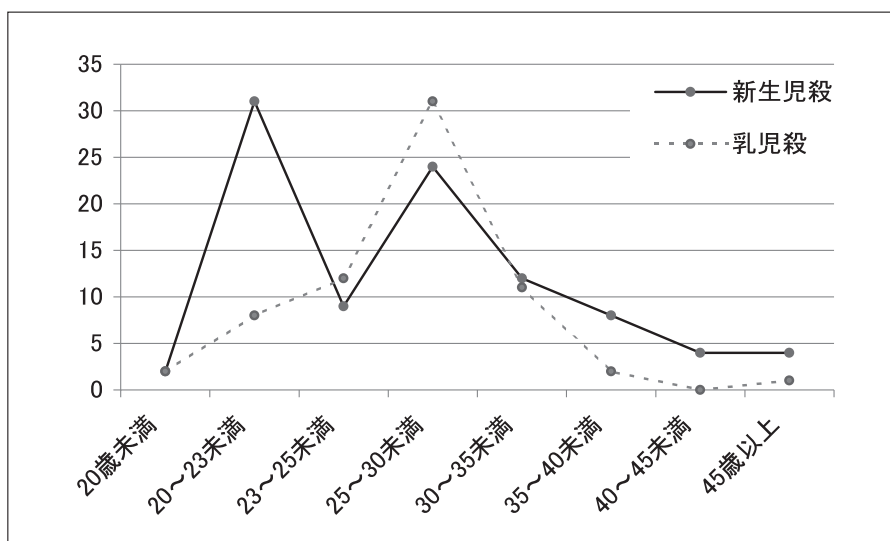


図 4-7 加害者の年齢別分布 (土屋)

多く総数の32.3%を占め」「乳児殺群では25～30歳未満が最も多く」、新生児殺群の年齢分布が「やや若い年齢層に偏っている」と述べている。これを植松（1951）のデータ（図4-3）と比べると、土屋他（1974）は男女を分けていないこと（ただし男性は96名中3名のみ）、年齢区分が植松と違うことなど、正確な比較は難しいが、それでもなお土屋他（1974）は「植松の調査においても同様の結果が示されている」と評している。

ところで、図4-7をみると新生児殺群の折れ線グラフがM字型となっており、2つの山がある。この点を理解するには、後述する作田（1980）が参考になりはしないだろうか。というのは、作田（1980）は新生児殺を2群に分け、一つを「アノミー型」、他を「間引き型」と称して両者に違いがあると説き、前者の多くは未婚であり一般に後者より若く、後者の多くは同居中の夫がすでに子どもがいるとしているのである。だとしたら、この2つの山は、実は新生児殺群の、こうした2つの違ったグループの塊として捉えることができるかも知れない。この点は後で再度取り上げる。

●私生児

さて、植松（1951）と土屋他（1974）とで大きく違っていると思われる点がある。それはいわゆる「私生児」の殺害である。あらためて振り返っておくと、植松（1951）では、結果として、新生児殺79件中75件が「私生子」の殺害であった。つまり95%が「私生子殺害」だったのである。では土屋他（1974）の調査結果はどうか。新生児殺群では、実子を殺害した事例が90、孫を殺害した事例が4、不明が2となっており、この90件の中で、「41名は未婚の母による殺害であり、いわゆる私生児殺しである」という。なお、孫を殺害した事例でも、（乳児群を含めて）未婚の娘のための殺害が3件あったというから、仮にこれらを加え（合計44件）、全体の96件に対する「私生子」の割合を出すと、45.8%となる。したがって、植松（1951）と比較すると、土屋他（1974）では、私生児殺害が大幅に減少したということになる。

そこで、改めて相手方との関係、つまり誰の子どもであったかをみると、（身元不明を除く80件の）新生児殺群は、図4-8のとおりとなる。すなわち、新生児殺群でも半数近くが配偶者の子ども、つまりは嫡出子であるということになる。なお、他は恋人23.8%、知人8.8%などであった。また、相手方で中絶を希望した者23.8%、無関心であった者16.3%だったという。

土屋他（1974）は、新生児殺を犯した「未婚者の嬰兒は出産前から拒否されていることが多く、既婚者の場合は、出産後の様々な生活条件の変化によって犯行に至るものが多いと考えられる」と述べている。

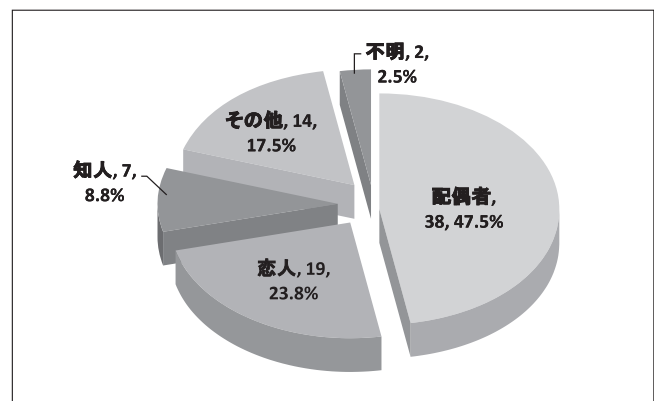


図4-8 相手方との関係（身元不明者を除く）（土屋）

●動機

そこで新生児殺の動機をみていくと、図4-9のとおりとなった。

「世間体を恥じ」という項目が最も多く出現し、次いで「貧困」が第2位を占めていることがわかる。そう考えると、植松（1951）が「主要原因は私生子なるがゆえに世間態を恥じるということにあるのであって、貧困にして養育困難であるから殺害するというのはむしろ嫡出子殺害の事例において見られることである」と述べている点は、土屋他（1974）の調査にも当てはまると言えよう。事実、中絶の意思があったかどうかを尋ねてみると、「なし」が31名、「あり」は47名（48.9%）に達し、中絶できなかった理由としては、「費用なし」がもっとも多く25名（26%）であった。とはいえ、戦後直後の植松（1951）の事例で嫡出子があまり出現せず、高度成長期と言われた1970年代のこの時点でこうした変化が示されたことについては、さらなる検討が加えられて然るべきだろう。

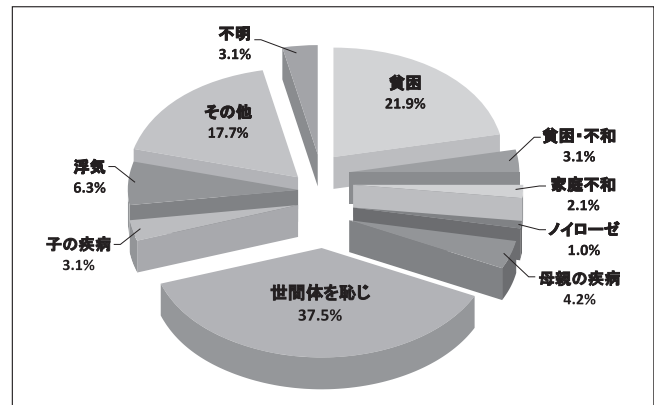


図4-9 加害の動機（土屋）

●妊娠の隠匿

さて、もう一点、土屋他（1974）は、本件で調査対象者が妊娠を隠匿していたかどうかを尋ねている。これに対して、乳児殺群ではその事実「なし」としたものが62.7%で、「あり」としたのは3%のみ、他は不明であった。しかし新生児殺群は、隠した事実「なし」が33.3%と乳児殺群の約半数にとどまった反面、「あり」は57.3%に達していた。これを新生児殺群の未婚者に限ると75%にのぼるといふ。妊娠を隠す未婚者に対して、どのような援助が可能なのか、この点は現在もなお残された課題と言えるのではないだろうか。

●量刑

最後に量刑について述べる。まず、96名の新生児殺に対して起訴されたのは69名、そのうち公判中の者を除く67名の中で、執行猶予付判決を受けた者は94%だったといい、懲役3年執行猶予3年となった者が最も多かったという。植松（1951）の場合、最も多かったのは懲役2年執行猶予3年だったから、懲役が1年プラスされてはいるが、ほとんどが執行猶予となる点は変わらない。このように、一般の殺人よりも嬰兒殺を軽い刑とする理由について、植松（1951）は「結局二點^{きちやく}に歸着する。行爲者が世間態を恥ずるの窮境にあるということがその一であり、分娩中または分娩直後の異常興奮状態で行われたということがその二である」と述べつつ、個々の事例についてみると、「なにゆえに、その事件は（中略）軽い刑をもって足るとせられたかの理由の明白でないものがすくなくない」「あたかも嬰兒なるがゆえに、その生命は軽んぜられて當然と見られているかの如き観を呈している」と批判していた。

では土屋他（1974）は、どのように考えただろうか。土屋他（1974）はまず、もともとと嬰兒殺を軽

い刑とする理由について、次のように俯瞰する。

「第1の見解は、嬰兒殺を行為者の名誉緊急避難としてとらえるローマ法に由来する立場（以下、名誉緊急避難説という。）であり、オランダ、スペイン、ルーマニア、アルゼンチンなど、南ローマ法系の諸国及びラテン・アメリカ諸国で採用されている。この立場では、嬰兒殺の行為者が、自己又は近親者の名誉を守り、恥辱を隠すために出産を隠避しようとして犯行に及ぶ場合、その事情を刑の軽減事由と考えるのである^{*13}。したがって、行為者の動機の内容が重要な意味をもってくる。第2の見解は、嬰兒殺は行為者の出産により喚起された精神的動揺又は意思力の低下状態における犯行であるとして、殺人の軽減類型とする立場（以下、精神動揺説という。）であり、イギリス、ギリシャ、ユーゴスラビア、その他、デンマークなどの北ヨーロッパ諸国で採用されている。すなわち、嬰兒殺の行為者である女性は、妊娠による心身に対する大きな影響のうえに分娩の事実が加わって、異常な心的興奮が引き起され、意思力の低下した状態のもとに新生児を殺害する場合、その事情を刑罰の軽減事由として考慮するのである」

その上で、これらの理由に対して次のような見解を示す。

「この両説のうち、名誉緊急避難説は、過去の家族制度、性道德及び女性の社会的地位を背景とするもので、現在における社会的妥当性を失っているなどの理由で、嬰兒殺を殺人の軽減類型とする根拠として適当なものではない」

土屋他（1974）も植松（1951）と同様、新生児殺に対する罪の軽減措置に対して批判的であることがわかる。とはいえ、実際の裁判においては、おそらく現在に至るまでそれほど大きな量刑の変化は見られない^{*14}。この点も今後さらなる検討が必要であろう。

「アノミー型」と「間引き型」

次に取り上げるのは、精神科領域からの研究となる。作田（1980）「嬰兒殺の研究－現状、分類、対策、母性心理、他－」がそれである。作田（1980）は昭和52年（1977年）1年間に発生した1歳未満児の殺害事件について、各地区の警察の協力を得て合計71事例を集め、それを生後24時間以内の新生児殺とそれ以後に殺害された乳幼児殺とに分け、さらに新生児殺を、①アノミー型（無規範型）と、②間引き型とに分けて分析している^{*15}。表4-4がその件数である。

表4-4 嬰兒殺の分類及び件数（作田）

	新生児殺	乳幼児殺
アノミー型	24	1
間引き型	9	0
その他グループ	2	16
犯人不明	18	1
計	53	18

●アノミー型

ここで作田（1980）がいうアノミー型（無規範型）とは、次のような特徴を持つとされている。すなわち、

1. 母親の多くは未婚であり、既婚者の場合は婚外交渉による妊娠が多い。伝統的社会規範から逸脱

した、感情的衝動的行為によって妊娠した場合が多く、また、男女間の家族的きづなも未形成である。

2. 嬰兒は嫡出子でない。

3. 多くは初産の子である。

4. 殺害理由は、主に世間体への配慮、道徳倫理感の欠乏、男に捨てられたことによる精神的サポートの欠除、中絶の手遅れ或いは費用がないこと、

等である。作田（1980）は「アノミー型（無規範型）の新生児殺しは、男女関係におけるモラルの喪失、子育てに対する責任感の喪失、といった、人間としての倫理意識の不充分さに起因する新生児殺しである」と述べる。

●間引き型

また、間引き型は、生活に困って行く、いわゆる「口べらし」のための新生児殺であるとして、次のような特徴を持つという。

1. 両親は結婚している。

2. 嬰兒は嫡出子である。

3. 両親には既に何名かの子供がおり、経済的にそれ以上の子どもの養育は困難であると思っている。

4. 殺害の理由は、避妊に対する無知や、貧困のために中絶費用がなかった、

等による。作田（1980）のこの分類は、24時間以内に行われた新生児殺をさらに2つに分類するという点で従来の研究ではみられなかったものであり、新生児殺をより詳細に、また正確に理解していく上で貴重な貢献をしたと言えよう。

●新生児殺に対する意識の変遷

ところで、新生児殺に対する社会的な意識状況の変化について考えてみると、すでに述べたように、鈴木（2006）は、近世においては「産児制限の手段として必要であった」墮胎、間引きが、「明治時代以降、墮胎は『墮胎罪制定（明治13年制定、15年施行）に伴い犯罪となり、間引きは一般に『子殺し』『嬰兒殺し』と呼ばれるようになった」と述べつつ、「昭和初期に至るまで『間引き』と同じ方法での『嬰兒殺し』が存在し、そこには墮胎、間引きを行った人びとと共通する意識が存在していた」と述べている。それを端的に表現するなら、『殺すのではなく生かさない』という選択と言えよう。

植松（1951）は刑法学者の立場から量刑を検討し、新生児殺が寛刑とされる理由は「私生子殺害たることおよび分娩時の興奮状態にある母の行爲」だとしつつ、個々の事例を検討して「あたかも嬰兒なるがゆえに、その生命は軽んぜられて當然と見られているかの如き観を呈している」と注意を喚起した。

この点について土屋他（1974）は、「私生児」であるとしても、「名誉緊急避難説は（中略）現在における社会的妥当性を失っているなどの理由で、嬰兒殺を殺人の軽減類型とする根拠として適当なものではない」と結論づける。そして作田（1980）は、アノミー型を「男女関係におけるモラルの喪失、

子育てに対する責任感の喪失」などと批判する。

ここまでみていくと、社会状況の変化、時代的な背景をふまえ、新生児殺害に対する見方は次第に厳しさを増していった、換言すれば、新生児であっても人としての尊厳は守られるべきであるという認識が浸透していったと考えられよう。もちろん現在は、明らかな虐待、殺人として位置づけられると同時に、その背景を深く分析し、克服していくことがあらためて重要な課題とされているのである。

なお、作田（1980）は「間引き型」について、無知や貧困をその理由にあげているが、この点に関しては、植松（1951）が「貧困にして養育困難であるから殺害するというのはむしろ嫡出子殺害の事例において見られることである」と指摘したことを、あらためて想起せざるを得ない。ただし、江戸時代から明治以降の近代に至るまで行われてきた「間引き」の意識は、繰り返すが「殺すのではなく生かさない」というものでもあった。しかしながら、この時代における「間引き型」新生児殺は、おそらくそれとは違っていよう。つまり、古来から行われてきた「間引き」とこの時代の「間引き型」とは異なる点があることも、ふまえておく必要があると思われる。

●アノミー型と間引き型の差異

ここからは、「アノミー型」と「間引き型」の差異について、作田（1980）のまとめの概要を紹介したい。

1. 婚姻状況。アノミー型の過半数は未婚であるのに対し、間引き型の過半数は同居中の夫がいた。
2. 母親の年齢。アノミー型の母親は、間引き型の母親より一般に若い。
3. 母親の職業。アノミー型の母親の最も多い職業は、飲食店のウェイトレスとバーのホステス。間引き型は大半が主婦。
4. 母親の学歴。アノミー型では、間引き型より高い学歴傾向がみられた。
5. 社会的経済的立場。両者はともに経済的に貧しかったが、殊に間引き型は貧しかった。
6. 妊娠の経過。アノミー型のほとんど（90%）は相手の男性と初めて知り合ってから半年以内に妊娠していた。また、ほとんど（91%）は出産時には既に男性と別れていた。また、アノミー型の過半数（75%）は、自分以外の誰にも妊娠の事実を告げていなかった。
7. 殺害場所。アノミー型の46%はトイレで行われたが、間引き型と乳幼児殺はトイレで殺害した例は見られなかった。アノミー型にトイレでの犯行が多いのは、出産と殺害を見つからずに行える場所としてトイレが適しているからであろう。
8. 殺害方法。窒息、絞殺、溺死、遺棄の順で多く、他の手段は稀。溺死はアノミー型に多く、汲取式トイレに捨てて溺死させた例が多かった。
9. 殺された嬰兒の同胞順位。アノミー型のほとんど（88%）は第一子であったが、間引き型には第一子の殺害はみられなかった。間引き型の被害児の最多は第三子であり、全被害児の44%を占めていた。
10. 殺された嬰兒の性別。乳幼児殺の被害児の性別はほぼ1：1。アノミー型の男女比は、それぞれ42%と58%で、女性が多い傾向がみられるが、おおよそ1：1。それに比し、間引き型の男女比は

約1：2であり、明らかに女性が多かった。間引き型は、生まれる子供が男児なら育て、女児なら殺す心理が働いていることが推測される。

以上である。

●新生児殺を犯す女性の心理

ところで、植松や土屋は、司法の研究者や実務家ということもあって量刑に強い関心を示していたが、精神科医の作田は、「新生児殺を侵す女性の心理」についての検討を加えている。以下、作田（1980）が分析した女性心理についての概略を紹介しておきたい。

(A) 出産直後に多い理由。作田（1980）は、母性愛との関連から検討し、次のように述べる。

「嬰兒殺がなぜ分娩直後に多いかを考えると、これは、出産直後が最も母性愛が希薄な時だからと思われる」

(B) 中絶しなかった理由。作田（1980）はこれに対し、次のように結論づける。

「(1) 金がないので妊娠中絶の費用を出せなかった。(2) 中絶しようと思って産院を訪れたところ、時期が遅すぎて断られやむなく産んで殺してしまった」

(C) 男性側の無責任（略）。

(D) 女性側の責任（略）。

●防止対策

最後に、作田（1980）は防止対策も提言する。こうした提言は、植松（1951）や土屋他（1974）には見られなかったものであり、その点でも本論考は意義があると思われる。なお、作田（1980）が示した防止策は、次の3点であった。

(1) 福祉事務所の活用。

(2) 子供の人権尊重の啓蒙。

(3) 性のモラルの啓蒙。

以上である。

嫡出子と非嫡出子

●昭和51年（1976年）～55年（1980年）事例の分析

さて、このようにして新生児殺が2つに分けられると、それを踏襲したと思われる研究もなされるようになった。以下ではその中の1つを紹介したい。内山他（1983）「女性による新生児殺の研究」である。そこでは、「従来、生まれて間もない新生児を殺すという犯罪のパターンは、未婚女性が、望まない、思いがけない妊娠を処理するためのものが多かった。しかし、最近では法的にも結婚し、既に子どもがいる主婦が、生まれてすぐの新生児を殺すという例－いわゆる“間引き”－が増えてきている」という問題意識から出発し、「何故こうした現象が見られるのかを検討するために、新生児殺を嫡出子殺群と非嫡出子殺群に分けて分析し、犯行の背景・動機、加害者の特性などにおける両群の差異を見

出そうと」する。作田（1980）の報告でも、「アノミー型」と「間引き型」では、婚姻の状況に大きな差があったとされており、また鈴木（2006）が示したように、戦前においても「嫡出子」「庶子」と「私生子」とで死産率に大きな差があった。こうしたことをふまえると、新生児殺を理解する上で、このような分類も一つの有力な方法だと言えよう。

調査対象は、「昭和51年から55年までの間に、東京高裁管内の地方裁判所で殺人、傷害致死、死体遺棄事件により第一審判決を受けた女性被告人のうち、被害者が生後24時間以内の新生児であった者93名」である。ただし3名のうち祖母による孫殺害の3例は検討から除かれている。また、ここでいう非嫡出子には、「法律婚の夫と妻の子（嫡出子）」以外の全てが含まれている。その結果、45名が嫡出子殺害、45名が非嫡出子殺害であったという。

●両群の差異

以下では、内山他（1983）のいくつかの指標をグラフ化して示す（図4-10・11・12）とともに、その考察結果を検討してみたい。

内山他（1983）は「両群を比較した結果、加害者の特性、犯行の背景等は大きく異なっていることがわかった」として、次のように述べる。

「嫡出子の場合、法的にも結婚している夫婦の間の子が被害者で、これら夫婦の間には既に2～3人の子どもがおり、年齢も30歳を過ぎ、更に妊娠し、経済的に余裕のない状態で中絶の費用にも事欠き、やむなく出産して殺害するというケースが多い」

「一方非嫡出子の場合では、未婚の女性が結婚する見込みもないまま、妊娠し、あるいは法的に結婚している女性が夫以外の男性との子を儲け世間体が悪いから、あるいは妊娠・出産の発覚を恐れて生まれてすぐに子どもを殺害するというケースが多くなっている」

これらは、すでに多くの先行研

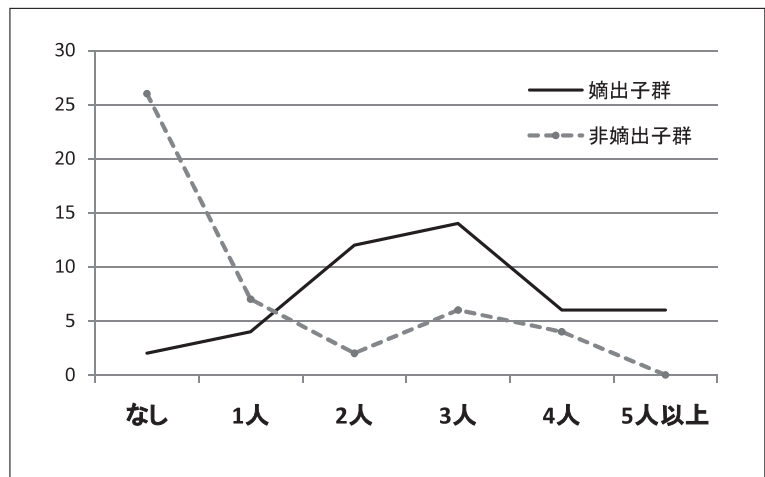


図4-10 子どもの人数 (内山)

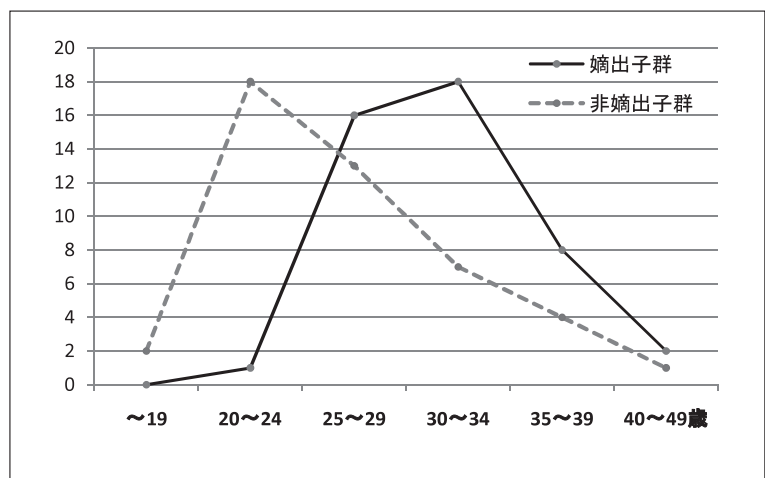


図4-11 犯行時の年齢別人数 (内山)

究が示した特徴と共通するといえよう。

●相対的貧困

その上で、内山他（1983）は、この当時の社会情勢をふまえて、次のように述べる。

「これら各類型に共通する直接的動機は、経済的困窮、あるいは子ども不要という生まれた子どもの人命軽視などであるが、その背景としては次のような社会風潮等を考慮に入れなければならない」

「まず、人工妊娠中絶が容易に可能なことにより、出産直後の子殺しが、中絶の延長として受けとめられていることは大きく影響していると考えられる。また、国民総中流化といわれ、大きな経済成長を遂げているわが国にあって、経済的困窮を理由に幼い生命が奪われていることに驚きを禁じ得ない。しかし、ここでいう貧困とは、今日一日の飢えを凌ぐ糧すら見出せないといったものではない。ある程度の生活水準を維持した上での余裕のなさ—つまり相対的貧困感である。生活を更に切りつめて授かった子を育てていこうという親としての毅然とした態度は見出せず、容易に苦勞から逃避し、子殺しという短絡的方法に解決の道を選ぶ愚かしさである。更に被害者となった子どもの父親の無責任さ、及び女性との人間関係の悪さがあげられる^{*16}」（以下略）

新生児殺の原因について、これまでしばしば指摘されてきたものの一つが「貧困」である。その貧困の内容を「相対的貧困感」と述べた点に、内山他（1983）の特徴があると言えよう。相対的貧困という概念は、貧困問題を検討する上では重要な視座であり、たとえば松本（2008）も、P. Townsendらの研究もふまえながら次のように述べている。

「生理的な生存水準で貧困を定義することは、時代にあったモノサシなのだろうか。人間の生活とは、それぞれの社会における社会生活としていとなまれる。であれば、生活の『必要』とは、それぞれの時代、それぞれの文化と生活様式によって変化するものではないだろうか。したがって貧困は、時代によって変化しない生理的水準という『絶対的な』水準を基準としてではなく、歴史的に変化する相対的なものとして把握される必要がある」

ここまでを見てきて思い起こすのは、嫡出子殺害は、植松（1951）において少なかった（95%が私生子）にもかかわらず、土屋他（1974）では逆に47.5%を占め、その後の作田（1980）や内山他（1983）でもかなりの割合で出現しているという点である。仮に絶対的貧困が新生児殺害の原因ならば、戦後直後の事例を報告した植松（1951）において、嫡出子殺害は最も多くなければならないはずである。このあたりに新生児殺の背景としての貧困を理解するヒントがありはしないだろうか。

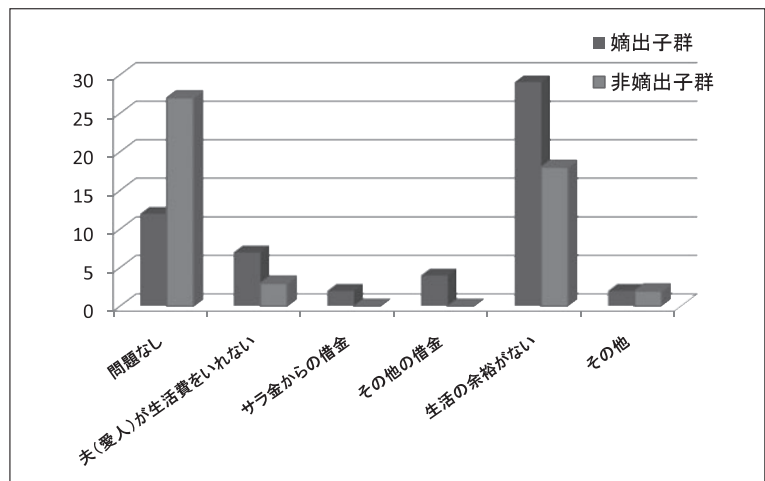


図 4-12 経済的な問題（内山）

同一人による複数の新生児殺

●法医学の関心

ところで、作田（1980）が述べるように新生児殺が2つのタイプに分かれるとしたら、その一方の「間引き型」の究極の状況は、生まれる子どもを次々と殺害していく事例ということになる。では、そのような事例はあるのか。文献を調べていくと、この点に関しては法医学の立場からの論文がかなり多いことがわかった。なぜか。この点を理解する上では、前田他（1991）の説明が参考となろう。すなわち「嬰兒殺は司法解剖において少なからぬ割合を占めるが、特異なケースとして連続嬰兒殺事例の報告が散見される。それらは、犯罪学的重要性は勿論、法医学上死体の死後変化に関し貴重な情報を与えるものである」と、その重要性を強調しているからである。ただし、筆者自身は法医学に関して全くの門外漢であり、論文の詳しい内容を理解することができない。一方、現在入手した文献を見る限りでは、それ以外の分野からこうした複数の嬰兒殺を取り扱ったものが見当たらない。そこで今回は、法医学の立場からなされた連続嬰兒殺害事例について、本来ならば論文の根幹をなす医学的な所見は割愛し、具体的にどのような事例があり、その家族状況や殺害に至った動機はどのようなものであったのかを中心に検討する。とはいえ、これらの論考は、本来的に事例の社会的背景や心理的な要因等を検討するのが目的ではないので、必ずしも詳細な情報を得ることができるとは限らない。その点を前提として論じることをお断りしておきたい。

●合計25例の実情

ここで取り上げる文献は、大野他（1981）「連続嬰兒殺事件」、大谷他（1981）「死後焼棄の痕跡が連続嬰兒殺事件を発覚させた一鑑定例」、石橋他（1987）「多数の嬰兒死体隠匿例」、Funayama他（1988）「Consecutive infanticides in Japan」、木内他（1990）「繰り返し行われた嬰兒殺の3件」、牧角他（1990）「4件の2連続嬰兒殺事件」、前田他（1991）「連続嬰兒殺後隠匿死体の剖検例」、以上7つの論文である。

これらで紹介された事例には一部重複するものもあったが、それらを整理して合計すると25例となった。表4-5のとおりである。

表4-5 新生児複数殺害事例一覧

	発覚年月	被疑者/初犯時期	死体数	家族状況	死体発見場所	殺害方法	理由	出典
1	昭和45年	37歳主婦/初犯約2年前	2	夫、2男1女。長女は知的障害	自宅庭と山中の墓地	不明	生活苦	90牧角他
2	昭和50年5月	32歳・主婦	4	夫（賭け事）・すでに2児あり	自宅（ベランダに放置）	ナイロン袋に入れ窒息させる	生活苦	81大野他
3	昭和51年12月	死亡した主婦	6		自宅（押入れ内ビニール袋）			81大野他
4	昭和54年3月	34歳主婦	4	すでに2児あり	自宅物置内		生活苦	81大野他
5	昭和55年10月	37歳、別居中の主婦	5	他に3児あり	自宅（押入れ内ビニール袋）	手で首を絞める等		81大野他
6	昭和55年6月	37歳主婦	6	他に6児あり	自宅（押入れ内段ボール箱）	衣類、布、ビニール袋等に包み窒息死	生活苦	81大野他

	発覚年月	被疑者/初犯時期	死体数	家族状況	死体発見場所	殺害方法	理由	出典
7	昭和55年7月	33歳女性/初犯約3年前	3	夫、2男1女	自宅内	溺死	生活苦	81大野他
8	昭和56年6月	31歳女性	5	次々と同棲しては別れる	物置代わりの室内	絞め殺す		81大野他
9	昭和56年以前	母(年齢不明)/初犯時期未記入	2	夫、3児。姑も同居?	1体は戸外、1体は焼却後骨を自宅に	便槽内で溺死	生活苦、夫・姑の反対	81大谷他
10	昭和56年7月	31歳離婚した女性	2	ホステス、すでに1児あり	自宅(押入れ内ボストンバッグ)	手で首を絞める		81大野他
11	昭和57年/60年	35歳(初回時)	2	夫、1男2女	列車座席下/自家用車内	窒息死	借金・生活苦	90牧角他
12	昭和58年	38歳主婦	3			絞殺		88Funayama他
13	昭和58年	31歳主婦	3			絞殺		88Funayama他
14	昭和58年	35歳主婦	5			ナイロン袋に入れ窒息		88Funayama他
15	昭和59年	34歳女性	6	夫、2男2女	自宅及び物置	窒息死	生活苦?	88Funayama他
16	昭和60年	44歳ワーカー	8			ナイロン袋に入れ窒息		88Funayama他
17	昭和61年	45歳主婦	5			シーツなどに入れ窒息		88Funayama他
18	昭和61年	42歳主婦	5	他に5児あり	自宅(押入れ)		生活苦	87石橋他
19	昭和61年	41歳ホステス(未婚)	9	結婚歴なし	自宅押入れ。3回転居し、その都度死体を持ち運ぶ	窒息死	世間体・養育不安	87石橋他
20	昭和63年	42歳女性(仲居)/初犯15年前	3	内縁男性(妻あり)と同居。前夫との間に2児あるも別居。	自宅(化粧箱)。2度転居2遺体持ち運び、3度目の嬰兒殺。父は全て別か。	バスタオルで包みナイロン袋で窒息死	生活苦及び内縁男性への気がね	91前田他
21	昭和63年	41歳飲食店店員女性/初犯約3年前	2	1女。7年前に離婚、ただし情交あり。元夫に話して発覚。	自宅(押入れ)	不明	前夫との情交を恥じて(世間体)	90牧角他
22	平成元年	38歳ホステス/初犯約3年前	2	夫、1女。夫婦不仲。ホステス稼働中に妊娠。	自宅(浴室/押入れ)	溺死/不明	子の父がわからず困り果て	90牧角他
23	平成2年以前	内縁男性/1年4ヵ月前	2	内縁の妻、3児	自宅付近空き地	窒息死させ埋める		90木内他
24	平成2年以前	女性/3・2・1年前にも噂に	4	3児あり。夫については未記入	自宅(ビニール袋に入れて放置)	手で締め殺す	生活苦	90木内他
25	平成2年以前	夫婦/8年前、7年前のことと話す	2	3児あり。夫とは(2児殺害後)離婚。	自宅。離婚、転居時も持ち運ぶ、後に前夫引き取る	口をふさぎ窒息死	生活苦	90木内他

*本表は、各論文に掲載された事例を筆者の責任において要約したものである。

●加害者の年齢

これらの事例¹⁷⁾について、作田(1980)の指摘する「間引き型」新生児殺の特徴と見比べながら検討してみたい。まず加害者の年齢について。表4-5を見ればわかるように、発覚時の年齢は、不明を除きすべて30歳代と40歳代である。もちろん、初犯時期は発覚時より少なくとも1年程度は早いはずであり、死体数が多ければ、より以前に殺害されていることになる。したがって、全体としてはもっと若い年代の頃から犯行がなされたと考えねばならないが、「アノミー型」より「間引き型」のほうが年齢が高いという作田(1980)の指摘が当てはまると言えよう。

●家族状況

婚姻状況について。25例のうち、不明14例を除き、夫もしくは内縁男性（もしくは女性）がいて同居していると思われるものは8例（表4-5ではNo. 1・2・7・9・11・15・20・23）、単身もしくは離婚していて一人暮らしだと思われるものは3例（No. 8・10・19）である。不明数が多く、正確なことは言い切れないが、やはり婚姻もしくは同居している者が多いと思われる。

次に、養育している子どもの有無について。ほとんどの事例で子どもがあり、この点も作田（1980）の指摘のとおりである。中には子どもの数が5人とか6人といった多子家庭もみられ、養育の困難さは想像に難くない。事実、新生児殺の理由についてみると、多くが「生活苦」とされている。この点も、作田（1980）の指摘するところと同じである。

●死体発見場所

ところで、死体の遺棄場所についてはどうか。作田（1980）の調査結果では、「間引き型」の死体発見場所について、トイレ以外の自宅内38%、トイレ13%、その他49%となっていた。また、昭和39年（1964年）から昭和51年（1976年）までの13年間にわたる東京23区内の嬰兒変死例を調査した吉村他（1979）では、自宅自室等が約15%となっている。ところが、ここで示した連続殺害の事例では、不明5例と自宅外のNo. 1・9（1体のみ）・11・23を除き、他は全て自宅内となっていて非常に多い。中には転居を繰り返していた事例もあったが、それらは転居の度に死体を持ち運んで室内で保管していた（No. 19・20・25）。

これをどう考えればいいのか。たとえば事例No. 9は、焼却後の胎児骨を容れたガラス製の小瓶が、白布に覆われて自宅押入れから発見されており、火葬になぞらえて焼却、室内に安置して吊っていたとも推測できる。作田（1980）は、「死体をそばに長く置いてあったことを、奇怪で、異常な行動としてよく扱っているが、むしろ、おなかを痛めた、自分の一部であったものへの愛着が、無意識のうちにも残っていると言うべきではないだろうか」と述べている。しかし、小西他（1992）は、（連続殺害ではない）新生児殺1例の司法精神鑑定例を挙げ、（その事例では）「実子殺は母性の喪失によって起きているというよりは、母子関係が未成立のまま殺害に至るものであると言えよう」と分析している。

●複数殺害事例の特異性

以上、連続した複数の新生児殺の事例に関し、作田（1980）の「間引き型」についての考察なども参考にしながら述べてきた。こうした複数の新生児殺と単独の「間引き型」新生児殺には共通する点も多々あったが、他方、同列では語り得ない点もありはしないだろうか。

たとえば、結婚歴のない女性が9人を産んで9人を殺害した事例（No. 19）、あるいは、自宅風呂場で分娩した後、手で締め殺してビニール袋に容れて放置し、そのまま子ども会の集まりに出席したため出血によって発覚した事例（No. 24）、新生児を殺害して逮捕され、情状酌量の余地があるとして執行猶予になったにもかかわらず、その後再び同様の事件を起こした事例（No. 11）、実父殺害によって新生児殺が発覚し、養育している4人の子どもと殺害された新生児の出産、さらには繰り返された

中絶の順番が入り組んでいる事例（No. 15）などは、個別にさらに詳しい検証が必要ではないかとも思われる。したがって、こうした事例については、法医学的研究だけでなく、今後は心理、福祉等の分野からも事例を深めることが必要であろう。

女子少年による新生児殺

●少年鑑別所入所者の分析

さて、ある意味では複数の新生児殺の対極にあると言ってもいいのが、未成年による新生児の殺害ではないだろうか。そこでここからは、近藤（2008）「女子少年による嬰兒殺の研究」を取り上げ、この年代における新生児殺害の特徴などを検討してみたい¹⁸。

近藤（2008）は、改正少年法施行後5年間の重大犯罪事件の中から新生児殺の女子少年（検察官送致となった1名を除く）18名を対象にして、少年鑑別所の記録をもとに、資質的特徴、家族関係、犯行内容などを分析している。概略を紹介したい。なお近藤（2008）は、対象となった女子少年は、作田（1980）の分類では全員がアノミー型に属するとして、K-J法を用いてこれらを以下の3群に分け、さらに詳細に検討している。すなわち、①抑制型（8人）、②不安定型（6人）、③未熟型（4人）である。ただし本節では、そうした詳細な分析ではなく、この年代の新生児殺の全体的な特徴を概観することを目的としているので、細かな分類よりも、おもには全体としての特徴を記載することとする。

●属性

分析対象となった女子の年齢、家族状況等は図4-13・14・15・16のとおりである。

なお、図4-15に見るとおり、家庭内の問題として虐待の被害を受けとされている者が7人あったが、この中に性的虐待の事例はなかったとされている。

●相談相手

妊娠について、新生児の実父となる者に相談したのは11人であった。ただし残りの7人については、「妊娠判明時には交際していなかった（または行きずりの関係）」（5人）、「父が誰であるかわからない」（2人）ということであり、実父とのかかわりがある場合には、全員が相談していたということになる。とはいえ、「相談したとしても『様子を見よう』と決断を先延ばしされたり、無関心であったり、

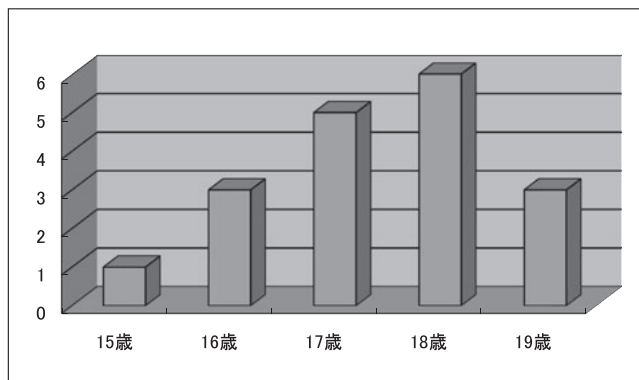


図4-13 年齢（近藤）

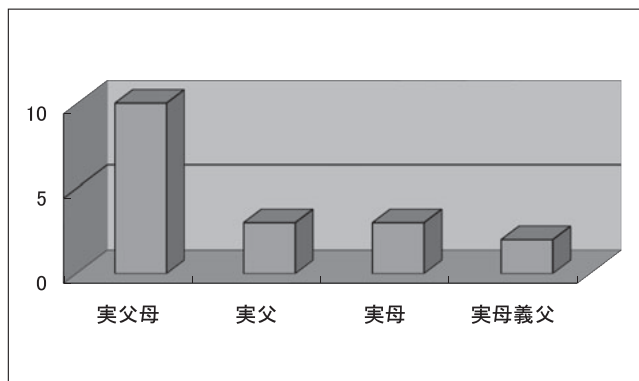


図4-14 家族状況（近藤）

父親であることを否定されたり、流産させればいいなどと拒否的対応をされていた」という。この年代の相手方（実父）が、いかに無責任で頼りないかが示された結果であった。

他方、18人のうち保護者に相談した者は誰一人としていなかった。近藤（2008）はこの点につき、次のように説明する。

「もともと性的な事柄を親に相談することは難しいものである。未婚であるにもかかわらず妊娠することは、それだけで『恥ずべきこと』と自ら感じ、妊娠を打ち明ければ激しい叱責を受ける、親を失望させる、見捨てられるという恐れを強く抱いていた。こうした感情から妊娠を保護者に相談できなかった理由は、日頃からの親子関係の在り方を反映するものでもあった」

「抑制型では、日頃からの親に対する遠慮や情緒的な交流不足が目立ち、これ以上保護者を心配させたくない、相談できる雰囲気ではなかったなどという理由が多かった。これに対し、不安定型では、以前から親子間の葛藤などが存在し、保護者からの叱責や見捨てられることをおそれて相談できなかったという理由が多くを占めている。未熟型では、親と密着し過ぎていただけに見捨てられたくない、心配かけたくないという気持ちが強すぎたり、怒られることを過度におそれるばかりで、親の援助を求めることができていない」

なお、中絶しなかった理由は図4-17のとおりである。妊娠自体を認めようとしなかった事例はなかったというが、近藤（2008）は、「妊娠ではないと希望を抱きつつ無為に過ごすうちに中絶可能期間を逸している」と述べている。

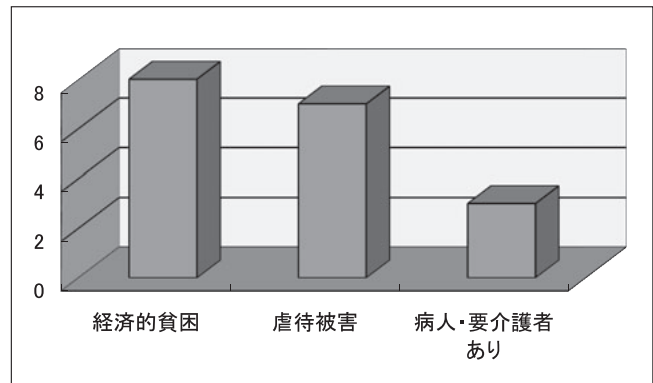


図4-15 家庭内の問題（近藤）

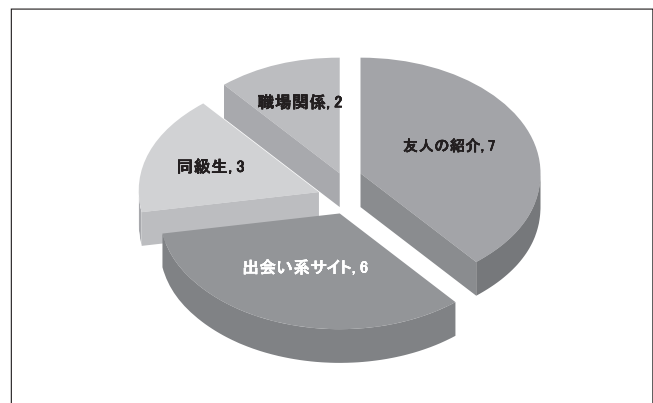


図4-16 嬰兒の父との交際のきっかけ（近藤）

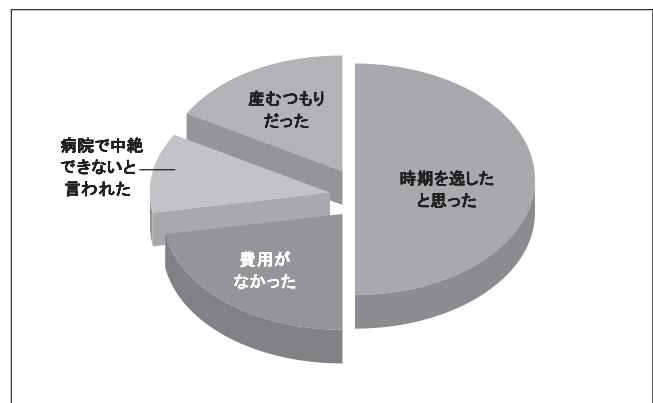


図4-17 中絶しなかった理由（近藤）

●犯行内容、加害の動機、処分状況

出産場所は自宅が圧倒的に多く、「自室内」「自宅トイレ」「自宅浴室」「自宅その他」をあわせると17人で、自宅外は1人だけであった。上記とも関係すると思われるが、「一人だけになれる場所での出産

し、泣き声によって出産を家族に知られまいとしてとっさに嬰兒を殺害した者が多い」という。中には「破水が始まり、どうしようかと自宅の廊下を走り回っているうちに出産した」といった事例もあり、突然の出産に大きな混乱を招く場合があった。

さて、加害の動機について、近藤（2008）は次のように解説する。

「嬰兒殺に至る動機は複雑で、単純に一つだけの動機を取り上げることは極めて困難なことである。あえて主要な動機に基づき分類すると、『出産の発覚をおそれて』14人（77.8%）、『母親を悲しませたくなかった』2人（11.1%）、『育てられないと思った』1人（5.6%）であった。『母親を悲しませたくなかった』及び『育てられないと思った』は、いずれも抑制型の少年であった。『育てられないと思った』加害女子少年は、家族が不在であった自宅において一人で出産し、数時間、母乳を吸わせたり嬰兒の世話をしたりしたが、家族が帰宅する時間が迫ってくるとやはり育てられないという不安が高まり殺害に至ったものである」

処分に関しては、少年院送致15人（うち中等少年院（長期）9人、中等少年院（一般短期）5人、中等少年院（特修短期）1人）、保護観察1人、在宅試験観察2人であった。なお、年齢切迫で検察官送致となり、本研究の対象から除かれた1名は、懲役3年（執行猶予つき）だったという。

近藤（2008）は、こうした結果をふまえ、次のように整理し、また問題提起をしている。

「本研究の結果からも加害女子少年らが避妊や出産に関して驚くほど無知であること、親や友人に対しても本心で援助を求めることができないほど人間関係において孤立していたことが明らかとなった」

「嬰兒殺にまで至った女子少年の事例を見ると、小西他（1992）が指摘するように彼女らには社会的な資源や援助の場を知り、利用するという力が欠けており、性教育や妊娠女性への支援の充実だけではすべては解決できない。本研究が示したように、嬰兒殺にまで至りかねないリスクを多かれ少なかれそれぞれの女子少年が背負っていることについて、親を始めとした身近な大人たち一人ひとりが理解を深め、彼女たちに対する気遣い、配慮をきめ細かく行っていくことが最も重要である」

貴重な研究であろう。また、これら女子少年の事例と、先に見た比較的年長者による複数の新生児殺害事例を見比べると、その態様が大きく相違していることは明らかと言えるのではないだろうか。

平成時代の新生児殺

●平成時代の新生児殺

さて、最後に紹介するのは田口（2007）「わが国における Maternal Filicide の現状と防止対策－96例の分析から」である。田口が所属する「女性犯罪研究会」（専修大学法科大学院 岩井宣子教授主宰）が、平成元年（1989年）から平成16年（2004年）の間に起こった女性による殺人事件の一審確定判決謄本を取り寄せたところ、0～18歳の子を殺害した Maternal Filicide 事例が93例あったという。これに田口自身が鑑定に携わった3事例を加えた96例を分析、報告したのが本論文である。研究の方法は、これら96例を、殺害された子どもの年齢別に、「①新生児群25例」「②乳児群22例（①を除く1歳未満児）」「③未就学児群27例（①②を除く未就学児童）」「④学童・teenager群22例」に分け、統計的手法も用いながらそれぞれの特徴を浮かび上がらせるというもの。作田（1980）や内山他（1983）のように新生

児群を2つに分けてはいないが、母親による未成年の子の殺害という大きなくくりの中で新生児群がどのような特徴を示すかを浮き彫りにしたという点で、新生児殺の問題を考える上でも貴重な論文と言えよう。ただし以下では、本論考のテーマをふまえ、新生児殺という切り口に絞って紹介していきたい。なお、ここでは従来からの研究と田口（2007）の研究を並べる形で検討する。

●再確認された新生児殺の特徴

田口（2007）は次のように述べる。「新生児群では、他の3群に比べて、母親には『未婚者が多い』『専業主婦が少ない』『経済問題がある』『精神障害がほとんどなく、責任能力に問題のあった者はない』、被害児には『婚外子が多い』、犯行については『出産を望まなかったことが理由である』『窒息死によるものが多い』『母親に自殺の意図・企図はない』『死体遺棄率が高い』『犯情の悪質性が高い』、といった因子の割合が有意に高く、際立つた特徴が認められた」

田口（2007）は考察で、「これらは内外の先行研究で既に指摘されており、本研究では、新生児殺の特異性が統計的解析によって再確認された」と述べている。ただしこの分析内容には、新生児殺に存在すると考えられる2つのグループの特徴が混在している面があるのは否めない。以下では、田口（2007）の結論が過去のデータとどのように整合するのかを検討するため、これまでの研究で明らかにされた調査結果のいくつかを、並べて図示してみたい。ただし、それぞれの研究は独立しており、対象者の選定やデータ項目などが違っている点をお断りしておきたい。

●未婚、婚外子

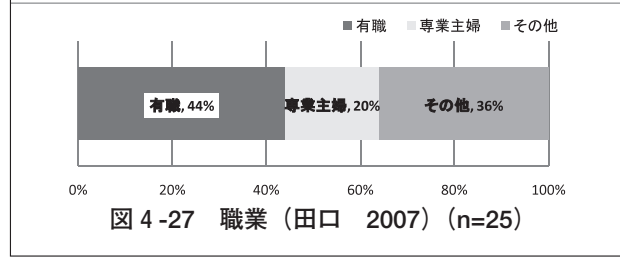
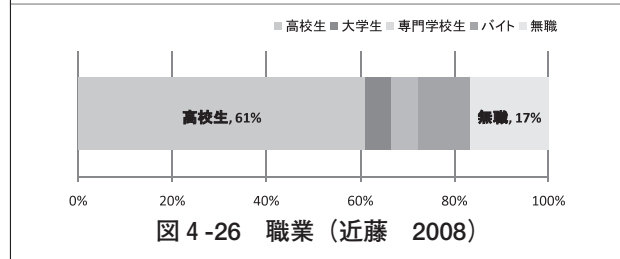
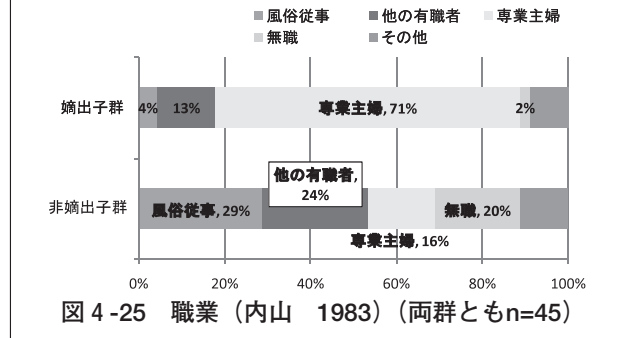
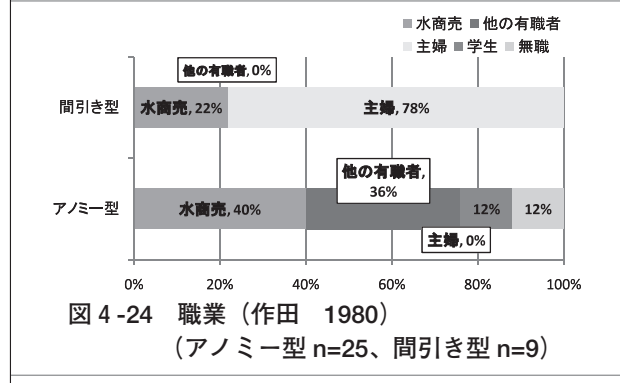
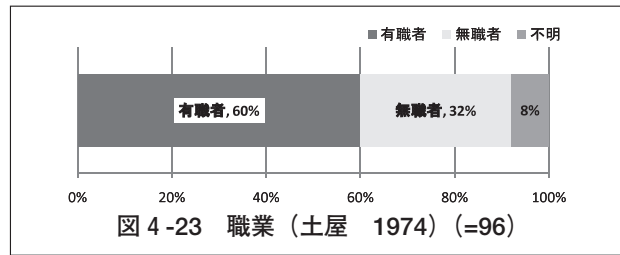
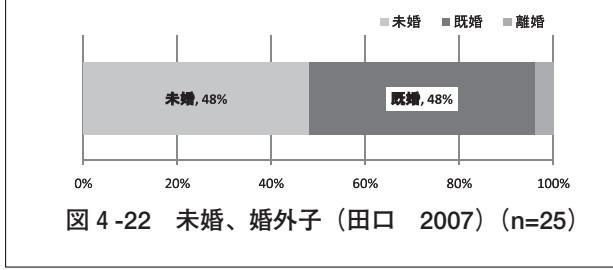
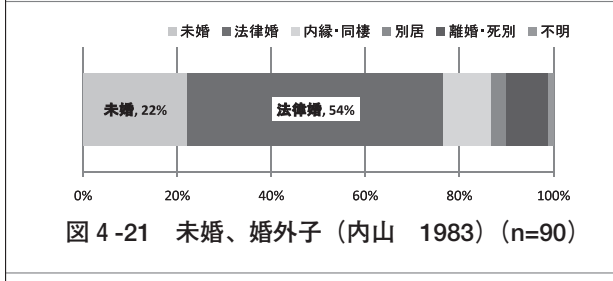
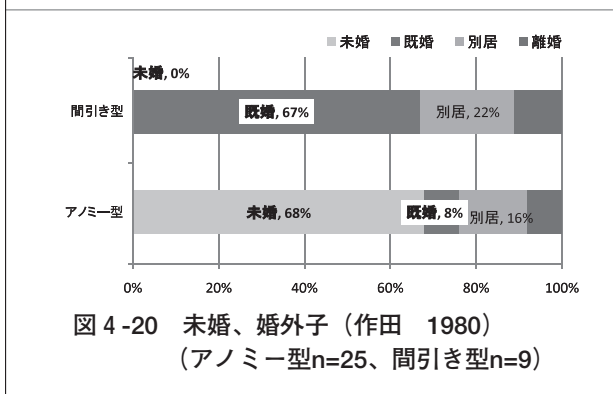
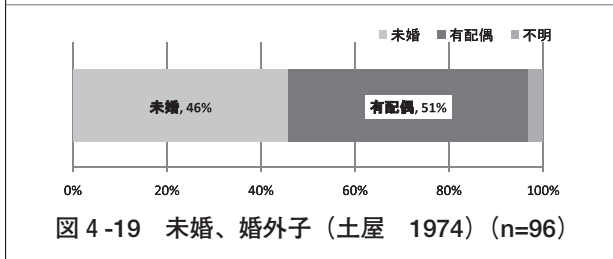
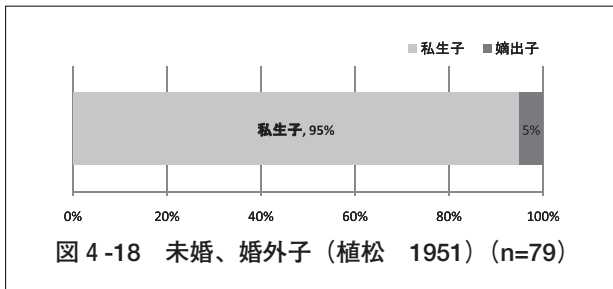
まず最初は、未婚や婚外子の多さということについて。各研究から当該部分を選び出し、グラフ化した（図4-18・19・20・21・22）。なお内山他（1983）は、90事例を嫡出子と非嫡出子に分けて分析しているが、ここでは新生児殺全体の中での比率を把握するため、両方を合わせて図化している。また、女子少年について研究した近藤（2008）の結果はここでは図示していないが、既婚者はおらず、全員が非嫡出子であった。

●専業主婦、職業について

次に「専業主婦が少ない」という田口（2007）の指摘を検証するため、各研究で示された職業をみていきたい（図4-23・24・25・26・27）。すでに述べてきたように、田口（2007）の指摘は、「間引き型」や「嫡出子群」では当たらず、「アノミー型」「非嫡出子群」タイプの特徴としてみるべきであろう。

●精神障害について

次に、「精神障害がほとんどない」という田口（2007）の指摘を過去のデータと比べてみたい。田口の場合、「精神障害あり」とされたのは25事例中1事例のみ。それも主診断は精神遅滞であった。これを他の研究でみると、土屋他（1974）では、精神鑑定を受けたものは僅か4.1%で、乳児殺群に比べて著しく低いと述べており、作田（1980）でも精神科診断で異常ありとされたものは、「アノミー型」「間



引き型」両群ともに見られなかったという。乳児群より上の子どもの場合「精神障害あり」が多く（ちなみに田口（2007）で「あり」は、乳児群72.7%、未就学群48.1%、学童・teenager群54.5%）、その差は際立っていると見えよう。

●妊娠の秘匿

田口（2007）の結果をさらに続けて紹介する。

「本研究では、主に世間体を理由に犯行に及んだ事例は少なかった（2/25）が、妊娠を身内にさえ

も隠し通した者が25例中19例で、とくに既婚者に多く（11/12）、死体を遺棄された被害児数も既婚者で多かった（9/13）。産前の産科受診の有無が判明している事例は25例中13例で、うち12例が未受診であった。16例では、出産前から『生まれたら始末しようと思っていた』と犯行に計画性が認められ、うち2例では階段から飛び降りる、重い荷物を持つなど流産を試みる行為（胎児虐待と呼ばれる）があった」

新生児殺を防止することの難しさの一つは、このように妊娠が秘匿されてしまうところにある。図4-28・29・30・31にそれらの状況を示した。女子少年について調査した近藤（2008）は、妊娠について保護者に相談した者はただ一人もいなかったというが、それは起訴された者だけを対象とした田口（2007）においても変わらない。すなわち、成人においても妊娠を隠し通した者が25例中19例、産婦人科受診についても、少なくとも13例中12例は未受診だったというのだから、妊娠期から援助しようとしても、簡単ではないことが知られよう。

このような点と連動して問題となるのは、殺意形成の時期である。図4-32・33で示したが、望まぬ妊娠で事実をひた隠しにし、出産後の見通しが全く持てず妊娠中に殺害を計画する姿が浮かび上がってこよう。

●今日的な特徴

ところで、田口（2007）は自らの研究と過去に行われた土屋他（1974）などの研究とを比較し、そこに違いも発見している。

「本研究では『世間体』を主な理由として出産を望まなかった母親は8.0%（2/25）にすぎず、むしろ被害児の父親との対人問題（80.0%、20/25）、経済問題（68.0%、17/25）を主因とす

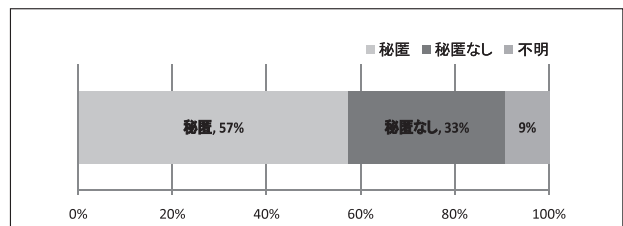


図4-28 妊娠の秘匿（土屋 1974）（n=96）

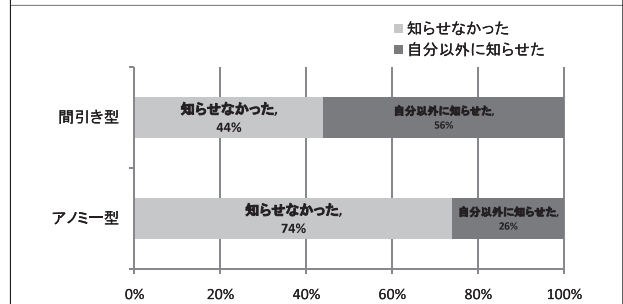


図4-29 妊娠の秘匿（作田 1980）

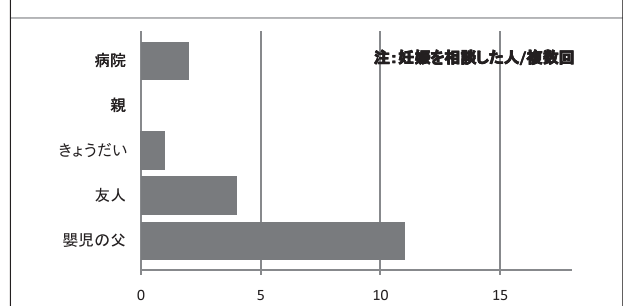


図4-30 妊娠の秘匿（近藤 2008）（n=18）

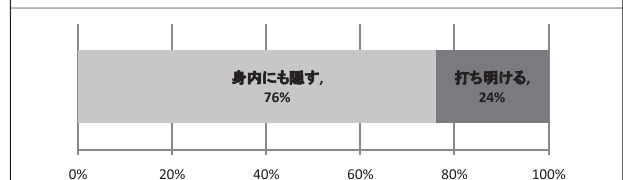


図4-31 妊娠の秘匿（田口 2007）（n=25）

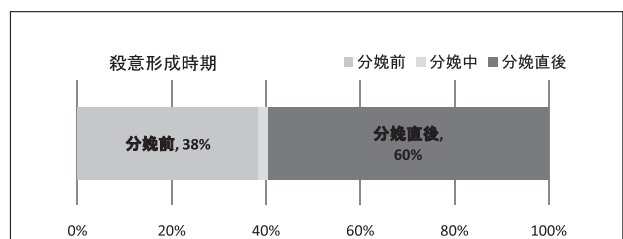


図4-32 殺意形成時期（植松 1951）（n=52）

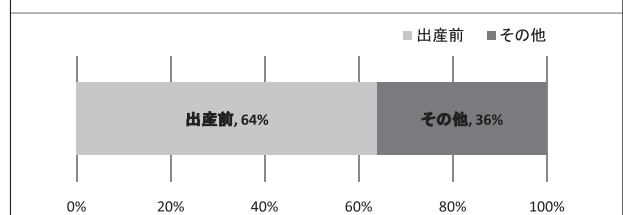


図4-33 殺意形成時期（田口 2007）（n=25）

る事例が多かった。また、昭和47年には『浮気』は6.3%にすぎないが¹⁹、本研究では、一方が既婚者である男女間の婚姻外性交渉による妊娠に起因する犯行が32.0%（8/25）を占める点も異なる。両研究結果のこのような差異は、調査対象の違いによるのかもしれないが（本研究は不起訴事例を含まない）、本研究に認められる動向は、やはり近年のわが国におけるシングルマザー・婚外子に対する偏見の緩和や恋愛・結婚に関するモラルの変化などを反映しているものと考えられる」

一方で、作田のいわゆる「間引き型」を検討し、次のようにも述べる。

「作田の報告では、既婚の母親による新生児殺の57.1%、土屋らの報告例では40.8%、本研究では41.6%（5/12）が『間引き型』である²⁰と言え、時代を問わずこのようなタイプの新生児殺が続いていることは、先進国の中ではわが国にしか認められない現象である」

新生児の殺害というと、一般的に思いつくのは、比較的若い未婚女性によるものということになるだろうが、こうしたいわゆる「間引き型」事例が既婚者層を中心に今なお出現しているという点は、新生児殺を防止する上で十分注意すべきことであろう。なお、今回は残念ながら、諸外国の事情までは検討することができなかったので、田口（2007）のいう「先進国の中ではわが国にしか認められない現象」という指摘がどこまで正確であるのかはわからない²¹。ただし、仮にこのような事例がわが国特有の問題であるとしたら、本問題については、文化的、社会的背景をも含めたより深い検討が必要とされているのではないだろうか。

●防止策

さて、ではどうすればこのような新生児殺を防ぐことができるのか。田口（2007）は、防止対策について、「望まない妊娠の予防と妊娠中絶の困難な女性に対する現実的援助」という見出しをつけて次のように述べる。

「新生児殺の防止に必要なのは、何よりもまず望まない妊娠を防ぐことである。若い世代に性に関する正しい知識を与え、個々の男女が新たな生命を誕生させる営みとしての性行為に責任を持って関わることの大切さを深く認識させるための教育を行うことが、きわめて重要であると考えられる」

望まぬ妊娠を防ぐということについては、どの研究を見てもその必要性が強調されている重要な課題だと言えよう。ただし「若い世代に性に関する正しい知識を与え云々」という下りは、おもには新生児殺の中の一群、つまり作田（1980）の言う「アノミー型」、あるいは内山他（1983）が調べた「非嫡出子群」事例に関する指摘だと言えよう。とはいえ、近藤（2008）は、10代女子少年の事件をふりかえり、「彼女らには社会的な資源や援助の場を知り、利用するという力が欠けており、性教育や妊娠女性への支援の充実だけではすべては解決できない」と述べている。留意すべきであろう。さて、田口（2007）は次のようにも言う。

「本研究の事例でも認められたように、望まない妊娠をした女性にはその事実を隠匿・否認する傾向が強く、産科受診さえしなかった者もあり、自ら援助を求めてこないために介入の機会を見出すことが難しいという問題がある」

この点については、「産科受診さえしなかった者もあり」というにとどまらず、おそらくは受診しな

い者が大半だという認識が必要ではないだろうか。事実、田口（2007）の調査でさえ、判明した13例のうち12例は未受診であったし、近藤（2008）においても、病院に相談したとされているのは18例中2例に過ぎなかった。さて、田口（2007）は、

「先行研究は、新生児殺の母親が、単に若年というだけでない未熟な人格傾向を有し、直面する問題への対処能力、解決能力に乏しい者が多いことを指摘している」

と述べる。この点に関しては、先にも触れたように、若くて未熟な場合があると同時に、生活苦などを理由にした比較的年長の既婚者などによる事例が一群をなす、という点にも注意を払わなければならないまいが、それはさておき、田口（2007）の次の指摘は重要であろう。

「行政やNPOなどが、女性自身の自己決定のプロセスを支援しつつ、さまざまな現実的な問題（中絶費用の負担を含めた経済的支援、医療機関の紹介、養子縁組や里親の紹介など産まれてくる子の養育に関する援助、など）に対応できる相談機関や受け皿を整備すること」

このように述べ、Filicideで受刑中の母親たちを心理学的に分析したCrimminsらの見解を引用して次のようにまとめている。

「母親の自己評価を高め、他者との強い関係性の意識を養うことによって、人生の重要な問題において適切な自己決定ができるという自信を母親が持てるよう働きかけることが、filicideを予防する上でも非常に重要であると指摘しており、今後の対策を考える上で示唆に富む見解と考える」

以上であるが、本稿を閉じるにあたって思うことは、こうした種々の研究によって明らかにされた新生児殺の特徴や対策の方向性を、今後いかに具体化していくかが、今まさに問われているということである。

まとめにかえて

1. 生後24時間以内の新生児殺は、古今東西繰り返されており、わが国においても、今なお重要な課題である。
2. 新生児の殺害に関する研究は、民俗学、刑法学、法医学、精神医学、心理学、さらには少年法の実務分野その他、さまざまな領域で行われてきた。
3. 新生児の殺害には、大きく分けて2つのグループがある。今後の防止対策においては、「望まぬ妊娠」「妊娠の秘匿」といった共通する事項に加え、両者それぞれの特徴について分析を深め、それぞれに即した対策を検討、実施することが求められている。
4. なお、2つのグループについては、作田（1980）が「アノミー型」と「間引き型」に分類し、後の研究にも影響を与えているが、分類の方法やネーミングについては再検討の余地もあり得る。近世から行われてきた「間引き」と作田（1980）が言う「間引き型」は同じとばかり言えないこと、「アノミー型（無規範型）」は、分類する際などに主観（もしくは研究者の価値観）が入り込みやすい点などがその理由である。
5. 今回の先行研究においては、新生児殺に関する福祉分野からの論文を見つけることができなかった。今後も引き続き検討、研究がなされなければならない課題であるだけに、今後は福祉分野も含め

たさまざまな分野、諸機関において、研究が深められることが必要である。

6. ところで、戦後の60数年を見渡し、長い期間での変化を見ていくと、植松（1951）や土屋他（1974）と現在の厚生労働省の専門委員会での事例数を見比べればわかるように、新生児殺は減少しているとも考えられる。ではなぜ減少していったのか、その要因を明らかにすることができれば、新生児殺をなくしていく上で重要な貢献となるはずだが、そうした観点からの研究は見当たらなかった。今後の課題であろう。
7. 以上をふまえ、今後、個々の事例についてのチャイルド・デス・レビューを適切に実施し、深い分析を行うためには、警察情報なども含む基本的な情報の収集を十分行うことを前提にした上で、法医学、精神医学、心理学、福祉、保健その他、多くの分野からの多面的な検討、検証が行われる必要があると思われる。
8. なお今回の研究では、新生児殺害の歴史的、文化的背景までを視野に入れて検討する時間的余裕がなかった。「間引き」の時代までさかのぼり、あるいは新生児殺に関する海外の動向^{*2}などを調査・検討することも今後の研究課題である。

（川崎 二三彦）

*1 一、二例示してみよう。たとえば中国、特に清代には嬰兒殺を「溺女」などと呼んでいたという。この中には女児だけでなく男児も含まれるが、喜多（2003）は、趙鳳『中国婦女在法律上之地位附補篇』を引用して中国での嬰兒殺関連の法制度の変遷について、大意を以下のように紹介している。「溺女の風は、南北朝に盛行し、士大夫の家でさえ免れず、庶民に至っては想像に難くない。南宋の戦乱の中で、民間では産まれた子を取り挙げないことが多く、とくに女の子はそうであった。元代には、『溺女の禁』を設けたが、溺女の風は盛んであった。明清律には、このような明文はない。わずかに、大清会典に禁令が載せられている。しかし、その効力は微々たるものであった。それで、溺女事件は、現在（引用者注:1920年代）に至っても民間ではよく見られる。民国成立時に公布された暫行新刑律には、嬰兒殺人の罪の規定はない。解釈上は、嬰兒殺は、成人の殺人と同罪ということになる。しかし、民間の溺女の悪習は、これによって抑制されることがなかった。これまた法の欠陥である。民国17年刑法は、母が出産時に私生子を殺すことを処罰する明文をおいた。しかし、一般の嬰兒殺の悪習を防止するには十分でなかった。現行刑法（民国24年7月1日施行）では、『母が出生時あるいは出生後まもなく、その子女を殺せば、6月以上5年以下の有期徒刑に処する』との規定が置かれた。私生と婚生とを問わず、かつ嬰兒の性別を区別せず、全て処罰するものとしている。こうして初めて一般社会に溺女が犯罪行為であることを明示したのである」

また、福本（1985）は、19世紀フランスの実情について論じており、その中でフィリップ・アリエス『<子供>の誕生』を引用しながら、次のように述べている。「墮胎や嬰兒殺しも古くからたえず繰返されてきた。旧制度下の嬰兒殺しについて、アリエスは、『17世紀末葉にいたるまで大目に見られていた』現象だという。『嬰兒殺しはきびしく罰される犯罪であった。しかしながら、この犯罪は秘密裡に行なわれ、たぶんかなり普通にみられたのであり、事故の形をとって偽装されていたのである。子供は両親の寝ている寝台のなかでごく当然に生じうる事故として窒息して死んだのである。』」

*2 なお、先行研究などでも「新生児殺」という表現はしばしば登場するが、本定義とは別の意味で用いられている場合には、その都度説明を加えることで、定義の混乱を避けることとしたい。

*3 たとえば、太田（1997）「近世日本マビキ慣行史料集成」は、自身の手でマビキを記録した史料として角田藤左衛門『萬事覚書帳』を紹介している。日誌は1683年から1735年まで、すなわち藤左衛門が15歳から67歳まで書き綴られたもので、そこには「十八世紀初めの奥会津地方におけるマビキ慣行が直載に語られていた」として次のように述べる。「藤左衛門は10人の子どものうち、第六、九、十子を『押し返』したと日記に記している。第九、十子は、占いの性と異なったから不吉だとして間引かれているのだが、実は第八子に『留之丞』と名付けたあとのことである。また、理由の記されない第六子は、藤左衛門の厄年に生まれた子で、翌正月から80日間藤左衛門は伊勢参りと西国三十三ヶ所の巡礼を行っている」「性別占いに外れた子や双子、三つ子、親の厄年の子などは、しばしば家族に不幸をもたらすとしてマビキの原因になったと民間伝承は伝えている」

*4 江戸時代においても間引きが禁じられていたのは同じであり、各藩によって対応に多少の差はあったが、間引きを防ぐための種々の対応策がとられていた。以下に、教諭の書「子孫繁昌手引草」から明治時代の禁令にも引き継がれる内容を持つ一節を紹介しておきたい。「子をばいつくしむのか、親たるもの、みちなれば、それを殺すに至りては、やはり人の親より我親を殺したるか罪深きに相違なく、また人頼して殺せは手つから殺せしより猶罪ふかし。(中略) 萬物の霊たる人間か、鳥獸たにせぬ子返しをするは餘りなさけなき事なり」

*5 鈴木(2006)の表を一部修正して以下に示す。

「間引き」と類似した嬰兒殺の新聞記事(宮城県・明治時代)

奥羽日日新聞・河北新報より鈴木由利子氏作成の表を抜粋し、一部修正)

	年	殺害方法	殺害者	内容
1	明治18年	不明	不明	漂着した古桶内に生後20日未満の女児の死体
2		押し殺し	夫婦	出産の子を夫婦で押し殺す
3		不明	不明	臍の緒ついている女児を古ゴザに包み遺棄、
4	明治24年	圧殺	産婦	私通の男児を出産後、膝で圧殺
5	明治25年	圧殺	産婦	貧困のため女児を膝下に敷いて圧殺、ボロとゴザに包み積み厠内に置いた肥料俵に入れる
6	明治26年	圧殺	夫婦・産婆	夫婦と産婆で嬰兒を圧殺
7	明治30年	圧殺	産婦	分娩後圧殺し、死体をボロに包み1升樽程の古桶に入れ、ゴザで覆いその上に十文字に縄で結び備後ゴザにのせ前に香炉1個を添え(3尺屏風を立て居家より東北隅の3間半より1間半の厠に埋める
8		圧殺	産婆	貧困のため女児分娩後産婆に依頼し圧迫し殺害
9		不明	産婦	私生児分娩後殺害
10		不明	産婦	殺害後埋める
11		遺棄	産婦	分娩後山中の悪水堀に投げ殺害
12	明治31年	圧殺	産婆	双子分娩後産婆に依頼し圧殺
13		絞殺	産婦	生後2日目てぬぐいで女児の首を絞め殺す
14		圧殺	産婦	両膝を嬰兒に加え圧迫して殺す
15		圧殺	不明	共同便所内より女児の圧迫死体発見
16	明治32年	圧殺	産婦	極貧のため出産の度、膝下に圧迫殺害
17	明治33年	圧殺	産婦	不義の子を股間にはさみ圧殺
18		圧殺	産婦母	娘の赤子殺し、圧殺し山中に埋める
19		圧殺	産婦	貧困のため
20	明治34年	殺害後投棄	産婦	殺害後川に投棄
21		押し殺し焼却	産婦	私生児のため
22		圧殺	産婦	私通の女児、産門を出て母体を離れんとする時、左手を以ってその面部に、右手をその後頭部にあて圧殺
23		絞殺	産婦	貧困のため
24	明治35年	圧殺	産婦	押し殺害、ボロに包み宅地内に埋める
25		圧殺	夫婦・姑	夫婦・姑が圧迫殺害し死胎分娩の届出
26		圧殺	産婦	出産後圧迫して殺害、自宅縁の下に埋める
27	明治36年	圧殺	産婦	圧迫し殺害、川に捨てる
28	明治38年	圧殺	産婦	情夫の子、ボロを顔に押し当て腰を押し付け殺害
29	明治39年	遺棄	産婦	生後直ちに川に投棄、臍の緒付いている
30	明治40年	圧殺	家族	家族相談の上、私生児圧殺
31		圧殺	産婦	私通の3児を圧殺
32	明治41年	圧殺	産婦・産婦母	母娘共謀し私生児圧殺、旧墓地に埋葬
33		圧殺	産婦姉	妹の私生児分娩後圧殺、山中に埋める
34	明治42年	圧殺	不明	圧迫死させた嬰兒死体発見
35	明治43年	遺棄	不明	川に投棄の嬰兒死体発見
36		絞殺	不明	川に嬰兒の絞殺死体
37		不明	不明	コモつつみの他殺嬰兒死体
38	明治45年	乳を与えない	産婦	情夫の子、出産後乳を与えず致死、病死をよそおう
39	大正7年	圧殺	産婦	子を乳で押し殺し母は自殺
40	大正8年	圧殺	産婦	不倫の男児を圧殺
41	大正9年	窒息	産婦	出産後胎盤とともにボロ、風呂敷に包み窒息させ自宅に隠す
42	大正10年	圧殺	産婦	早産した女児の喉を押し殺害、物置裏の梅の樹下に埋める
43		圧殺	不明	

	年	殺害方法	殺害者	内容
44		圧殺	産婦	不義の子を圧殺
45		圧殺	産婦・産婦母	娘と情夫の子を母娘で圧殺、旧墓地に埋める
46		投棄	産婦	酌婦が嬰兒を投棄
47		圧殺	産婦母	赤貧のため孫を圧殺
48	大正11年	圧殺	夫婦	夫婦が嬰兒を圧殺、縁の下に埋める
49	大正12年	遺棄	産婦	産み落とした直後の男児、川に遺棄
50	大正13年	圧殺	産婦	情夫の子を圧殺
51		遺棄	産婦	不義の子をフランネルの綿入2枚にくるみ小川岸に投棄
52	大正14年	投棄	不明	嬰兒の圧殺死体小川に投棄
53	大正15年	遺棄	産婦	生後10時間程度で山に遺棄
54		窒息	産婦	生後75日の嬰兒鼻口押し窒息
55		圧殺	産婦	死産児として医師の診断求めたが圧殺と判明
56		圧殺	産婦	腰巻で圧殺便所に遺棄
57		絞殺	産婦	嬰兒窒息死
58	昭和2年	圧殺	産婦	男児圧殺し寺境内に密かに埋没
59		投棄	産婦	列車の窓から嬰兒投棄
60	昭和3年	殺害後投棄	産婦	先夫の子を妊娠後再嫁3日目に産後殺害、便所に遺棄
61	昭和4年	遺棄	知人	義理ある娘の産んだ罪の子を殺害、便所に投棄
62	昭和5年	投棄	産婦	始末に困り嬰兒川に投棄
63	昭和7年	圧殺	産婦	不義の子を鼻口おおい窒息死
64	昭和8年	圧殺	産婦	不倫の7ヶ月早産児、鼻口押え殺害、やぶに埋める
65		圧殺	産婦	罪の子を圧殺し埋める
66		圧殺	産婦	情夫の子産褥で圧殺
67	昭和9年	圧殺	産婦	寡婦、嬰兒圧殺遺棄
68		圧殺	産婦	不義の子を分娩後直ちに鼻口押えて圧殺後、桑畑に埋める。7年前の子も同手段で圧殺
69	昭和10年	圧殺	産婦	不義の子を分娩後直ちにバケツに入れ顔面を紙の上から押さえつけて圧殺
70		圧殺	産婦	実母の指図で娘が乳房で嬰兒圧殺、排水口に遺棄
71	昭和14年	頸を鋏で切る	産婦	男児便所で分娩後、鋏で頸部を切り殺害便所に遺棄
72		圧殺	産婦	鼻口を両手で押し殺害、新聞紙に包み川に遺棄
73		窒息	産婦	分娩後便所で窒息死させる
74	昭和15年	圧殺	不明	ゴミ箱に臍の緒付いた女児の死体、鼻口を脱脂綿とネル布で強圧、殺害後遺棄
75		圧殺	産婦	生活困窮により、分娩後嬰兒の口中に手を入れ窒息死させ、便壺に投棄
76	昭和23年	絞殺	産婦	生活苦から産児を絞め殺す
77			産婦	出生の男児殺害後、ブリキ缶に入れ箆筒上に置く
78	昭和38年	窒息	産婦	分娩後窒息死させ、衣類・風呂敷に包み押し入れに隠す。13年前から3児
79	昭和39年	遺棄	産婦	分娩後、共同便所に遺棄

*6 昭和46年11月の産科諸定義委員会報告によって、「生産」すなわち胎児が生きて生まれることについては、「娩出した児に生の徴候が認められれば、医学上生産であり、生産の医学的な狭義の定義はこの点に尽きる」（日本産婦人科学会誌1972）とされたという。その点を指摘した上で、鈴木（2006）は「（それ以前は）『産声』は生きて生まれたことのみ目安であった。現実の出産の場においては、産声を上げて初めて生きて生まれたと判断されたのである」「産声以前は『生きた』という前提はなく、同時に『殺す』という実感もわかかなかったであろう。このように考えると聞き取りが嬰兒殺しとして認識されにくかったことも充分理解できよう」と述べ、宮城県の出産婦を対象とした聞き取り調査で、自宅分娩が行われていた昭和30年代までは、「障害のある子どもが生まれた場合には『死産にする』ことがあったという」と報告している。その点につき、「助産婦たちはそのような選択は子どもを『殺すことではない』という。ここでの『殺すことではない』という認識は決して『死産にする』ことを正当化する方便ではない。現実の産の現場には確かに『殺すのではなく生かさない』という選択が存在したのである」と述べている。この点は、何もわが国だけに特有のことではない。植松（1951）によれば、「イギリスでは、1922年制定にかゝる『嬰兒殺法』（Infanticide Act）において、はじめて嬰兒殺を一般の殺人から區別する犯罪構成要件を設けたが、同法においては、分娩中の嬰兒は、たとえ呼吸をしたとしても、人間とは認められないから、これを殺害することは人を殺す罪にはならないとされていたのが、1929年以後にはじめて人を殺す罪と認められるに至った」という。

*7 本稿は文献研究として、種々の論文をしばしば引用するが、旧字体などもなるべく原文に近い形で掲載する。その際、読みにくい漢字などには、研修資料として活用しやすくするため適宜ルビをふることにする。

*8 大正7年(1918年)から昭和18年(1943年)までだと、都合26年間になるが、本資料では大正13年(1924年)の部分がそっくり欠けているので合計は25年となる。なお資料が欠けたのは、おそらく1923年(大正12年)に起きた関東大震災の影響であろう。

*9 この点につき、P.J.Resnic(1970)が、次のように説明したことはあまりにも有名である。すなわち「親による子どもの殺人は全て“infanticide(乳幼児殺)”と一括りにされている。筆者の意見としては、2つのまったく別の子殺しがある。“Neonaticide(新生児殺)”は、出生した日における新生児の殺人、“Filicide(子殺し)”は、操作上、出生後24時間以上経過した子どもの殺人と定義する」「Neonaticide(新生児殺)は、診断、動機、そして法的処置において、他のfilicide(子殺し)とは別の存在であると示されるだろう」(日本語訳は山邊)。諸文献をみると、嬰兒殺について、このように生後24時間以内の殺害とそれ以上時間経過した嬰兒殺とを区分したのは、P.J.Resnic(1970)が最初であるとされているものが多く見られるが、我が国においては、それより20年近い前に、すでに植松(1951)によってこうした区分がなされ、内容的な検討がなされていた。この点は付記しておいていいだろう。

*10 以下にその中からいくつかを要約して示す。なお事例番号は植松(1951)による。

1	植松／ 第一例	私生子の処置に困っての犯行。植松がもっとも普通の例とする事例。被告人は犯時教え20歳の女。家が貧しいため、A方の女中奉公にやられた。昭和20年2月初頃から、A方の雇人であるB(当時26歳)と情交を続けているうち、同年4月に月経が止まったので、Bにそのことを話したが、Bは相手にしなかった。しかし、そのうちに妊娠の徴候がはっきりしてきたので、真剣に今後の身の振方を相談したにもかかわらず、Bは口先では夫婦になつて世帯を持つなどというものの、そのうち行先を告げず出奔。そこで考え抜いた挙げ句、密かに分娩して嬰兒を殺してしまおうと決心し、実家に帰った。妊娠を隠して家事手伝いをしていながら産気づき、寝室で分娩。嬰兒は元気よく二声ばかり泣いた。被告人は嬰兒の男女の性別も見極めないまま、急いで寢床に敷いてあった白木綿で包み、嬰兒の喉を強圧して殺害。寝室の押入内に隠していたが、翌月密かに持ち出し、駅構内の共同便所に投棄。懲役2年執行猶予3年。
2	植松／ 第三例	嬰兒の産声を聞いて狼狽し殺意を生じた事例。なお植松は、本件ほど明瞭に咄嗟に殺意を生じた事例は他になかったと述べている。被告人は犯時教え33歳の女。1児を連れて離婚し実家に戻っていたところ、結婚以前に情交関係のあった妻子ある男性(当時40歳)と再び関係を生ずるに至り妊娠。出産の上は隠密に貰い子として自己の手で育てようと考えていた矢先の昭和20年12月、妹の葬儀の準備中に予定日より早く女児を分娩、女児が産声をあげるのを聞き、亡妹の通夜に来させていた親族、隣人等に自己の不始末を知られるのを恥じ、咄嗟に児を殺害しようと決意し、窒息死させた上、自宅物置内に隠匿して置き、1月橋上から水流中に投棄。懲役2年執行猶予4年。
3	植松／ 第四例	生後1日で嫡出子を殺害した事例。児の将来への悲観と夫に対する恐怖が主動機。被告人は犯時教え43歳の農婦。昭和20年11月自宅で男児を出産したが、これより先、次女Aは生れつき左手拇指に刺指があつて生後間もなく切断手術を受けていた。平素から「片輪者を生みやがって」と夫にののしられていたところ、今度分娩した嬰兒も左手拇指頭の横腹に溝様のものがあって左右に分離しそうな形状をしていたので、このまま生育すれば、また夫からののしられ、且つその子が成長に伴い指の畸形を悲しむと考えた結果、むしろこれを殺害して将来の憂いを除くに如くはないと思ひ、翌日顔面に布団をかぶせ、その上から鼻口の辺りを押さえて窒息死に至らしめた。懲役2年執行猶予3年。
4	植松／ 第八例	植松は「舅と嫁の不倫は珍しくない」と述べ、同じパターンの事例で嬰兒殺を2度行ったものもあると書いている。被告人は犯時教え77歳の男。応召後出征した次男の妻と同居中、情を通じ、昭和21年頃妊娠するに至つたため、深くこれを恥じ、次男が帰宅した場合はもとより、世間に対して顔向けならないと思ひ、出産の暁には嬰兒を殺害して遺棄しようと決意。同年9月、分娩介助の上、嬰兒を取り上げ、次第に弱り行く嬰兒を胎盤とともに古ゴザでくるみ窒息死させたあと、屍体を背負籠にて堤防下まで運び砂利に埋没して遺棄。懲役2年。

* 行の左欄に示した数字は、便宜上、本節の報告で紹介する事例全体を通じて通し番号をふったものである。

*11 コインロッカーへの遺棄件数がどのような推移をたどっているのか。以下では、吉村他（1979）「嬰兒変死体の法医学的検討－特に最近の嬰兒殺について－」をもとに作成した図を示す（図4注-1）。吉村他（1979）は、「東京都監察医務院の死胎検案書および検察案調書によって、昭和39年（1964年）から昭和51年（1976年）までの13年間にわたる東京23区内の嬰兒変死729例を調査」している。本図によれば、コインロッカーへの遺棄は、保坂他（2011）が言う1970年よりも早い1968年（昭和43年）には、すでに出現していたことがわかる。

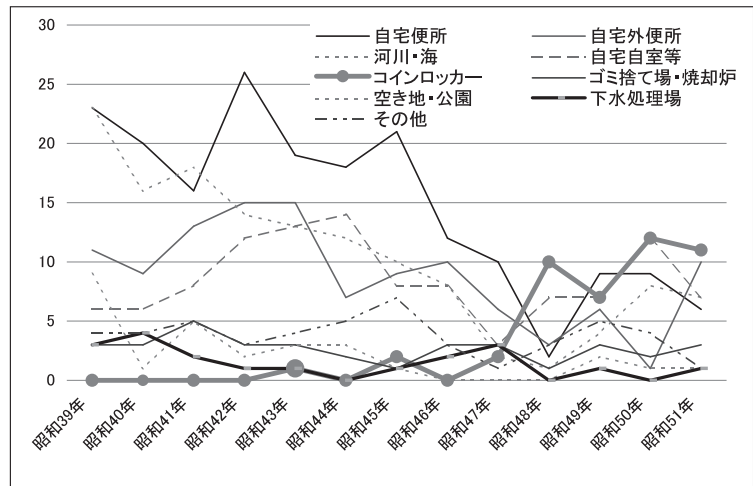


図4注-1 嬰兒遺体の遺棄場所 (吉村)

*12 中谷（1973a）は、末尾に当時の嬰兒殺5事例を示しているため、その中から新生児殺を2例紹介する。そこでは、「紹介した事例は僅か5例にすぎないが、不思議なほど嬰兒殺の動機、行為態様の典型を揃えている」として、「本来嬰兒殺においては、妊娠の事実をひた隠しに隠し、家庭でも職場でも人に相談したり、助言を求めたりせず孤立化し、ただ前後を思い悩み、ずるずる日時を徒過し分娩に至り、分娩後ひと思いに殺害するというケースが多く、分娩後数日ないし数カ月経ってからの殺害、ないし嬰兒以外の子殺しの場合は、肉親から離れて女手一つで子供を養育しなければならないとか、夫、内夫、情夫、愛人に捨てられたり、裏切られたりして前途を悲観して自殺の道づれにしたり、逆に男性の歓心をうるために邪魔な子供を処分するといった男女の愛憎に起因するものが圧倒的に多数である」と述べる。なお、以下の事例番号は中谷（1973a）による。

5	中谷／ ②	被告人A女は、バーでホステスのアルバイトをしていた昭和46年1月初め頃、客のMと親しくなり、肉體関係を結んだ。妊娠するに至り結婚および胎児の処置を相談したが、「結婚できないから墮胎しろ」といわれ、結婚は断念したものの妊娠中絶する気になれず、知人のアパートに身を寄せ静養していた。この間A女は、Mと結婚できないまま出産しても、生まれてくる子供が不遇であるうえ、自分一人で子供を養育する経済的余裕もなく、一方私生児を出産することの世間態などあれこれ思案するうちに、出産後子供を養育する気力を阻喪し、育児の準備に全く着手しないまま、11月16日、分娩が切迫したため、同室で就寝中の知人に知られぬ間にひそかに胎児を便所の便壺内に生み落して窒息死させた。懲役2年執行猶予3年。
6	中谷／ ⑤	被告人T女は、現在の夫との間に長男を出産し婚姻届を出した。しかし間もなく夫は愛人ができて家出したため、やむをえず子どもをつれ、飯場の賄婦として働いた。その後飯場にいた人夫と親しくなって他人の子をみごもるにいたったが、妊娠に気づいた時はその人夫はすでに他の飯場へ移動して行方もわからないため相談するすべもなく、中絶しようと考えたが費用の工面もつかず時機を逸し、昭和47年6月、激しい陣痛に襲われたので、その日の勤めを休み、寝床を敷く暇もなく畳の上に横になっているうちに着用していたズボンの中に女児を分娩。ズボンを脱いだのち、嬰兒とともにこれを押入れの中に入れ、一時休んでいたが、女手一つではとうていこのまま同児を養育していく見込みは立たないから、赤ん坊も死んだ方がむしろ幸せだと考えるに至り、押入れの中の嬰兒の顔の上に敷布を四つ折にしてかぶせて鼻口部を塞ぎ、窒息死させ、死体を詰めたダンボール箱を携帯して、駅構内のコインロッカーに遺棄。懲役3年執行猶予4年。

*13 名誉緊急避難説を推し進めていけば、どのような主張となるのか。小谷（2007）が、1890年に施行されたイタリア統一刑法典編纂作業の終盤で、草案批判の書を著したトリノ大学法医学講座教授Cesare Lombroso（チェザーレ・ロンブローゾ）の説を紹介しているので、引用してみたい。Lombrosoは、刑法典草案が名誉の事由による嬰兒殺に対する刑罰を軽くしたことを評価した上で、次のように述べたという。

「婚外子の出生は、社会にはとくにメリットをもたらさない。しかし、あわれな女には不当な汚名をもたらす。また、社会には孤児院においてその子を養育するという負担をもたらす。しかも孤児院における死亡率（最低でも50%、最悪では99%）を見る限り、そこでは真の合法的暗殺がおこなわれているというしかない。このような状況を考えると、人口政策上の配慮はこの場合無意味である……『古代から言われている通り、“法は人に対する人の関係である”。法は社会のなかで人の存在を可能にすることを目的としている』しかし、ここでいう人とは、『社会の一員をなしているものとしての人』にはほかならない。胎児の場合も、新生児の場合も、この社会的要素は全く欠落している」

*14 平成の時代－平成元年（1989年）から平成16年（2004年）に行われた新生児殺25例について調査した田口（2007）は、懲役3年以下が23件（92%）、そのうち20件（87%）には執行猶予がついていたと報告しており、土屋他（1974）の結果と比べても大きな変化は認められない。

*15 作田（1980）は、それぞれについて事例を紹介しているのので、以下に示す。事例番号は、作田（1980）にしたがう。

7	作田／事例1	夫以外の子の妊娠例（アノミー型新生児殺の事例）。19歳の主婦。17歳の時に同棲し、妊娠したので18歳の時に結婚し、子を産んだ。ところが、19歳の時に夫婦げんかの末に家出し、子どもは実家に預けて地方のスナックで4ヵ月間働いた。間もなく夫に見つかって連れ戻されたが、スナックで働いている間に客（37歳）と肉体関係ができ妊娠した。中絶の金もなく、そのまま家に帰ったが、「今更、他人の子を宿していると言えず、そうかといって、せっかく幸せになりかけている家庭を壊したくないし、このまま隠し続けて生まれた時は殺してしまおう」と決意した。夫は、「腹が大きくなったのではないか」と時々尋ねたが、否定し続け、トイレで分娩し、直ちに殺害してビニール袋につめた。
8	作田／事例2	未婚女性の妊娠例（アノミー型新生児殺の事例）。26歳の未婚女性の犯罪であるが、彼女は15歳の時に集団就職し、23歳の時に食堂のウェイトレスに職をかえた。そこで知り合った客と関係をもち、間もなく妊娠した。ところが、相手の男性に妻子がいたことがわかり、中絶しようとしたが、既に妊娠7ヵ月になっていたのので、産院で「おろすには遅すぎる」と断わられてしまった。そこで「私生児では将来、不幸な生涯をおくるようになるし、養育も困難」と思い、「生まれたら殺そう」と決意し、産着等の準備は一切せずに出産を待っていた。そして、アパート自室で分娩し、タオルで口鼻を押さえつけて殺害。毛布等に包んでダンボール箱に入れ、押し入れにしまってあったところ、殺害4ヵ月後にそのままの状態で見えられた。なお、本人は出産後、バーのホステスをしていた。
9	作田／事例3	間引き型。夫は41歳、妻は35歳ですでに5人の子がいる。ところが夫は酒飲みで、月収が10万円ぐらいであり、生活がやっとだった。中絶費用もなく、避妊に対する知識も乏しく、父が生まれてきた子の首を絞め、母が手で鼻をふさいで共同で殺した。こうして、毎年のように、5年間で計4名を殺害し、自宅裏山に埋めていた。周囲の人から「あの人は毎年のように腹が大きくなるが、いつのまにか小さくなっている。それなのに子どもがいらない」との噂がたち発覚。無残な白骨死体が掘り出された。

*16 内山他（1983）が出された時期からは少し時代が下るが、小西他（1992）「母親による新生児殺と乳児殺」に、新生児殺を犯した被疑者の精神鑑定例1例が紹介されているので、抜粋、要約して以下に紹介する。

10	小西／	被疑者は35歳、主婦。本人歴：農家の生まれ、中卒。特記すべき遺歴はない。夫は17歳年長のパチンコ店員。25歳時に同棲をはじめ、長女の出生を期に入籍する。6歳、4歳、2歳の3児がある。 犯行前後の心理状態：被疑者はすでに3人子供があることから、もう子供はほしくないと思っていたが、そのために何らかの避妊の方策を講じるということもなく過ごしてきた。34歳時に月経が遅れていることから、妊娠4ヵ月ぐらいであると気づいたという。しかし母子手帳の交付も受けず、婦人科も受診していない。夫は被疑者の妊娠に対し無関心なあいまいな態度をとっていた。被疑者は、年をとってからの子供であり、周囲に対し恥ずかしいという気持ちを強く持つに至った。中絶することも産んで育てることも決心がつかないまま漫然と日を過ごし、出産に至り、自宅裏にて分娩する。このとき短絡的行動として嬰兒に寝巻のひもを巻き付け殺害し、ビニール袋に入れて捨てたものである。犯行時の記憶はあいまいである。本事例は精神鑑定が委嘱されているが、精神病状態にはなく、これまでに考察されてきた新生児殺の母親の典型と言えるものである。子供を産むことを恥だと考え、しかし、何の対処もしないまま出産に至ってしまう。このような心理状態は、未婚の若年者に多く報告されてきた。既婚者が同様の心理に基づき新生児殺を犯すのが近年の傾向である。 この事例においては、実子殺は母性の喪失によって起きているというよりは、母子関係が未成立のまま殺害に至るものであると言えよう。子供を失うことが対象の喪失としては体験されていない。
----	-----	---

*17 本表のいくつかの事例概要を以下に掲げる。なお、事例Noは表と符合している。

11	大野他／No. 7	（死体数3、昭和55年発覚） 母親（33才）が、前日の風呂の残り湯に腰までつかり、そのまま出産して溺水させたもの。1年半前及び3年前にも同様に殺害しており、ビニール袋に包んで室内の段ボール箱等に遺棄した屍体も発見される。家族は塗装工の父（32才）、9才の長女、6才の長男、4歳の次男。すでに3人の子どもがいて中絶費用にも事欠くありさまで、生活苦によるものと考えられた。
12	大谷他／No. 9	（死体数2、発覚は昭和56年以前） 農業用水路に嬰兒屍が発見された。着衣はなく、当初はサルスの死骸と間違えられたが、望まざる嬰兒を殺害後、焼却しようとしたことが明らかになった。被疑者宅を捜査したところ、焼却された胎児骨を容れたガラス製の小瓶が、白布に覆われて自宅押し入れから発見されており、連続嬰兒殺と判明。被疑者にはすでに3人の子があり、夫ならびに姑から「これ以上もう子どもはいらぬ」と日頃から強く言い渡されていたところ、第4子を妊娠したため便槽内で溺死させた後、自宅の裏畑で焼却し、骨を拾って小瓶に入れ、押し入れに密かに安置していた。夫は被疑者が小ぶとりの体質のため全く気付かなかったというが、やがて第5子を妊娠。分娩後、第4子と同様に殺害して畑の一隅で焼棄の途中、夫に見見されて口論となり、夫が用水路に蹴り捨てたため発覚。

13	牧角他／ No.11	(死体数 2、昭和57年、昭和60年発覚) 昭和57年、国鉄山陽本線普通列車の座席下で、紙袋に入れられて遺棄されている嬰兒屍が発見された。捜査により、つい最近まで妊娠していたのに子どもの姿が見えないという近隣情報によって35歳の女性が逮捕された。家族は夫と1男2女。サラ金に多額の負債があり、家庭は貧困であった。生活苦からの犯行ということで執行猶予刑を受けたが、サラ金の負債は減らず、夫とは表向き協議離婚するも一緒に暮らしていたところ、昭和60年になって自家用車内で分娩し、出血が止まらず苦しんでいるところを通行人が発見。到着した救急隊員がビニール袋に入れられた嬰兒屍を車内で発見した。
14	Funayama 他／No.15	(死体数 6、昭和59年発覚) 口論の末に59歳の父親を殺害した事件で逮捕された女性の供述により、6人の嬰兒死体が発見された。夫との間には、現に養育している4人の子どもがいるが、最初に2人の息子(養育中)を産んだあと1度中絶し、次に娘(長女)を出産(養育中)。その後3人の新生児を殺害。その後2度にわたって中絶。次に娘を出産・養育(合計4人を養育)する。そして再び3人の新生児殺害を行っている。母は一人は死産と主張。最後に出産した児だけは生産児と特定できたため、父殺害とあわせて起訴され(2名の殺人事件により)8年の懲役となった。なお母は、3人を出産したあと、夫には不妊手術をしたと申し出ていたが、実際には実施していなかった。夫は出稼ぎなどで妊娠に気づけなかったと話す。
15	石橋他／ No.19	(死体数 9、昭和61年発覚) 結婚歴のない41歳のホステスが、父親の判明しない子を昭和46年から56年までの間に9回自宅で分娩。直後にすべて窒息死させ、自宅押入れに隠匿していた。この間に3回転居したが、その都度死体を持ち運んでいた。被疑者宅を訪れた知人が「悪臭がする」と警察に通報したことにより発覚。世間体と養育不安が理由とのこと。
16	木内他／ No.23	(死体数 2、発覚は平成2年以前) 被疑者は男性。内縁の妻と3人の子どもがいるが、さらに妻が妊娠・出産したので嬰兒の口や鼻をふさいで殺害し、毛布等に包み、他人の竹林の土中に埋めたところを発見される。取り調べで、その1年4ヵ月前に、妻が分娩した嬰兒をタイヤの水に付けて殺害したこと、自分が空き地に埋めたことを供述。
17	木内他／ No.24	(死体数 4、発覚は平成2年以前) 被疑者はすでに3人の子どもがいるため、これ以上子どもがいると生活に困るからと、自宅風呂場で分娩した後、手で締め殺してビニール袋に容れて放置。そのまま子ども会の集まりに出席したところ、股間より出血していたため救急車で病院に運ばれ、近所の人が着替えをとりに行き、嬰兒の死体が発見。さらに警察が捜査したところ、ベランダでビニール袋などに包まれた嬰兒の死体2体が発見、数日後さらに1体が発見された。生活苦が原因とされている。

*18 女子少年の新生児殺についての事例報告は少ないが、藤岡(1985)「ロールシャッハテストからみた嬰兒殺の一事例」が1983年(昭和58年)に発生した事例を紹介しているので、事例概要を以下に記載する。

18	藤岡／	<p>加害者は当時私立高校2年生。自宅アパート共同トイレにおいて男児を出産、包丁で自らへその緒を切り、風呂場で嬰兒を洗っている際、隣人に声をかけられ、すっかり動転して、赤ん坊と包丁を抱えて外に走り出て、自宅付近の電機会社門前まで行き、もっていた包丁で、数回、嬰兒の胸を刺して殺害した上、死体を同社の門内に投げ捨てた。</p> <p>家族は父母と弟(15)の4人。父は土木作業員で無口、競馬好き。母はパートタイマー。父母は満足に読み書きできない。弟は本人より可愛がられている。本人は家庭で孤立感を感じていた。小・中学生時は、おとなしくてめだたない方。中2時、多少つっぱりはじめ、両親との関係悪化。高1の12月、輪姦され、翌月生理がとまる。その後恋人と性関係をもつ。3月、恋人と産婦人科受診。妊娠を否定される。妊娠していたとは思わなかったとのことだが、11月本件発生。</p> <p>以下は所見の概略。本人はそれまでの生活を、父母とも関わりが薄く、家族はバラバラで、暗く貧しくつまらないと考え、明るい生活を求める気持ちが強かった。子どもっぽく依存的。中2になって友人の家から服を窃盗、本件直前にはキャッシュカードを友人から窃盗したのは、そうした気持ちを表していたと思われる。</p> <p>「輪姦によって生まれた子ども」は明るい生活を台無しにする悪いものであり、特に、輪姦されたことが母や恋人に知られていない場合、自分一人で背負い、闇から闇へと葬らねばならなかった。自分の生活を守りたい一心の嬰兒殺は、未熟さゆえの自己中心からきているといえよう。</p>
----	-----	---

*19 図4-9を参照のこと。

*20 ここでは、「作田の報告では、既婚の母親による新生児殺の57.1%、土屋らの報告例では40.8%、本研究では41.6%(5/12)が『間引き型』である」とされているが、まずはその根拠から検討しておきたい。土屋他(1974)の40.8%は、図4-9に関わる。土屋他(1974)は、実は動機についてさらに細かく既婚・未婚の別に検討し、「既婚者の40.8%は、貧しさ故の殺意であった」としている。田口(2007)はこの部分を捉えて「間引き型40.8%」と判断したものと思われる。

次に作田(1980)の57.1%について。読み込み不足かも知れないが、根拠を確認できなかった。ちなみに、表4

-4に示したとおり、新生児殺件数に関して作田（1980）自身が示したのは、「アノミー型」24例、「間引き型」9例である。これをさらに詳しく見ていくと、作田（1980）が作成した表V（筆者注：本論考では紹介していない）をもとにすると、「アノミー型」の既婚者は乳児殺群を含めて2人、「間引き型」は5人もしくは6人と推測できるので、いずれにせよ57.1%にはならない。

それはさておき、田口（2007）の論旨から考えると、ここでは既婚者の中での「間引き型」の割合を探すのではなく、新生児殺全体の中で「間引き型」の割合を見ていく必要があるのではないと思われる。その点について作田（1980）は、「昔は、間引き型の件数はアノミー型の件数を凌駕していた。ところが1977年の著者の調査によると、新生児殺の多数（73%）はアノミー型であり、間引き型は27%にすぎなかった。即ち、アノミー型が間引き型を凌駕していたのである。この状況は、他の文明諸国においても大同小異であることが推定される」と述べている。この分析には、「私生子」殺害が大部分を占めていた植松（1951）をどう考えるのかといった視点はないが、20数年後に著された田口（2007）の見解とはいささか違って興味深いものがある。

*21 この点につき、ドイツ・オーストリアにおける嬰兒殺規定の歴史を詳細に検討した荒井（1999）「近代初期刑法における嬰兒殺規定の検討－ドイツ・オーストリアを中心として－」に次のような一節があった。1813年公布のバイエルン刑法典について論じた箇所である。

「正式な婚姻による子供を殺害した母親は近親殺規定が適用されるが、その際には行為動機は重視されることはない。注釈書（筆者注：バイエルン刑法典と同時に公布）は次のような場合を想定する。すなわち『名誉動機ではないが、他の同様に強力な動機、すなわち家庭の貧困に対する苦悩や夫の悪い行いについての苦悩など』が『分娩の際に過敏になっている神経状態と結びついて』正式な婚姻による嬰兒を殺害する場合である」

ただし本稿では、こうした既婚女性による新生児の殺害については、あまり論じられていない。というのは、そもそも嬰兒殺とは、「①行為主体は未婚女性に限られる、②行為客体は行為者本人の私生児、③子供は生きて生まれ、生存能力がある、④行為は出産中もしくは出産直後」という4つを満たすものという前提があるため、既婚の場合は単に「近親殺」として、少なくとも「嬰兒殺規定」の議論、すなわち減刑の是非という問題から遠ざけられていたと思われるからである。ちなみに荒井は、先の引用に続けて次のように言う。「この場合、確かに加罰性が減少することは認められつつも、既婚の母親は未婚の母親に比してより強い義務を持っているために減刑されることはない」

以上をふまえると、少なくとも19世紀ドイツには、わが国において「間引き型」とされていたものと同様の新生児殺害があったことが推認される。

*22 『わが子を殺す母親たち』（C. マイヤー／M. オバーマン著 岩本隆茂他訳）は、アメリカにおける新生児殺害についても言及している。内容について詳しく紹介できないが、いくつかの事例が掲載されており、わが国の新生児殺と比較することには意味があると思われるので、以下に事例概要を紹介する。

19	C. マイヤー 他／	<p>（1997年の事例）マイヤー他は、本事例を次のように説明している。「彼女の年齢、婚姻関係、赤ん坊の父親がいないのがあきらかなこと、自分の妊娠を他人に知らせず、自ら告げたりもしないこと、そして、一人で陣痛に耐えたという事実は、本研究の事例の大多数に共通している」</p> <p>19歳の女性。見たところ円満で幸せな家庭に両親、15歳の弟と暮らしていたが、自宅のトイレつき浴室で女兒を出産。陣痛が始まったとき、彼女はそれが陣痛だとは思っていなかったという。赤ん坊の死因は溺死遺体はコーヒの空き缶に入れられ、洗面台の下に置かれたが、弟が偶然発見して発覚。家族や友人は全員、彼女の妊娠を知らなかったと証言した。女性は、家族に助けを求めなかった理由を、自分の妊娠を家族に知られたくなかったからだったと述べた。「過失致死罪」と認定され、拘禁1年、罰金1200ドル、執行猶予3年。</p>
20	C. マイヤー 他／	<p>30歳の女性。ボーイフレンドと同居していたアパートの浴槽の中で出産。その4日後に、妊娠していたこと、一人で子どもを生み、クローゼット内の毛布や衣類の山の下に赤ん坊を置いたことを彼に告げた。この時点で、その子どもはすでに死亡していた。彼女は、「第一級殺人罪」で懲役25年（ただし、6年以内に仮釈放の可能性を有する）の判決を言い渡された</p>

5. 近年新たに課題とされているテーマについて

本節では、日本においては比較的新しい問題とされる、いくつかのテーマを取りあげた。具体的には、「脳死」「乳幼児突然死症候群 Sudden Infant Death Syndrome：SIDS」「揺さぶられっ子症候群 Shaken Baby Syndrome：SBS」「代理によるミュンヒハウゼン症候群：Munchausen syndrome by proxy：MSBP」である。これらに通底しているのは、乳幼児死亡事例や小児科診療の中で見過ごされてきた児童虐待に起因する症例を如何に鑑別、発見するかという視点である。その多くは、児童虐待防止法が制定された2000年以降、このような事態に気づき声をあげた小児科医たちによる症例報告や自験例の後方視的研究としてなされている。しかし、日本では比較的“新しい”とされる問題も、欧米においては、おしなべて1970年代に最初に報告されている。遅ればせながら事態に気づいた実践家が、海外の知見を学びながら、自験例を精査し、報告する動きは、児童虐待発見の時代さながらである。以下にテーマごとに概説する。

A) 脳死

脳死と児童虐待の問題は、1997年に制定された脳死臓器移植法に端を発する。1997年に脳死臓器移植法が制定されたが、その後6年間で26例しか実施されなかった。その理由の一つに、本法が本人の生前意思表示と家族の同意の両者を条件としており、一方民法で15歳未満の子どもの生前の意思表示を認めていないことから、15歳未満の小児をドナーとすることが出来ないことにあった。とりわけ、死体腎移植で対応できる腎臓や親子間などの生体間移植が可能な肝臓などと違い、心臓移植では小児脳死ドナーが必須となる。しかし、これが認められていないため、体重差のあるドナー（つまり成人ドナー）からの移植ができない体重20kg未満の小児では海外渡航移植をしなければならなかった。

日本小児科学会は、2001年に「小児脳死臓器移植に関する検討小委員会」を立ち上げ、議論する中で、小児脳死臓器移植を可能にする際に解決しなければならない課題として「被虐待児脳死例の弁別」が挙げられた。親の代諾を認めるよう法改正するとすると、小児の人権侵害である虐待死の場合に、加害者である親権者による代諾によって脳死臓器提供となってしまう。このことを避けることは大きな課題とされている。この問題をクリアするために、日本小児科学会は「小児脳死臓器移植基盤整備ワーキング委員会」を立ち上げ「被虐待児脳死例の臓器移植を排除する方策（責任者：谷澤隆邦）」の検討を行った。この委員会による提言は、2004年「脳死小児から被虐待児を排除する方策に関する提言」としてまとめられている。そこでは、「虐待した親の8～9割が虚偽申告を行うため、虐待の診断に時間を要した」「医療者側に虐待に関する知識が少ない」「内科的疾患との鑑別困難」などから「小児科、救命センターにおける小児虐待の認定は困難であり、脳死などの重症症例に対しては、つねに虐待を想定することが重要である」とまとめている。そのため、「医療従事者への虐待の研修」と院内虐待対策委員会の整備、地域における公的な虐待対策部隊（SCAN team）を設立し、十分な予算を投入して機能させ、地域医療機関と緊密な連携可能なシステムを構築すべき」としている。

これらをふまえて日本小児科学会は2006年に「子どもの脳死判定について社会的合意が形成されて

いない、虐待死の紛れ込みの排除が困難である。小児の自己決定の意見表明権が保障されていない」などを理由に「子どもの脳死臓器移植は時期尚早」という意見を公表している（横田,2009）。しかし、2008年に「臓器提供を自国で増やすことを各国に要請し、移植の基盤を整備する」というイスタンブール宣言が採択され、2009年にはWHOが「移植ツーリズム」を警告するなどの世界的流れも受け、被虐待児の紛れ込みを排除しきれない問題は未解決ながらも2009年7月に小児脳死臓器提供に道が開かれた（脳死臓器移植改定案採択）。

これらの流れと児童虐待防止法成立以降の流れが大きな潮流となり、次に挙げられる「乳幼児突然死症候群」「SBS」「代理によるミュンヒハウゼン症候群」などの虐待を如何に鑑別診断するかということへ小児科医の関心が高まっていく。

B) 乳幼児突然死症候群 Sudden Infant Death Syndrome : SIDS

乳幼児が突然亡くなるという事態を何とか明らかにし、解明しようとする試みは古くからなされている。1900年に外山はな子によって書かれた産婆学雑誌5にある「初生児の窒息」には、「過失の原因としては、蒲團の壓迫、腕の壓迫等もあれど、其主なるものは、乳房の壓迫なることもまた此表によりて知らるへし」とあり、11例中最大の4例が乳房圧迫による死亡とされた表が載せられ、注意喚起されている。実はこうした母親過失を原因とする考えのルーツは、旧約聖書の時代にまで遡れるようである。2006年仁志田は「旧約聖書のソロモン王の章に記載されているごとく、添い寝中の母親が児に覆い被さって窒息させた事故であると考えられていた」と述べている。この乳幼児突然死の病因を巡る認識は、先の外山の論文から80年後の1980年（昭和55年）に内藤によって書かれた「乳幼児突然死の本態についての考察」では次のようになる。「我が国の乳児死亡率は（中略）1937年には出生1000人について106人であったのが、1976年には9.3人となり、40年間ほどの間に1/10以下に減少している。（中略）乳幼児死亡率は季節変動からも脱したようであり、これは抗生物質の使用普及と、エネルギー消費量の増加につれて、一般の家庭暖房の向上等によって、冬の高かった日本の乳幼児死亡率を引き下げた。（中略）反面欧米では乳幼児突然死の占める比率が増大するところとなり、特に米国では新生児期を過ぎた乳幼児の単一の死因としては最大のものとなってきたことにより注目されるようになった」「我が国では母親が乳幼児を添寝する習慣があるところから、以前は屢々乳房による鼻口部圧迫窒息死とされ、母親の過失として処理されていたことが多く、（中略）剖検の対象となることも少く」とある。またSIDSの定義も「剖検しても死因となる疾病の認められないものに対する名称」とされている。80年間に様々な乳幼児死の原因解明と予防、治療が進み、未だ不明のものがSIDSとして残されているというのが分かる。この「原因不明」を解明する動きは、次の事件によって大きく変わる。『NIH（米国国立衛生研究所）が「典型的な家族発症のSIDS症例」と位置付けて膨大な予算を注ぎ込んで研究を進めた「ワニータ・ホイト事件」である（河野,2007）。

<ワニータ・ホイト事件>

1960年代半ば、ニューヨーク州で幼い兄弟が次々に突然死を遂げた事件。被害者はホイト家の3人

の子どもたちで、彼らの死に関心を抱いた医師シュタイン・シュナイダーは、ホイト家をSIDSの研究対象として観察した。シュナイダー医師は、新たに生まれた赤ん坊に呼吸モニターを付け、24時間体制で見守り、「SIDSと無呼吸には強い関連性があり、無呼吸は遺伝する」という説を発表し、世界的な反響を呼んだ。しかし、モニターをもってしても、ホイト家の4番目と5番目の赤ん坊の命を救うことはできなかった。

河野は「死亡した乳児たちのすべてが母親による殺害事例であった可能性が極めて高くなり、過去の研究の信頼性に大きな疑問が生じるきっかけとなりました」と説明している。この事件をきっかけに、SIDSの内因を解明する研究動向から、窒息や虐待死といった外因を除外診断することの重要性に気がついていくのである。ここでこうした乳幼児突然死の中に紛れ込む虐待死を如何に鑑別するかという研究がなされていく。窒息死は、保育所と保護者の間で死因を巡って裁判が起こるなどの問題もあり、SIDSであるか窒息であるかの鑑別が重要となっている。2005年に厚生労働省研究班より出されたガイドラインにおいても「乳幼児突然死症候群（SIDS）は除外診断ではなく一つの疾患単位であり、その診断のためには、乳幼児突然死症候群（SIDS）以外に突然の死をもたらす疾患および窒息や虐待などの外因死との鑑別が必要である」とある。河野（2007）によれば「現在ではSIDSの診断名は①窒息や虐待などの外因死の可能性が排除できる根拠があること、②十分な死亡状況調査が行われていること、③脳を含む全身の詳細な解剖検査がおこなわれていること、以上の3条件がそろわなければ付けられない定義になっています」と概説する。2007年武内も同様に「外因を激しく鑑別されることが必要とされている」「死亡状況の把握なくしては、乳幼児突然死の死因を正確に判断することは不可能である」と述べている。こうして乳幼児死亡事例の中からいかに虐待死を鑑別するかという視点から、小児来院時心肺機能停止事例の原因探索研究（蜂矢他,1996；市川他,2000etc）などが重ねられていく。

C) 揺さぶられっ子症候群 Shaken Baby Syndrome : SBS

SBSは、1971年にCaffeyによって提唱された、乳幼児虐待による外傷性脳損傷の1つである。日本では一般的には「揺さぶられっ子症候群」と訳されることも多く、2000年前後、つまりは児童虐待防止法の制定に伴って、注目されるようになったと見られ、論文数も増えてくる。このことは、厚生労働省が2002年度から母子健康手帳にSBS情報を「(虐待に限らない) 一般的な注意」として追加記載していることからも見取れる。

SBSは頭部外表の外傷がないため、内因性疾患として扱われ、虐待の見落としが起こりうるものが小児科医を中心に問題視されてきた。2009年に兵庫県立こども病院の青木らチームが、2000年から2005年に兵庫県立子ども病院に入院した2歳未満の外傷性脳損傷50症例を対象に、事故群と非事故群(SBSを含む)を客観的診断基準で分類し、臨床的特徴を比較検討している。その結果、海外と同様に、いわゆる「SBSの三徴」と言われる、外表所見を伴わない硬膜下血腫、眼底出血(網膜出血)、びまん性の脳損傷が、事故による外傷性脳損傷に比して高率で出現することが報告されている。

また小児救命救急で多くの被虐待症例を診ている市川（2006）は「わが国では『高い高い』など手荒いスキンシップでも本症が発生するとの報告も少なくないが、諸外国では虐待の意志が強く存在していることが強調されており、わが国での考え方に批判的な意見が多い」と現状を紹介している。

しかし、2009年に南部らによって報告された「乳幼児揺さぶられ症候群と刑事事実認定－医学的証拠より犯罪事実が特定された事例－」によれば、解剖所見および医学的知見を証拠として、「脳実質損傷はインパクトだけでは起こらず、揺さぶりは必須である。（中略）いわゆる「高い高い」を繰り返したという態様では、被害児に生じた損傷・死亡は説明できない」として、懲役5年が言い渡されている。市川の指摘したような海外の認識と我が国の若干のズレはあるものの、SBSに関する医学的所見は、我が国においてもその妥当性、信頼性が高まってきていると言えるだろう。

D) 代理によるミュンヒハウゼン症候群 Münchausen syndrome by proxy : MSBP

ミュンヒハウゼン症候群は、1951年にAsherによって初めて報告され、子どもを使った訴えの形となるMSBPは、1977年Meadowによって報告され、児童虐待として捉えられている。子どもの年齢は、言葉による説明を出来ない乳幼児が多いとされている。日本においては、1983年長畑が概念を紹介し、その後症例報告が重ねられる（井上,1987；田平,1994；井口,2006）。また特異例として、母子共生関係にあり、事例では母と同調して様々な症状を訴える思春期男児の事例も報告されている（南風原,1985；川嶋,1987）。その後の報告も1985年にMeadowがまとめた「Management of Münchausen syndrome by proxy」に書かれたものを診断の指標（小児科医が今までに見たことがないというほどの不可解な症状など）としていることが多く見られた（山下,2001）。

また1996年にアメリカで起きたジュリー・グレゴリー事件はその後被害児が自ら本を出版、日本では2004年に「Sickened母に病気にされ続けたジュリー」として翻訳されている。同じく2004年に判例研究として永水による「代理によるミュンヒハウゼン症候群と児童虐待」が出されている。1998年福岡、2000年奈良、2008年京都とミュンヒハウゼンによる殺人（未遂）事件が報道され、注目を集めたこともあり、小児科医以外からの関心も増えたと思われる。

（大塚 斉）

6. 関係諸機関をめぐる論考について

児童虐待による死亡事例についての関係諸機関をめぐる論考は、厚生労働省が平成16年（2004年）に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置し、児童虐待による死亡事例の検証が始められて以来、徐々に蓄積がされている。しかしそのほとんどが実践の報告、実践の経験から得た示唆や提言、あるいは実践に関する哲学や理念に関する記述であり、研究の体裁を持っているものには限りがある。これまでの論考をまとめると、

- (1) 発生予防のための乳幼児検診制度、地域保健活動の重要性とその活用
- (2) 発生予防のための母親、母子へのサポートの重要性
- (3) 児童虐待の早期発見・支援をするための病院体制の工夫の報告
- (4) 法医学からみた虐待死の統計、分類、現状の課題
- (5) マスコミからみた虐待対応の現状とその課題

に大別できる。

(1) 乳幼児検診制度、地域保健活動の重要性は、厚労省の死亡事例検証報告書に基づいて指摘されている論考が多い。奥山（2006）は死亡事例の予防には妊娠期からの対策が必要だと述べ、母子手帳交付の時に支援の必要性をチェックするシステムを望んでいる。また太田（2009）や松原（2009）は乳幼児健診が子どもの状態を目視できる格好の場であると指摘し、保健領域が感じた危機感を児童相談所等の支援機関に効果的に発信する力を高める必要性を述べている。

(2) 発生予防のための母親、母子への心理的・医学的サポートの重要性については、本間（2009）が、人が「親になる時期」の不安について心理学的背景から論じ、虐待死は母親のメンタルヘルスと関連していることを指摘、特に宮城県の産後うつ対策を紹介し、地域ネットワークによる母子保健活動の有効性を報告している。

(3) 児童虐待の早期発見・支援をするための病院体制の工夫の報告については、相川他（2003）が北里病院における小児虐待防止委員会の取り組みを紹介し、活動の実態を報告している。特に死亡例のうち57.2%に病院への受診歴があったことから、その時点で発見し介入していれば救命できた可能性を指摘している。また、医療従事者が児童虐待を疑った契機は「受傷転機が不明確・親の不自然な態度」が最も多かった。このことは細井（2009）もふれており、が不慮の事故による受傷と虐待による受傷を鑑別する際の大きなポイントとしてあげている。

(4) 法医学からみた虐待死の統計、分類、現状の課題については、1990年～1999年の10年間を対象とした日本法医学会による「被虐待児の司法剖検例に関する調査（第2回）」が基になっている。459事例が対象であり、久保（2007）が紹介している。ちなみに第1回は1968年～1977年の10年間に起こった185事例が対象であった。2つの調査の比較から、最近の虐待は低年齢化していること、複数の加害者による虐待が増加していること、「貧困」を原因とする虐待が減り、「無責任」や「被害者の泣き声」が原因になる割合が増加していること、最近の虐待は虐待開始から死亡までの期間が短いこと（5か月未満が約8割）、積極的に暴力を加える虐待行為が増加しており、継父が虐待するケースが増えて

いることがあげられている。向井他（2007）は親の語る受傷機序と子どもの傷とに矛盾がないかを探ることが法医病理医の最大の役目であると述べている。向井らは法医病理医の視点から聖マリアンナ医科大学での院内虐待防止委員会の活動と実態を報告し、法医学の大きな役割は、事故死、病死と虐待死の鑑別であるとする。その成果は、児童虐待が軽度のうちの受診時に、いかに虐待を発見するかということに大きな貢献をする。日本の法医学解剖率は先進国の中でもっとも低く、虐待を含む犯罪の隠ぺいにつながることを懸念されることや（高木,2010；向井他,2007）、法医学と警察、児童相談所の連携は不十分であることなど、まだまだ課題が多いが、法医病理医のもつ「創傷鑑定能力を十分に活かし、地域内で虐待が疑われる児童の生体鑑定」（向井他,2007）などを積極的に行うなど、専門家の総力をあげた予防活動が望まれる。

以上の4点に関する論考は、児童虐待を早期に発見し、深刻化を予防するために、親子に最前線であつた医療、看護、保健、地域行政の専門家が、もともとからあるリソースを活用したり新たにネットワークを構築したりしながら、早期にリスクのある親子を発見し、援助につなげることの必要性を訴えている。一方で、そもそも検診未受診だったり、医療機関に現れることのない親子がいることも指摘されている。援助を受けたくない親がいかにアプローチするのか、実践の蓄積とそれを背景にした方法論の整備が待たれる。

さて、児童虐待の死亡事例は、これまで発生するたびにマスコミに大きく取り上げられることが多かった。マスコミ報道は社会に与える影響が大きく、またその報道のあり方によっては、現在援助を受けている家族や現場で懸命に援助を行っている実践家に対しても大きな影響を与えうる。児童虐待の報道のあり方については椎名他（2000）にまとめられており、また虐待死の報道の意義と問題点について、加藤（2003）がまとめたものが1例見られる。加藤は「個人のミスに止まらない社会の構造的な問題に迫っていくことは、本来マスメディアが得意とする分野であろう」と述べている。例えば埼玉新聞の記者である小宮（2004）はある虐待死の事例経過を追いながら、虐待死の検証作業は「『どうすればその子を救うことが出来たか』を導き出すリアリティーある冷静で厳しい作業でなければならぬ」と述べ、取材を踏まえた現状の児童相談所の体制への厳しい批判を論じている。今後は、社会全体が子どもの保護に意識を向けることができるような有意義なマスコミ報道がなされるよう、援助者、被援助者の視点、マスメディア自身の視点、学術的観点などをあわせての研究が必要ではなかろうか。

死亡事例についての関係諸機関に関する論考を書いている論者らの専門領域は、医療（内科、外科、救命救急、精神科、小児科、法医学など）、看護、地域保健、母子保健、行政、教育、文化人類学、マスコミ、NPOなど広範囲にわたっている。今後、児童虐待による死亡事例に関する研究は、これら多彩な領域の専門家がその専門性を基盤にして独自性を発揮しながら、協力して進めていくことが求められよう。

（田附 あえか）

Ⅲ 総括

1) 今回の文献研究は「虐待死」に限ったものではあったが、1891年（明治24年）から2010年（平成22年）までの期間に渡って約250点の文献を収集することができた。その中には、民俗学、精神科、小児科、法医学、心理学、少年司法、刑法、福祉、保健その他多様な分野からの論文があり、医師や学識経験者だけでなく、検事や弁護士、少年鑑別所職員など、実務に携わる者による研究も多数あった。これらは、私たちの社会にとって、子どもの虐待死という問題が非常に大きな関心事であり、大きな課題であり続けていることを示したものと言える。

2) とはいえ、種々の文献に当たっていくと、虐待死という問題は、過去から現在に至るまで必ずしも一様な関心事であったわけではないことがわかる。たとえば1970年代には、「子殺し」という言葉がメディアの高い関心を呼んだものの、それは、子どもの立場に立ったものであるとか子どもの人権に着目したというより、「母性喪失」といった側面からの興味、取り上げられ方であって、むしろ一時的な風潮にとどまった可能性がある。このようにして文献を俯瞰していくと、今日的な意味での子ども虐待への関心は、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定される少し前の1990年代の後半から次第に高まり、それとともに虐待死への関心も高まっていったと言えよう。

3) 上記の点は、たとえば新生児殺についても同様である。この問題は古くから「間引き」慣行があったとされる日本で、表だって取り上げられることもないまま「死産」などとして葬られることも多かったという歴史を持っていた。それが戦後になると、たとえば刑法学者が量刑に対する関心から新生児の殺害を取り上げ、その後は精神科医等が加害者の特徴を吟味し、防止策を提起するなどの動きが見られた。そして現在では、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」などで、虐待死を防ぐ上での大きな課題として検討が進められている。これらは、新生児の殺害に対する社会的な意識の変化、子どもの権利を尊重する意識の広がりを物語っていると考えられる。

4) また近年は、虐待に対する関心の高まりが、それまで気づかれていなかった虐待や、虐待による死亡へと目を向けさせていることも明らかになった。今回の研究では、最近の動向として「脳死」「乳幼児突然死症候群：SIDS」「Shaken Baby Syndrome：SBS」「代理ミュンヒハウゼン症候群：Munchausen syndrome by proxy（MSBP）」などに関する文献を検討したが、児童虐待という観点を持つことで、それまで見過ごされていた虐待死が発見され、あらたに対応が進められているということも明らかになった。

5) 今回の研究では、「関係諸機関をめぐる論考についての文献研究」を行った。虐待に対する長い研究の中で、関係機関がいかにして虐待や虐待死を防ぐのかという研究は、実は過去にはあまり見られず、おもには「児童虐待の防止等に関する法律」が成立して以後のこととなる。そのためか、現在

著されている論考の多くは、実践の報告等に限られていた。逆に言えば、虐待死を防ぐための関係機関の役割や課題ということについては、今後、本格的な研究が求められていると言えよう。

6) 児童虐待による死亡をなくしていくためには、児童虐待への対応を行う機関、子どもと家族にかかわるすべての機関が真剣に努力し、協力し合っていかなければならない。その意味で、今回行った文献研究は、それぞれの分野で行われてきた研究を俯瞰し、現時点での到達点や課題を明らかにする上で、一定の貢献をしたと考えられる。今後は、今回検討を行えなかったネグレクトや心中事例などについての文献研究を続け、あるいは各自治体が行っている児童虐待による死亡事例の検証報告の検討などを行うことで、わが国における虐待死に関する研究の現状や課題を引き続き明らかにし、虐待死を防ぐために資することとしたい。

〈引用文献〉

- 阿部忠夫・福永保郎（1960）『『実子殺し』の一例被害者の人格と加害者の人格および犯行に際しての心理的経過について』犯罪学雑誌, 26 (1), 26-30.
- 相川公代・石井美恵子・嶋田幸子（2003）『『小児虐待を早期発見するための看護の視点』について』日本救急看護学会雑誌, 4 (2), 73-81.
- 青木一憲・澤田杏子・佐治洋介・丸山あずさ・永瀬裕朗・上谷良行・中村肇（2009）「2歳未満の虐待が疑われる頭部外傷の臨床的特徴」日本小児科学会雑誌, 113 (12), 1814-1819.
- 新井進（1989）「嬰兒殺しの司法精神鑑定2例－てんかんとうつ状態－」栃木精神医学, 9, 15-17.
- 荒井貴洋（1999）「近代初期刑法における嬰兒殺規定の検討：ドイツ・オーストリアを中心として」関東学院法学, 8 (2), 57-87.
- Caffey, J. (1946) "Multiple Fractures in the Long Bones of Infants", American Journal of Roentgenology, 56 (2), 163-173.
- 藤岡淳子（1985）「ロールシャッハテストからみた嬰兒殺の一事例」犯罪心理学研究, 22 (特別), 52-53.
- 福本逸美（1985）「捨子・『嬰兒殺し』とその背景：19世紀フランス大都市の裏面」Etudes francaises, 20, 1-31.
- 福島章（1976a）「子捨て子殺しの社会病理」, 大江健士郎・岡登哲雄（編）『現代人の異常性 3巻』至文堂, 187-201.
- 福島章（1976b）「子を殺す親－類型学的研究」犯罪と非行, 29, 43-72.
- 福島章（1977a）「子殺しの類型学的研究」, 『犯罪心理学研究 1』金剛出版, 28-64.
- 福島章（1977b）「子殺しの精神病理」教育と医学, 25 (4), 298-305.
- 福島章（1979）「幼児虐待と死の本能：一鑑定例の精神分析学的考察」精神療法, 5 (1), 40-47.
- 福島章（1984）「幼児虐待の二例」, 『犯罪心理学研究 2』金剛出版, 56-88.
- Funayama, M. & Sagisaka, K. (1988) "Consecutive infanticides in Japan", Am J Forensic Med Pathol, Mar:9 (1), 9-11.
- 蜂矢正彦・佐地勉・松裏裕行・松尾準雄・沢井清・澤文博（1996）「小児来院時心肺機能停止100例の検討－心肺機能停止の原因について－」日本小児科学会雑誌, 100 (9), 1475-1481.
- 広瀬勝世（1973）「最近の女性犯罪をめぐる精神医学的検討」法律のひろば, 26 (6), 20-26.
- 広瀬勝世（1979）「女性と犯罪」教育と医学, 27 (6), 562-568.
- 橋本和明（2007）「虐待が深刻化する親のパートナー関係についての研究：事例のメタ分析を用いた類型化の試み」心理臨床学研究, 25 (4), 396-407.
- 久山照息（1958）「嬰兒殺しの鑑定例」矯正医学, 7 (3), 80-86.
- 本間博彰（2009）「母親のメンタルヘルスと赤ちゃんの虐待：母子保健と医療の地域ネットワーク」子どもの虐待とネグレクト, 11 (1), 19-25.
- 保坂亨（編著）（2011）『日本の子ども虐待－戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析：第二版』福村出版
- 細井千晴（2009）『『子どもの安全・家族の安心を支える小児救急看護』小児救急看護技術 子どもの事故 予防教育、虐待との鑑別』小児看護, 32 (7), 919-927.
- 市川潤（1977）「出産後婦人による嬰兒殺とその司法精神医学的問題」精神神経学雑誌, 79 (4), 175-191.
- 市川光太郎（2000）「低血糖を呈した小児の来院時心肺機能停止症例の検討」小児科診, 7, 127-131.
- 市川光太郎（2006）「子ども虐待：Shaken baby syndrome (SBS) の予防」保健の科学, 48 (8), 606.
- Ichikawa, T., Tatsunuma, T., Ichinowatari, N., Hiroe, Y., Inoue, Y. & Higuchi, Y. (1981) "108 Parents Killing Their Own Children", Act. Crim. Japon., 47 (4), 194-206.
- 井口晶裕・石川信義・菊田英明・小林邦彦（2006）「複数菌の敗血症を反復した代理Munchausen症候群の1例」日本小

- 児科学会雑誌, 110 (5), 681-686.
- 稲村博 (1975) 「子殺しの研究」犯罪心理学, 41 (1), 40-55.
- 稲村博 (1976) 「子捨てと子殺し」, 自殺予防研究会 (編) 『青少年の自殺とその周辺』学事出版, 158-179.
- 稲村博 (1978) 『子殺し』誠信書房
- 井上登夫・興相知子・大田貴子・満留昭久 (1987) 「Munchausen syndrome by proxy (自験例を通じた1考察)」日本小児科学会雑誌, 91 (5), 1250-1255.
- 石橋宏・藤田昌宏・谷井広樹 (1987) 「多数の嬰兒死体隠匿例」日本法医学雑誌, 41, 746.
- 石原慶子 (1984) 「子殺し女子受刑者の研究」犯罪心理学研究, 21 (1・2), 11-24.
- 岩城正光 (1996) 「子を虐待死させた母親の刑事弁護を通じて」, 自由と正義, 47 (9), 101-111.
- 児童家庭局育成課 (1974) 「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果」厚生, 29, 35-44.
- 神田瑞穂 (1980) 「日本法医学会課題調査報告 (VI) : 被虐待児の司法解剖例調査、再鑑定に関する調査および医療事故死剖検例調査」日本法医学雑誌, 34 (3), 147-157.
- 加藤悦子 (2003) 「虐待死事件報道の意義と問題点: 虐待防止につながる報道のあり方を考える」子どもの虐待とネグレクト, 5 (1), 270-276
- 川崎二三彦・島川丈夫・坂口繁治・城村威男・橘川英和・増沢高・大塚斉・田附あえか (2007) 「児童虐待における家族支援に関する研究－児童福祉施設での取り組み－」平成19年度研究報告書 子どもの虹情報研修センター
- 川嶋浩一郎・浜野健三・新玲子・滝田齊・小田晋 (1987) 「思春期男児に発症したMunchausen syndrome by proxy」小児科, 28 (7), 855-860.
- Kempe, H. C., Silverman, N. F. & Steele, F. B. et al. (1962) "The Battered-Child Syndrome", Journal of American Medical Association, 181 (1), 17-24.
- 木村駿 (1973) 「実子殺人事件の母親に関する心理鑑定」, 群馬大学教育学部紀要人文・社会学編, 23, 205-245.
- 喜多三佳 (2003) 「嬰兒殺の処罰に関する一考察: 清代を中心として」四国大学経営情報研究所年報, 9, 45-51.
- 木内政寛・河内洋・木村康 (1990) 「繰り返し行われた嬰兒殺の3件」日本法医学雑誌, 44, 141.
- 河野朗久 (2007) 「乳幼児の突然死症例と乳児突然死症候群 (SIDS)」EMERGENCY CARE, 20 (8), 820-823.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 (2004) 「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」
- 小宮純一 (2004) 「子どもを守る社会資源と精神の貧困: 公的機関が関与した虐待死亡ケース取材から」子どもの虐待とネグレクト, 6 (2), 196-204.
- 近藤日出夫 (2008) 「女子少年による嬰兒殺の研究」犯罪社会学研究, 33, 157-176.
- 小西聖子・佐藤親次・薩美由貴・小田晋 (1992) 「家族の中の暴力 母親による新生児殺と乳児殺」アルコール依存とアディクション, 9 (3), 190-196.
- 小谷眞男 (2007) 「Lombrosoのイタリア刑法典草案批判と嬰兒殺犯をめぐる"物語り"」生活社会科学研究, 14, 19-27.
- 久保真一 (2007) 「【法医学から見た子ども虐待】日本法医学会の子どもの虐待への取り組みについて」子どもの虐待とネグレクト, 9 (3), 279-288.
- 栗栖瑛子 (1974) 「子どもの養育に関する社会病理的考察: 嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって」ジュリスト, 577, 121-127.
- 栗栖瑛子 (1986) 「子殺しの実態と社会病理」精神科MOOK, 14, 33-46.
- 栗栖瑛子・大森晶夫 (1977) 「東京における子殺しの実態: 戦後22年間 (昭和25年～昭和46年) の動向」ケース研究, 160, 2-28.
- 栗栖瑛子・中村陽子 (1985) 「東京における子殺しならびに虐待について: 昭和46年～昭和55年の推移」社会精神医学, 8, 135-143.

- 前田均・大島徹・高安達典・斉藤和則・中谷剛・永野耐造（1991）「連続嬰兒殺後隠匿死体の剖検例」犯罪学雑誌，57（5），177-182.
- 牧角俊郎・菅原憲典・古野潤治・藤田幸男（1990）「4件の2連続嬰兒殺事件」法医学の実際と研究，33，289-293.
- Meyer, C. & Oberman, M. (2001) “MOTHERS WHO KILL THEIR CHILDREN”, C.マイヤー・M.オバーマン（著）／岩本隆茂他（訳）（2002）『わが子を殺す母親たち』勁草書房
- 松原康雄（2009）「児童虐待の理解と対応：児童虐待への対応における医療、保健機関、専門職の役割」Nurse eye, 22（4），90-96.
- 松本伊智朗（2008）「序章 子どもの貧困研究の視覚」，浅井春夫・松本伊智朗・湯沢直美（編）『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店，13-16.
- 三島亜紀子（2005）『児童虐待と動物虐待』青弓社
- 向井敏二・内ヶ崎西作・一場一江（2007）「【法医学から見た子ども虐待】法医学から見た児童虐待死亡事例の課題」子どもの虐待とネグレクト，9（3），289-297.
- 村田明（1975）『「子殺し」の精神医学的犯罪学的調査（親殺し・子殺し）』犯罪心理学研究，11（1），43-45.
- 中田修（1990）「児童虐待加害者の精神鑑定」日本医師会雑誌，103（9）1508-1511.
- 中谷瑾子（1973a）『「核家族化」と嬰兒殺し』ケース研究，135，2-15.
- 中谷瑾子（1973b）「幼児殺傷・遺棄：いわゆる『親不和子不和時代』の背景と分析ならびに対応」ジュリスト，540，54-64.
- 中谷陽二（1989）「犯罪と家族—家族殺人の精神病理—」心と社会，57，31-41.
- 中谷陽二（1999）「うつ病者の破壊的行動—子殺し再考—」臨床精神医学，28（7），833-838.
- 永水裕子（2005）「代理によるミュンヒハウゼン症候群と児童虐待」上智法學論集，48（3・4），243-252.
- 南部さおり・西村明儒・藤原敏（2009）「乳幼児揺さぶられ症候群と刑事事実認定—医学的証拠より犯罪事実が特定された事例」犯罪学雑誌，75（2），31-39.
- 日本法医学会課題調査委員会（1982）「日本法医学会課題調査報告（Ⅶ）：被虐待児の司法解剖例集録」日本法医学雑誌，36（5），768-790.
- 日本法医学会課題調査委員会（2002）「日本法医学会課題調査報告（XⅥ）：被虐待児の司法剖検例に関する調査 平成2年（1990）～平成11年（1999）」日本法医学雑誌，56（2・3），276-286.
- 日本法医学会課題調査委員会（2008）「日本法医学会課題調査報告：被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査 平成12年（2000）～平成18年（2006）」日本法医学雑誌，62（1），222-228.
- 仁志田博司（2006）「乳幼児突然死症候群の病因病態のまとめ」母子保健情報，53，73-74.
- 新田康郎他（1973）「被虐待児症候群について」日本医事新報，2569，7-12.
- 大原健士郎（1979）「親殺し・子殺し」教育と医学，27（6），569-575.
- 大野曜吉・黒田房邦・平岩幸一・押田茂實（1981）「連続嬰兒殺事件」法医学の実際と研究，24，83-88.
- 太田素子（編）（1997）『近世日本 マビキ慣行史料集成』刀水書房
- 太田由加里（2009）「子どもの虐待死予防における乳幼児健診の意義と役割：未受診者の調査から」田園調布学園大学紀要，3，51-66.
- 大谷勲・中村功・籠谷秀翁・松井健史・森沢佐歳（1981）「死後焼棄の痕跡が連続嬰兒殺事件を発覚させた—鑑定例」法医学の実際と研究，24，89-95.
- 岡本伸彦他（1993）「頭部外傷を呈した被虐待児症候群」小児科臨床，46（9），2220-2224.
- 奥山眞紀子（2006）「保健活動と虐待死の予防—児童虐待による死亡事例の検証から—」保健の科学，48（9），689-693.
- Reder, P. & Duncan, S. (1999) “Lost Innocents A fellow-up study of fatal child abuse”, P.レイダー・S.ダンカン（著）

- ／小林美智子・西澤哲（監訳）（2005）『子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の分析』明石書店
- Resnick, P. J. (1970) "Murder of the Newborn: A Psychiatric Review of Neonaticide", *Am J Psychiatry*, 126, 1414-1420.
- 佐々木保之（1977）「子捨て・子殺し」*ジュリスト*, 増刊総合特集「現代の家族」, 235-240.
- 作田勉（1980）「嬰兒殺の研究－現状、分類、対策、母性心理、ほか－」*犯罪学研究*, 46, 37-48.
- 諏訪城三（1995）「被虐待児117例の検討：臨床所見及び虐待の背景について」*日本小児科学会雑誌*, 99（12）, 2069-2077.
- 社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2010）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：第6時報告」
- 椎名篤子他（2000）「子ども虐待におけるマスコミの役割を考える」*子どもの虐待とネグレクト*, 2（1）, 143-150.
- 鈴木昭広他（2010）「いわゆる死後CT検査の所見を根拠に司法解剖を行い、死因究明に至った幼児虐待の1例」*日本救急医学会雑誌*, 21（1）, 29-34.
- 鈴木由利子（2006）「間引きと嬰兒殺し：明治以降の事例をてがかりに」*東北学院大学東北文化研究所紀要*, 38, 69-87
- 立花隆（1973）「子殺しの未来学」*文藝春秋*, 1月号, 110-124.
- 田口寿子（2005）「近年の母親による子殺しに関する犯罪精神医学的研究」*文部科学省科学研究補助金平成14～16年度基盤研究（C）『家庭内暴力の実態と対策に関する研究－殺人・傷害致死事件の分析から（代表：岩井宜子）』研究成果報告書*, 39-46.
- 田口寿子（2007）「わが国におけるMaternal Filicideの現状と防止対策－96例の分析から－」*精神神経学雑誌*, 109（2）, 110-127.
- 田平公子（1994）「Munchausen syndrome by proxyの1例」*小児科臨床*, 47（2）, 311-317.
- 高木徹也・佐藤喜宣（2010）「死に至る児童虐待」*小児科*, 51（2）, 125-133.
- 滝口直彦・小田晋・佐藤親次・妹尾栄一（1991）「『幼児奇胎妄想』から実子を殺害した精神分裂病者の1例 民俗精神医学的考察」*精神医学*, 33（2）, 185-190.
- 武内康雄（2007）「窒息または虐待と突然死」*日本SIDS学会雑誌*, 7（1）, 44-47.
- 田間泰子（2001）『母性愛という制度：子殺しと中絶のポリティクス』*勁草書房*
- Tatsunuma, T., Ichikawa, T., Ichinowatari, N., Hiroe, Y., Inoue, Y. & Ogata, K. (1982a) "Child Murder Syndrome (1)", *Act. Crim. Japon.*, 48（3）, 99-108.
- Tatsunuma, T., Ichikawa, T., Ichinowatari, N., Hiroe, Y., Inoue, Y. & Ogata, K. (1982b) "Child Murder Syndrome (2)", *Act. Crim. Japon.*, 48（4）, 168-175.
- Tatsunuma, T., Ichikawa, T., Ichinowatari, N., Hiroe, Y., Inoue, Y. & Ogata, K. (1982c) "Child Murder Syndrome (3)", *Act. Crim. Japon.*, 48（5・6）, 205-210.
- Tatsunuma, T., Ichinowatari, N., Hiroe, Y., Ogata, K., Inoue, Y. & Ichikawa, T. (1983) "Legal Proceedings in 108 Cases of Parent Murdering His or Her Own Child", *Act. Crim. Japon.*, 49（1）, 33-38.
- 土屋真一（1974）「嬰兒殺に関する研究」*警察研究* 45（7）, 87-110.
- 土屋真一・佐藤典子（1974）「嬰兒殺に関する研究」*法務総合研究所研究部紀要*, 17, 75-90.
- 内山絢子・小長井賀代・安部哲夫（1983）「女性による新生児殺の研究」*犯罪社会学研究*, 8, 172-186.
- 植松正（1951）「嬰兒殺に関する犯罪學的研究」, 『*刑事法の理論と現実2*』有斐閣, 183-231.
- 上野加代子・野村知二（2003）『＜児童虐待＞の構築：捕獲される家族』*世界思想社*
- 山下裕史朗・家村明子（2001）「だまされてはいけない「代理Munchausen症候群」」*小児科*, 42（3）, 314-318.
- 安田素次・笠原敏彦（1985）「産褥期精神障害の1症例－臨床経過の多様性を中心に－」*臨床精神医学*, 14（10）, 1497-1503.

- 矢崎妙子・渡部修三・島藺安雄（1973）「うつ病者の犯罪心理学的研究への一寄与：重度心身障害者の実子殺しの鑑定例について」犯罪学雑誌，39（1），31-41.
- 横井大三・谷川輝（1959）「子殺し事件の量刑」ジュリスト，174，28-34.
- 横田俊平（2009）「子どもの脳死臓器移植を巡る日本小児科学会会長として考えたこと：今後の議論のために」日本小児科学会雑誌，113（9），1-8.
- 矢田昭一（1965）「多数切創の見られた嬰兒殺例」犯罪学雑誌，31（3），109-112.
- 吉村公一・柳田純一・原正昭・支倉逸人（1979）「嬰兒変死の法医学的検討－特に最近の嬰兒殺について－」日本医事新報，2890，46-50.

<参考資料：児童の虐待死に関する文献一覧>

年	文献
1891	森理記 「鑑定書(嬰兒殺) 其一」 千葉醫學會雜誌, 1, 19-23.
1899	R, M. 生 「嬰兒殺四例」 千葉醫學會雜誌, 42, 30-41.
1900	外山はな子 「初生児の窒死」 産婆学雜誌, 5, 16-22.
1946	Caffey, J. 「Multiple Fractures in the Long Bones of Infants」 American Journal of Roentgenology, 56 (2), 163-173.
1951	植松正 「嬰兒殺に関する犯罪學的研究」, 『刑事法の理論と現実 2』 有斐閣, 183-231.
1954	金子準二 「子殺しの心理」 政界往来, 20 (10), 143-149.
1958	久山照息 「嬰兒殺しの鑑定例」 矯正医学, 7 (3), 80-86.
1959	横井大三 他 「子殺し事件の量刑」 ジュリスト 174, 28-34.
1960	阿部忠夫 他 「『実子殺し』の一例—被害者の人格と加害者の人格および犯行に際しての心理的過程について」 犯罪学雜誌, 26 (1), 26-30.
1962	Kempe, H.C. 他 「The Battered-Child Syndrome」 Journal of American Medical Association, 181 (1), 17-24.
1965	Yada Shoichi 他 「多数切創の見られた嬰兒殺例」 犯罪学雜誌, 31 (3), 109-112.
1969	森下忠 「尊属殺と新生児殺」 判例時報, 564, 14-15. 中田修 「うつ病と犯罪(展望)」 犯罪学雜誌, 35 (3・4), 58-65.
1970	広瀬貞雄 「うつ病の殺人例—精神鑑定の事例より」, 鴨良弼 他(編)『刑法と科学 心理学・医学編』 有斐閣 Resnick, P. J. 「Murder of the Newborn: A Psychiatric Review of Neonaticide」 Am J Psychiatry 126, 1414-1420.
1973	赤松高之 「0～2歳児の事件」 小児保健研究, 31 (5), 240-242. 広瀬勝世 「最近の女性犯罪をめぐる精神医学的検討」 法律のひろば, 26 (6), 20-26. 木村駿 「実子殺人事件の母親に関する心理鑑定」 群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編, 23, 205-245. 黒田直 「『嬰兒殺し』」 東京医科大学雑誌, 31, 120-124. 中谷瑾子 「『核家族化』と嬰兒殺し」 ケース研究, 135, 2-15. 中谷瑾子 「幼児殺傷・遺棄—いわゆる『親不和子不和時代』の背景と分析ならびに対応」 ジュリスト, 540, 54-64. 新田康郎 他 「被虐待児症候群について」 日本医事新報, 2569, 7-12. 矢崎妙子 他 「うつ病者の犯罪心理学的研究への一寄与—重度心身障害者の実子殺しの鑑定例について」 犯罪学雜誌, 39 (1), 31-41. 立花隆 「子殺しの未来学」 文藝春秋, 1月号, 110-124.
1974	厚生省児童家庭局 「児童の虐待、遺棄、殺害に関する調査結果」 厚生, vol. 29, 35-44. 栗栖瑛子 「子どもの養育に関する社会病理的考察—嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって」 ジュリスト, 577, 121-127. 新田康郎 他 「Battered Child」 小児科診療, 37 (6), 160-165. 押田茂実 「最近の嬰兒殺」 法医学の実際と研究, 17, 45-50. 佐々木保行 他 「『子殺し』の心理学的研究(1)—母親の意識調査からみた『子殺し』」 宇都宮大学幼児教育研究協議会研究報告 第1集, 1-26. 高屋豪瑩 他 「長期にわたって生存した Battered Child Syndrome の1剖検例」 小児外科・内科, 6 (8), 74-79. 土屋真一 他 「嬰兒殺に関する研究」 法務総合研究所研究部紀要, 17, 75-90.
1975	稲村博 「子殺しの研究」 犯罪学雜誌, 41 (1), 40-55. 大森晶夫 他 「親殺し・子殺し」 犯罪心理学研究, 11 (1), 41-45. 佐々木保行 「『子殺し』の心理学的考察」 児童心理, 29 (8), 1494-1500. 佐々木保行 他 「『子殺し』の心理学的研究(2)—父親の意識調査からみた『子殺し』」 宇都宮大学幼児教育研究協議会研究報告 第2集, 1-31. 村田明 「『子殺し』の精神医学的犯罪学的調査(親殺し・子殺し)」 犯罪心理学研究, 11 (1), 43-45.
1976	福島章 「子を殺す親—類型学的研究」 犯罪と非行, 29, 43-72. 福島章 「子捨て子殺しの社会病理」, 大江健士郎・岡登哲雄(編)『現代人の異常性 3巻』至文堂, 187-201. 稲村博 「子捨てと子殺し」, 自殺予防研究会(編)『青少年の自殺とその周辺』学事出版, 158-179.
1977	福島章 「子殺しの類型学的研究」, 『犯罪心理学研究 1』 金剛出版, 28-64. 福島章 「子殺しの精神病理」 教育と医学, 25 (4), 298-305. 市川潤 「出産後婦人による嬰兒殺とその司法精神医学的問題」 精神神経学雑誌, 79 (4), 175-191. 栗栖瑛子 他 「東京における子殺しの実態 戦後 22年間(昭和 25～46年)の動向」 ケース研究, 160, 2-28. 新美美津子 「子殺しとは何かを考えるにあたって」 家庭科教育, 0, 42-45. 小野沢正喜 「子捨て、嬰兒殺しの文化誌」 教育と医学, 25 (4), 354-359. 佐々木保行 「子捨て・子殺し」 ジュリスト, 増刊総合特集「現代の家族」, 235-240. 佐藤カソコ 「母親による子殺しとその背景」 犯罪社会学研究, 2, 93-105.
1978	塩野寛 他 「Battered Child Syndrome 及び Battering Child Syndrome の剖検例」 法医学の実際と研究, 21, 95-107. 龍野嘉紹 他 「被虐待児(Battered Child)の司法解剖例の検討」 日本法医学雑誌, 32 (1), 30-38. 稲村 博 「子殺し—その精神病理」 誠信書房
1979	福島章 他 「幼児虐待と死の本能—1鑑定例の精神分析的考察」 季刊精神療法, 5 (1), 40-47. 広瀬勝世 「女性と犯罪」 教育と医学, 27 (6), 562-568. 入沢淑人 他 「せっかん殺3例」 犯罪学雜誌, 45 (1), 14-19. 小田晋 「父殺し・子殺しの歴史犯罪学的考察」 教育と医学, 27 (7), 656-664. 大原健士郎 「親殺し・子殺し」 教育と医学, 27 (6), 569-575. 吉村公一 他 「嬰兒変死の法医学的検討—特に最近の嬰兒殺について」 日本医事新報, 2890, 46-50.
1980	福島章 「子殺しの類型」 現代のエスプリ, 154, 102-109. 神田瑞穂 「被虐待児の司法解剖例調査、再鑑定に関する調査および医療事故死剖検例調査」 日本法医学雑誌, 34 (3), 147-157.

	作田勉 佐藤典子 佐々木保行	「嬰兒殺の研究—現状、分類、対策、母性心理、ほか」 犯罪学研究, 46, 37-48. 「子捨て・子殺し」, 飯田芳郎 他(編)『児童問題とその指導』 同文書院, 169-172. 『日本の子殺しの研究』 高文堂出版社
1981	市川達郎 他 黒田曜子 内藤道興 内藤道興 日本子供を守る会 大野曜吉 他 大谷勲 他 作田勉 他 嶋崎修次 他	「子殺し108例」 犯罪学雑誌, 47 (4), 194-206. 「被虐待児屍の解剖所見について」 日本法医学雑誌, 35 (6), 416-421. 「幼児虐待 (Child Abuse) の研究」 犯罪学雑誌, 47 (5~6), 207-222. 「乳幼児突然死の本態についての考察」 日本法医学雑誌, 35 (3), 151-160. 「子捨て・子殺し」, 『子ども白書 1981年度版』 草土文化, 57-62. 「連続嬰兒殺事件」 法医学の実際と研究, 24, 83-88. 「死後焼棄の痕跡が連続嬰兒殺事件を発覚させた一鑑定例」 法医学の実際と研究, 24, 89-95. 「A Social-Medical Study on 71 Cases of Infanticide in Japan」 Keio journal of Medicine, 30 (4), 155-168. 「Battered child syndrome」 救急医学, 5 (12), 1681-1689.
1982	舟山真人 他 日本法医学会課題調査委員会 辰沼利彦 他 辰沼利彦 他 辰沼利彦 他	「宮城県における最近10年間の嬰兒殺」 法医学の実際と研究, 25, 135-139. 「被虐待児の司法解剖例集録」 日本法医学雑誌, 36 (5), 768-790. 「子殺し症候群 -1-」 犯罪学雑誌, 48 (3), 99-108. 「子殺し症候群 -2-」 犯罪学雑誌, 48 (4), 168-175. 「子殺し症候群 -3-」 犯罪学雑誌, 4 (5~6), 205-210.
1983	遠藤幸子 他 古村節男 他 辰沼利彦 他 内山絢子 他	「被虐待児症候群児の死に至る軌跡—極小双胎未熟児 M 子ちゃん、M 枝ちゃんの場合」 小児看護, 6 (6), 691-695. 「慢性硬膜下血腫を伴う被虐待児症候群の1剖検例」 滋賀医学, 5 (2), 108-114. 「わが子殺し108例の処分結果」 犯罪学雑誌, 49 (1), 33-38. 「女性による新生児殺の研究」 犯罪社会学研究, 8, 172-186.
1984	福島章 石原慶子 塩野寛 塩野寛 内山絢子 他	「幼児虐待の二例」, 『犯罪心理学研究 2』 金剛出版, 56-88. 「子殺し女子受刑者の研究」 犯罪心理学研究, 21 (1・2), 11-24. 「法医学の眼 子殺し」 Medical Way, 1 (3), 126-127. 「法医学の眼 被虐待児症候群・窒息」 MedicalWay, 1 (4), 103-106. 「子殺し・配偶者殺しの男女別犯行特性」 科学警察研究所報告 防犯少年編, 25 (1), 82-87.
1985	藤岡淳子 福本逸美 栗栖瑛子 他 塩野寛 他 安田素次 他	「ロールシャハテストからみた嬰兒殺の一事例」 犯罪心理学研究, 22 (特別), 52-53. 「捨子・『嬰兒殺し』とその背景—19世紀フランス大都市の裏面」 Etudes francaises, 20, 1-31. 「東京における子殺しならびに虐待について—昭和46~昭和55年の推移」 社会精神医学, 8, 135-143. 「被虐待児症候群の剖検例12例の法医学的検討」 日本法医学雑誌, 39 (5), 392-397. 「産褥期精神障害の1症例 臨床経過の多様性を中心に」 臨床精神医学, 14 (10), 1497-1503.
1986	稲村博 栗栖瑛子	「親子心中・えい児殺しの精神病理」 ペリネイタルケア 夏季増刊, 5, 106-111. 「子殺しの実態と社会病理」 精神科 MOOK, 14, 33-46.
1987	井上登夫 他 石橋宏 他 川嶋浩一郎 他 松本潤子 他	「Munchausen syndrome by proxy (自験例を通した1考察)」 日本小児科学会雑誌, 91 (5), 1250-1255. 「多数の嬰兒死体隠匿例」 日本法医学雑誌, 41, 746. 「思春期男児に発症した Munchausen syndrome by proxy」 小児科, 28 (7), 855-860. 「嬰兒殺の法医学的検討 昭和41年~61年までの190例について」 日本医事新報, 3316, 43-45.
1988	Funayama, M. 他	「Consecutive infanticides in Japan」, Am J Forensic Med Pathol, Mar;9 (1), 9-11.
1989	新井進 他 福島章 入澤淑人 他 伊藤敦子 他 中谷陽二 柴田洋子 他	「嬰兒殺しの司法精神鑑定2例 てんかんとうつ状態」 栃木精神医学, 9, 15-17. 「母親になれない女性たち—児童虐待・子殺しの事件から」 青年心理, 74, 101-105. 「京都府立医科大学法医学教室における過去30年間の乳幼児解剖例についての統計的観察」 日本法医学雑誌, 43 (補冊), 151. 「当教室で剖検した乳幼児・学童変死事例に関する統計的観察」 日本法医学雑誌, 43 (補冊), 279. 「犯罪と家族 家族殺人の精神病理」 心と社会, 57, 31-41. 「現代の司法精神鑑定例 塩入り哺乳による嬰兒殺し」 臨床精神医学, 18 (11), 1625-1632.
1990	木内政寛 他 牧角俊郎 他 内藤道興 中田修	「繰り返し行われた嬰兒殺の3件」 日本法医学雑誌, 44, 141. 「4件の2連続嬰兒殺事件」 法医学の実際と研究, 33, 289-293. 「被虐待児屍の鑑定」 日本医師会雑誌, 103 (9), 1513-1516. 「児童虐待加害者の精神鑑定」 日本医師会雑誌, 103 (9), 1508-1511.
1991	前田均 他 牧野俊郎 他 小片守 他 滝口直彦 他	「連続嬰兒殺後隠匿死体の剖検例」 犯罪学雑誌, 57 (5), 177-182. 「嬰兒屍90例の統計的観察」 犯罪学雑誌, 57 (3), 91-97. 「被虐待児腎組織内のヘモグロビンの証明」 日本法医学雑誌, 45 (3), 201-204. 「『幼児奇胎妄想』から実子を殺害した精神分裂病者の1例 民俗精神医学的考察」 精神医学, 33 (2), 185-190.
1992	池田卓也 他 小西聖子 他 黒須明 他 上山健一 他	「虐待児における熱ショック蛋白質エビキチンに関する免疫組織化学的検討」 法医学の実際と研究, 35, 75-79. 「家族の中の暴力 母親による新生児殺と乳児殺」 アルコール依存とアディクション, 9 (3), 190-196. 「周産期に低酸素性虚血性脳障害を受け慢性硬膜下血腫により死亡した被虐待児の1剖検例」 法医学の実際と研究, 35, 263-268. 「子殺しのあと8年余にわたり全生活史健忘を呈している1症例」 九州神経精神医学, 38 (2), 156-160.
1993	古屋孝子 他 影山任佐 他 岡本伸彦 他	「北海道内における最近のせっかん死」 法医学の実際と研究, 36, 291-297. 「パラノイアとその周辺 文字の妄想解釈を主な症状とする慢性妄想病について 実子殺の1鑑定例を通じて」 臨床精神医学, 22 (11), 1607-1616. 「頭部外傷を呈した被虐待児症候群」 小児科臨床, 46 (9), 2220-2224.
1994	久保真一 他	「法医剖検例における熱ショック蛋白質 HSP72 ならびに ubiquitin の出現様態」 法医学の実際と研究, 37, 159-168.

	志村俊郎 他 田平公子	「Battered Child Syndrome を呈した 8 剖検例の神経病理学的研究」 Neurological Surgery, 22 (1), 23-28. 「Munchausen syndrome by proxy の 1 例」 小児科臨床, 47 (2), 311-317.
1995	舟山真人 他 河野朗久 他 諏訪城三	「暴力直後の吐物吸引に起因する窒息による乳児死」 犯罪学雑誌, 61 (4), 149-153. 「小児虐待と突然死—虐待を疑う乳幼児突然死症例の鑑別診断」 小児内科, 27 (11), 1625-1631. 「被虐待児 117 例の検討—臨床所見及び虐待の背景について」 日本小児科学会雑誌, 99 (12), 2069-2077.
1996	蜂矢正彦 他 市川光太郎 岩城正光 太田素子	「小児来院時心肺機能停止 100 例の検討—心肺機能停止の原因について」 日本小児科学会雑誌, 100 (9), 1475-1481. 「突然死にみられた愛情剥奪症候群と思われる 3 例」 小児科診療, 59 (7), 1231-1235. 「子を虐待死させた母親の刑事弁護を通じて」 自由と正義, 47 (9), 101-111. 『近世日本 マビキ慣行史料集成』 刀水書房
1997	石川丹 美作宗太郎 他	「被虐待児症候群 頭蓋内出血の 5 例」 臨床小児医学, 45 (2), 79-82. 「A Case of Pneumonia in Childhood Suspected to Suffer Child Abuse」 犯罪学雑誌, 63, 146-153.
1998	林紀乃 他 大島徹 他 武内康雄 他 武安ヨシエ 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち	「Child abuse の 7 剖検例」 杏林医学会雑誌, 29 (4), 591-600. 「金沢大学医学部法医学教室における過去 15 年間の児童虐待剖検例の概要」 犯罪学研究, 64 (1), 22-26. 「遷延性肝破裂が疑われた被虐待児の一例」 法医学病理, 4, 43-48. 「子殺し衝動を克服するまで—無能のまま抱き続ける母の内面化」 心理臨床, 11 (1), 33-39. 『見えなかった死—子ども虐待データブック』 キャプナ出版
1999	荒井貴洋 有吉美紀 他 苗村育郎 他 石塚千秋 他 前田基晴 他 中谷陽二 大石慈子 他 大島徹 他 祖父江文宏 他 恒成茂行 他	「近代初期刑法における嬰兒殺規定の検討—ドイツ・オーストリアを中心として」 関東学院法学, 8 (2), 57-87. 「頭部外傷で死亡し、被虐待児症候群を疑われた 2 例」 大分県立病院医学雑誌, 28, 122-126. 「前頭・側頭障害後に嬰兒殺害に至った事例 高次脳機能障害者の長期ケアの視点から」 臨床精神医学, 28 (11), 1549-1560. 「診断が困難であった実子殺しの鑑定事例」 犯罪学雑誌, 65 (5), 202-206. 「小児脳死判定基準(案)をみたし約 11 ヶ月間脳死状態を呈した一男児例」 脳死・脳蘇生研究会雑誌, 12, 44-45. 「うつ病者の破壊的行動—子殺し再考」 臨床精神医学, 28, 833-838. 「死の転帰をとった battered child syndrome の 1 例」 臨床皮膚科, 53 (3), 201-204. 「Retrospective Study on Forensic Autopsy Cases of Child Abuse—Comparative Study among Japan, Germany and Scotland」 犯罪学雑誌, 65 (1), 1-6. 「子ども虐待死に関する統計的基礎研究—過去 5 年間に新聞報道された事件から読み取れる傾向と課題」 安田生命社会事業団 研究助成論文集, 35, 135-142. 「死亡児から学ぶ子どもの虐待—法医学解剖の事例研究と全国における法医学解剖の実態調査」 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)平成 10 年度「虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連帯体制の構築に関する研究」(代表:松井一郎)分担研究報告書, 100-103.
2000	有吉孝一 他 古谷悦美 他 市川光太郎 他 工藤充哉 村越一浩 田口寿子 他 恒成茂行 他 恒成茂行 他 恒成茂行 他 山内美佐 他 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち	「被虐待児症候群 7 例の検討」 日本臨床救急医学会雑誌, 3 (3), 357-362. 「虐待による頭部外傷児の予後および退院時処遇についての検討」 小児保健研究, 59 (1), 96-101. 「低血糖を呈した小児の来院時心肺機能停止症例の検討」 小児科診療, 63 (7), 1091-1095. 「被虐待児症候群と小児医療の関わり合い」 古川市立病院誌, 4 (1), 9-12. 「同棲中の元夫の幼児虐待を制止しなかった被告人の行為が、障害致死罪の不作为による幫助に該当するとして、これを否定して無罪とした原判決が破棄され、有罪が言い渡された事例(札幌高裁平成 12.3.16 判決)」 研修, 624, 13-26. 「妄想型うつ病の女性による実子殺しの一鑑定例」 法と精神科臨床, 3, 74-81. 「死亡児から学ぶ子どもの虐待—法医学解剖の事例研究と全国における法医学解剖の実態調査」 子どもの虐待とネグレクト, 2 (1), 156-163. 「子どもの虐待と法医学解剖—死亡児から学ぶ虐待防止」 熊本医学会雑誌, 73 (2・3), 172-178. 「死亡児から学ぶ子どもの虐待—法医学解剖の事例研究と全国における法医学解剖の実態調査」 厚生科学研究費補助金(子供家庭総合研究事業)平成 11 年度「虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連帯体制の構築に関する研究」(代表:松井一郎)分担研究報告書, 58-63. 「秋田大学医学部法医学教室における嬰兒殺疑い解剖例について」 犯罪学雑誌, 66 (6), 234-239. 『防げなかった死—子ども虐待データブック 2001』 キャプナ出版
2001	藤倉隆 他 古荘純一 他 板倉敬乃 他 加藤悦子 加藤悦子 他 三澤章吾 南部さおり 清板芳子 山口崇 他 山下裕史朗 他 田間 泰子 恒成茂行 他	「臨床法医学からの提言—死者が語ること」 子どもの虐待とネグレクト, 3 (1), 163-171. 「最近の小児科臨床現場で直面したネグレクト症例の検討」 日本小児科学会雑誌, 105 (9), 992-993. 「当科における被虐待児症候群の臨床的検討」 小児科臨床, 54 (8), 1662-1666. 「子どもの虐待死事件はどんなときに起きているか—統計調査結果にみる虐待リスク要因」 へるす出版生活教育, 45 (7), 34-39. 「過去 5 年間に新聞報道された子ども虐待死事件の傾向と課題」 子どもの虐待とネグレクト, 3 (1), 204-210. 「日常診療と法医学 被虐待児症候群 Battered Child Syndrome」 いずみ, 48 (3), 20-21. 「刑事事件としての児童虐待—せっかん死加害者における故意の認定を中心にして」 明治大学大学院 法学研究論集, 15, 77-96. 「対照的な結果に至った虐待母性のロールシャッハ像の検討」 ノートルダム清心女子大学紀要 生活経営学・児童学・食品栄養学編, 25 (1), 38-46. 「児童虐待が疑われる身元不明死体に認めた歯の外傷について」 犯罪学雑誌, 67 (5), 217-221. 「だまされてはいけない『代理 Munchausen 症候群』」 小児科, 42 (3), 314-318. 「母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス」 勁草書房 「死亡児から学ぶ子どもの虐待—死亡児の法医学解剖の実態と法医学の虐待防止への関与」 厚生科学研究費補助金(子供家庭総合研究事業)平成 12 年度「虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連帯体制の構築に関する研究」(代表:松井一郎)分担研究報告書, 66-70.

2002	芥直子 堂面政俊 他 石井トク 岩橋公晴 他 泉谷徳男 他 風祭元 三澤章吾 南部さおり 日本法医学会企画調査委員会 高橋ゆかり 他 柳川敏彦 C・マイヤー, M・オーバーマン/著, 岩本隆茂 他/訳	「子供を代理としたミュンヒハウゼン症候群」 小児内科, 34 (9), 1380-1382. 「広島市立舟入病院小児科における死亡症例の検討」 小児科臨床, 55 (8), 1661-1665. 「判例にみるジェンダー 内縁の夫による児童虐待死」 助産婦雑誌, 56 (2), 172-173. 「突然死した shaken baby syndrome の 1 例」 犯罪学雑誌, 68 (5), 166-170. 「医療機関で発見された児童虐待事例に対する治療と予後因子の検討」 小児保健研究, 61 (6), 848-857. 「精神医学の立場から—育児不安の究極的破綻:子殺し」 こころの科学, 103, 44-49. 「日常診療と法医学」 日本農村医学会雑誌, 50 (6), 782-788. 「児童虐待の刑事事実認定—児童せっかん死事例における医学的証拠の地位を中心にして」 明治大学大学院 法学研究論集, 16, 35-54. 「被虐待児の司法剖検例に関する調査—平成 2 年 (1990) ~平成 11 年 (1999)」 日本法医学雑誌, 56 (2・3), 276-286. 「新聞報道に見る児童虐待 (第 1 報)」 群馬パース看護短期大学紀要, 4 (1), 19-36. 「子どもの虐待の歴史」 小児内科, 34 (9), 1335-1339.
2003	相川公代 他 加藤悦子 喜多三佳 桑山一行 他 長田明日香 他 相模あゆみ 他 澤口聡子 他 脊山英徳 他 中谷瑾子	「『小児虐待を早期発見するための看護の視点』について」 日本救急看護学会雑誌, 4 (2), 73-81. 「虐待死事件報道の意義と問題点—虐待防止につながる報道のあり方を考える」 子どもの虐待とネグレクト, 5 (1), 270-276. 「嬰兒殺の処罰に関する一考察—清代を中心として」 四国大学経営情報研究所年報, 9, 45-51. 「被虐待児症候群の 1 例」 高松市民病院雑誌, 18, 22-24. 「当科における小児虐待 19 例の検討」 大分県立病院医学雑誌, 32, 12-15. 「児童虐待による死亡の実態—平成 12 年度児童虐待全国実態調査より」 子どもの虐待とネグレクト, 5 (1), 141-150. 「SIDS 訴訟の国際比較 (International Comparison of SIDS Litigation)」 犯罪学雑誌, 69 (5), 161-164. 「頭部外傷を伴う被虐待児への対応と脳神経外科医の役割」 小児の脳神経, 28 (5), 336-342. 「児童虐待を考える」 信山社出版
2004	青木康博 有吉孝一 他 福田直子 他 橋本卓史 他 岩城正光 他 小林美智子 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 小宮純一 三澤章吾 長尾正崇 佐藤千秋 他 正高信男 武内康雄 谷澤隆邦 山南貞夫 山崎嘉久 イヴ・クルピンスキー, ダナ・ウィーケル/著, 上田勢子/翻訳 杉山 春	「死亡状況調査の重要性と診断の標準化」 日本 SIDS 学会雑誌, 4 (1), 48-52. 「乳幼児心臓停止症例の検討」 日本 SIDS 学会雑誌, 4 (1), 59-67. 「法医学にみる虐待死亡児」 子どもの虐待とネグレクト, 6 (2), 182-186. 「過去 20 年間に当院で経験した被虐待児 50 例の臨床像と転帰」 日本小児科学会雑誌, 108 (6), 864-869. 「児童虐待に対する刑事司法の現状とあるべき姿についての考察—2 つのネグレクト死事件から見えてくるもの」 子どもの虐待とネグレクト, 6 (2), 187-195. 「子ども虐待からの期待」 日本精神科病院協会雑誌, 23 (7), 29-37. 「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」 「子どもを守る社会資源と精神の貧困—公的機関が関与した虐待死亡ケース取材から」 子どもの虐待とネグレクト, 6 (2), 196-204. 「日常診療と法医学—法医学からみた児童虐待」 群馬医学, (79), 1-58. 「社会小児科学—法医学からみた児童虐待」 小児科, 45 (12), 2213-2219. 「聖マリアンナ医科大学病院における児童虐待事例の検討」 聖マリアンナ医科大学雑誌, 32 (2), 93-97. 「文化の中の子ども虐待 霊長類研究からみた子どもの虐待」 子どもの虐待とネグレクト, 6 (2), 205-208. 「乳幼児の突然死に際しての法医学解剖上の諸問題」 日本 SIDS 学会雑誌, 4 (1), 6-9. 「小児ドナーからの脳死臓器移植—必要性と残されている問題点」 小児科, 45 (7), 1261-1268. 「臨床医と法医学の連携は可能か」 日本 SIDS 学会雑誌, 4 (1), 15-18. 「乳幼児突然死症候群—こどもの虐待」 臨床研修プラクティス, 1 (9), 90-91. 『ねえママ、どうして私のこと嫌いなの… 児童虐待—ある少女の死の記録より』 PHP 研究所 『ネグレクト (育児放棄) 真奈ちゃんはなぜ死んだか』 小学館
2005	相澤仁 他 朝倉功 他 橋谷田真樹 他 岩城正光 他 Miyazaki Hideki 松原康雄 西山仁 他 小田和枝 他 大島俊之 澤口聡子 他 社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」	「死亡事例報告書から見た保健師のかかわり」 月刊地域保健, 36 (10), 117-126. 「過去 16 年間に当院で経験した小児死亡症例の検討」 藤枝市立総合病院学術誌, 11 (1), 6-10. 「死後変化高度な 2 幼児死体の同胞鑑定を目的とした DNA 解析」 法医学の実際と研究, 48, 101-106. 「虐待死を考える 死亡事例を検証する (1) 刑事弁護から治療への連携」 子どもの虐待とネグレクト, 7 (2), 182-189. 「脳死判定に基づく臓器移植に関する日本医師会の立場 (Position of the Japan Medical Association Concerning Organ Transplants Based on the Judgment of Brain Death)」 JMAJ: Japan Medical Association Journal, 48 (7), 385-386. 「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告書について」 母子保健情報, 52, 115-118. 「虐待死を考える 死亡事例を検証する (2) 刑事弁護から治療への検証」 子どもの虐待とネグレクト, 7 (3), 319-322. 「民間の力を地域の虐待防止に活かすために—小山市の虐待死事件に学ぶ」 子どもの虐待とネグレクト, 7 (2), 172-181. 「家庭内暴力から子殺しへ—刑事判例に見る家庭の崩壊」 神戸学院法学, 34 (3), 1013-1096. 「乳幼児突然死症候群に関連する裁判事例の国際比較 日本・アメリカ・イギリス・カナダの比較 (International Comparison of Litigation Cases Related to SIDS: Comparison among Japan, USA, Britain and Canada)」 東京女子医科大学雑誌, 75 (1・2), 10-19.

		<p>「児童虐待による死亡事例の検証結果等について：第1次報告」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待合資対策室</p> <p>鈴木由利子 「間引きと近代—明治時代以降の資料をてがかりに」 東北民俗学研究, 39, 69-86.</p> <p>田口寿子 「近年の母親による子殺しに関する犯罪精神医学的研究」 文部科学省科学研究補助金平成14～16年度基盤研究(C)「家庭内暴力の実態と対策に関する研究—殺人・傷害致死事例の分析から」(代表:岩井宜子) 研究成果報告書, 39-46.</p> <p>山中龍宏 「主訴からみた乳児の救急疾患—乳児の事故とSIDS」 小児科診療, 68(3), 451-459.</p> <p>ピーター・レイダー, シルヴィア・ダンカン/著, 小林美智子, 西澤哲/監訳 「子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の分析」 明石書店</p>
2006	<p>市川光太郎 「子ども虐待 Shaken baby syndrome (SBS) の予防」 保健の科学, 48(8), 606.</p> <p>井口晶裕 他 「複数菌の敗血症を反復した代理 Munchausen 症候群の1例」 日本小児科学会雑誌, 110(5), 681-686.</p> <p>岩山伸二 「3歳の幼児に継続的な虐待を加えた結果、同児がストレスによる十二指腸潰瘍を発症し、これに起因する腹膜炎により死亡した事案に対し、障害致死罪を適用した事例」 研修, 696, 117-126.</p> <p>小林美智子 「我が国の児童虐待の動向について—法律を含めて」 周産期医学, 36(8), 931-939.</p> <p>増沢高 他 「虐待死を考える 死亡事例を検証する(4) 検証をふり返る—専門家によるコメント」 子どもの虐待とネグレクト, 8(3), 351-361.</p> <p>長尾正崇 「今日の幼児・児童の虐待問題とその背景」 学校保健研究, 47(Sul), 117-120.</p> <p>長尾正崇 他 「隣人達が犠牲者の失踪に長期間気付かなかった致死児童虐待の2症例 (Two fatal cases of child abuse in which neighbors were unaware of the victims' disappearance for a long period)」 Legal Medicine, 8(1), 48-51.</p> <p>仁志田博司 「乳幼児突然死症候群(SIDS) —その歴史と現状 各論 病因病態論 乳幼児突然死症候群の病因病態のまとめ」 母子保健情報, 53, 73-74.</p> <p>小保内俊雅 他 「患者家族と医療スタッフの間に治療に対する共通認識が確立できず難渋した症例の経験」 周産期医学, 36(8), 1029-1033.</p> <p>奥山真紀子 「保健活動と虐待死の予防—児童虐待による死亡事例の検証から」 保健の科学, 48(9), 689-693.</p> <p>小澤周二 他 「児童虐待が疑われた特異な1剖検例」 法医学の実際と研究, 49, 21-26.</p> <p>鈴木由利子 「間引きと嬰兒殺し—明治以降の事例をてがかりに」 東北学院大学東北文化研究所紀要, 38, 69-87.</p> <p>社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」</p> <p>「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について：第2次報告」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待合資対策室</p> <p>高橋淳子 「深くそして自己の内面に問いかける授業をもとめて 小山児童虐待、殺害事件をもとに」 高崎健康福祉大学紀要, 5, 187-191.</p> <p>高橋蔵人 他 「虐待死を考える 死亡事例を検証する(3) 検証をふり返る—釈放後のカウンセリング」 子どもの虐待とネグレクト, 8(2), 218-227.</p> <p>高津光洋 他 「乳幼児突然死症候群(SIDS) —その歴史と現状 各論 病因病態論 事故・虐待」 母子保健情報, 53, 67-72.</p> <p>谷澤隆邦 「小児脳死臓器移植の現状と課題」 日本小児科医会会報, 32, 23-29.</p> <p>恒成茂行 他 「子どもの虐待と法医学の関わり—臨床法医学の実践に向けてのアプローチ」 法医学の実際と研究, 49, 1-10.</p>	
2007	<p>明橋大二 「家族の受診しないうつ—親のうつと虐待」 こころのりんしょう a・la・carte, 26(1), 115-119.</p> <p>安藤久美子 他 「自らの加害行為によるPTSD類似症状—医療観察法の実子殺害例の検討から」 臨床精神医学, 36(9), 1181-1189.</p> <p>池田典昭 「法医学から見た乳幼児の突然死」 日本SIDS学会雑誌, 7(1), 19-22.</p> <p>粕田承吾 他 「ネグレクトの乳児例」 法医学の実際と研究, 50, 187-191.</p> <p>河野朗久 「知っておきたい 小児救急にまつわるアレコレ 乳幼児の突然死症例と乳児突然死症候群(SIDS)」 EMERGENCY CARE, 20(8), 820-823.</p> <p>小谷眞男 「Lombroso のイタリア刑法典草案批判と嬰兒殺犯をめぐる"物語り"」 生活社会科学研究, 14, 19-27.</p> <p>久保真一 「日本法医学会の子どもの虐待への取り組みについて」 子どもの虐待とネグレクト, 9(3), 279-288.</p> <p>向井敏二 他 「法医学から見た児童虐待死亡事例の課題」 子どもの虐待とネグレクト, 9(3), 289-297.</p> <p>長嶋達也 他 「虐待による頭部外傷に対する包括的アプローチ—2歳未満児の検討」 小児の脳神経, 32(6), 430-438.</p> <p>太田禎久 他 「乳幼児急性硬膜下血腫の臨床像」 小児科臨床, 60(8), 1695-1701.</p> <p>田口寿子 「わが国における Maternal Filicide の現状と防止対策—96例の分析から」 精神神経学雑誌, 109(2), 110-127.</p> <p>武内康雄 「窒息または虐待と突然死」 日本SIDS学会雑誌, 7(1), 44-47.</p> <p>社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」</p> <p>「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について：第3次報告」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待合資対策室</p>	
2008	<p>堀映 他 「乳幼児虐待の背景にある要因について 12例の解析」 鳥取臨床科学研究会誌, 1(1), 95-100.</p> <p>岩井宜子 「平成の親族間殺人」 現代の社会病理, 23, 47-58.</p> <p>小湊慶彦 「法医学からみた子どもの虐待(第54回 日本小児保健学会(群馬))」 小児保健研究, 67(2), 198-201.</p> <p>近藤日出夫 「女子少年による嬰兒殺の研究」 犯罪社会学研究, 33, 157-176.</p> <p>黒澤寛史 他 「乳幼児突然死における剖検の有用性の検討」 日本救急医学会雑誌, 19(12), 1085-1094.</p> <p>長尾正崇 「臨床法医学で読む虐待事件(2) 不登校の原因が子ども虐待であった虐待死事例」 子どもの虐待とネグレクト, 10(3), 322-328.</p> <p>日本法医学会課題調査委員会 「被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査 平成12年(2000)～平成18年(2006)」 日本法医学雑誌, 62(1), 222-228.</p> <p>沖潤一 他 「児童虐待防止法改正後の3年間に一地方都市で起きた重篤な子ども虐待4例について」 日本小児科学会雑誌, 112(10), 1562-1566.</p> <p>太田由加里 「児童虐待死亡事例の検証と再発予防に関する今後の施策」 田園調布学園大学紀要, 2, 81-95.</p> <p>鈴木昭 他 「裁判例にみる子ども虐待死過程の実証的研究—パワレスな人々の支援に向けた evidence based practice (EBP) を目指して」 子どもの虐待とネグレクト, 10(1), 54-65.</p>	

	<p>社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について：第4次報告」厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待 合資対策室</p> <p>社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 「第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」厚生労働省雇用均等・児童 家庭局総務課虐待合資対策室</p> <p>安宅勝弘 他 「虐待と非行、子殺しについて」最新精神医学, 13 (2), 151-157.</p>
2009	<p>青木一憲 他 「2歳未満の虐待が疑われる頭部外傷の臨床的特徴」日本小児科学会雑誌, 113 (12), 1814-1819.</p> <p>荒木尚 他 「小児神経学的側面から見た脳神経外科的アプローチ 児童虐待における頭部外傷の脳神経外科的アプローチ」脳 と発達, 41 (3), 175-180.</p> <p>本間博彰 「母親のメンタルヘルスと赤ちゃんの虐待 母子保健と医療の地域ネットワーク」子どもの虐待とネグレクト, 11(1), 19-25.</p> <p>細井千晴 「小児救急看護技術 子どもの事故 予防教育、虐待との鑑別」小児看護, 32 (7), 919-927.</p> <p>掛江直子 他 「日本小児科学会倫理委員会 小児脳死臓器移植に関するアンケート調査 日本小児科学会会員に対する意識調査 2007」日本小児科学会雑誌, 113 (7), 1181-1193</p> <p>松原康雄 「児童虐待の理解と対応 児童虐待への対応における医療、保健機関、専門職の役割」Nurse eye, 22 (4), 90-96.</p> <p>南部さおり 他 「乳幼児揺さぶられ症候群と刑事事実認定 医学的証拠より犯罪事実が特定された事例」犯罪学雑誌 75 (2), 31-39.</p> <p>太田由加里 「子どもの虐待死予防における乳幼児健診の意義と役割—未受診者の調査から」田園調布学園大学紀要, 3, 51-66.</p> <p>奥山眞紀子 「乳幼児健診と虐待の予防、発見、対応」小児科臨床, 62 (12), 65-71.</p> <p>社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について：第5次報告」厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待 合資対策室</p> <p>山本正二 他 「来院時心肺停止および死後の画像診断」映像情報 Medical, 41 (4), 436-440.</p> <p>横田俊平 「子どもの脳死臓器移植を巡る日本小児科学会会長として考えたこと 今後の議論のために」日本小児科学会雑 誌, 113 (9), 1-8.</p>
2010	<p>奥山眞紀子 「虐待死亡事例検証から見える発生予防・再発予防」小児保健研究, 69 (2), 217-221.</p> <p>澤口聡子 「小児法医学と小児医事法制 (5) 嬰兒殺」医療安全, 7 (1), 92-94.</p> <p>社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について：第6次報告」厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待 合資対策室</p> <p>鈴木昭広 他 「いわゆる死後CT検査の所見を根拠に司法解剖を行い、死因究明に至った幼児虐待の1例」日本救急医学会雑誌, 21 (1), 29-34.</p> <p>高木徹也 他 「死に至る児童虐待」小児科, 51 (2), 125-133.</p>

研修資料

平成22年度 児童の虐待死に関する文献研究

平成23年 4月20日発行

- 発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
- 編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>
- 編集 研究者 川崎二三彦
平山 哲
田附あえか
大塚 齊
相澤林太郎
長尾真理子
山邊沙欧里
- 印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)